慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	塩谷宕陰・木下犀譚批評安井息軒初稿「読書余適」：安井文庫研究之一
Sub Title	Yasui Bunko studies (1) : critiques by Shioya Toin and Kinoshita Saitan of Yasui Sokken's first draft of the Dokusho Yoteki
Author	高橋, 智(Takahashi, Satoshi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1998
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.33 (1998.) ,p.1- 122
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000033-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

塩谷宕陰・木下犀譚批評安井息軒初稿「読書余適」

――安井文庫研究之一――

高橋　智

まえがき

安井息軒は、寛政一一年に生れ、明治九年に歿した漢学者である。その名は、今となっては一般には余り知られず、漢文を学ぶ者が、その依り所とする富山房の「漢文大系」に、「論語集説」や「孟子定本」の著者として記憶するぐらいであろう。明治や大正、戦前であれば、その儒名はなお高く、外孫の朴堂（小太郎）も漢文学の大家であった為に、息軒先生といえば、日本の近代の、漢文学の祖をなす偉大なる学者といった認識が通用していたことであろう。その事蹟は、若山甲蔵の「安井息軒先生」（大正二年刊）に最も詳しく、文豪森鷗外は息軒の妻佐代を題材に、この若山氏の著書を依るべとして小説「安井夫人」を物している。その後、息軒の郷里宮崎の、宮崎大学に教鞭をとられた黒江一郎氏が、「息軒先生遺文集」「安井氏紀行集」「日向文庫　安井息軒」（いずれも現在入手困難）等を著して、息軒研究の第一人者となられたのである。

ところで、息軒の家は長男に次いで、次男敏雄（謙助）も息軒に先だち、その謙助の子千菊が継いでいたが、これも早逝したので、外孫の小太郎が継ぐこととなった。こうして息軒の父滄洲と息軒との二代に亘る遺稿旧蔵書は

その大部分が小太郎に受け継がれ、祖孫三代につながる蔵書が一堂に会していたのであった。やがて昭和一三年にその小太郎が歿すると、その旧蔵書は一括して福岡の麻生商店が母体となった財団法人斯道文庫の所有となった。その後、財団は解散の余儀なきに至り、麻生文庫として一時九州大学に寄託されたのであったが、昭和三三年、慶応義塾に正式に寄贈されることとなった。慶応義塾はこれをもとに、大学附属研究所斯道文庫を設立して、爾来、今日まで研究が続けられている。

そして、この安井家伝来の旧蔵書を安井文庫と称しているのであるが、この名称が何時に始まったのかは定かでない。旧蔵書のごく貴重な本のみに、「安井文庫」という縦長の蔵書印が捺されているのがその発端であろうが、恐らくは朴堂がこの名付け親ではないかと思われる。

この初稿本「読書余適」は、しかしながらこうした由来を持つものではなく、全く別口で斯道文庫に集められた安井家関係の図書のひとつである。息軒の自筆稿「江山余情」等もそうで、これは昭和一〇年に東京の松雲堂が「松雲堂娯刻書第二」に影印翻刻していることから、或は息軒の弟子筋から松雲堂野田文之助を経、戦後になって、慶応義塾が受け入れたものと考えられ、「読書余適」もまたそのような経偉を持つものかも知れない。野田氏は朴堂と親しく、朴堂が収集した日本儒学関係の文献の殆どは野田氏からのものである。従って、松雲堂を通じて現在も逐次収集している安井家の文献は、麻生文庫以来のものと同様に、安井文庫と称して処理することとしているのである。

更に、安井文庫と並び、息軒文庫と称するものがもう一つ存在する。それは息軒の郷里宮崎県の清武町の息軒生家脇に、昭和一〇年に建てられていた書庫があり、その中に納められていた一群の書物である。現在は、その建物

も撤去され、新しく生家が復元されて国の史跡に指定を受けている。文庫は、児童文化センターに移収され、計画中の歴史資料館の開設を待っている。内容は、滄洲・息軒の自筆稿本が主で、量的にはさ程ではないが、安井文庫と相補いあう貴重なものばかりである。

時あたかも一九九九年には息軒生誕二百年を迎え、郷土の偉人として町内の誰しもが親しむ息軒先生の顕彰が、落合兼俊町長を中心として進められている。また、町内には安井息軒顕彰会があって、幅広い歴史散歩の活動が続けられているのである。

こうしたなかで、現在、斯道文庫においても安井文庫目録の公刊が進められる等、幕末から近代にかけて、漢学の成し遂げた成果について具体的な検証を行う研究が事業の一環となっており、安井文庫研究と名付けるのには、その様な総合的な研究の一環という意味合が含まれてのことなのである。研究が重ねられる程、恐らくは、息軒の偉大さのみが浮き彫りにされてくるのではないだろうか。

最近、九州大学名誉教授町田三郎氏が「江戸の漢学者たち」（一九九八年・研文出版）を上梓、「安井息軒研究」をその中に収載しておられる。息軒を理解する上で必要な事がらがわかりやすく網羅されているので是非参照されたい。また、安井息軒顕彰会発行の「安井息軒書簡集」（黒木盛幸編・昭和六二年）には便利な年譜や系図が附されている。息軒の生涯等は皆、それらに譲り、早速に「読書余適」の頃の息軒から説き始めてゆきたいと思う。

尚、解説を記し、翻刻を行うに際しては、特に幕末の諸家に詳しい名墓顕彰会の藤田吉秋氏（東北寺住職）に、多々教えを乞うた。ここに厚く謝意を申し述べさせていただくが、なお筆者の力には限りがあり、不明・誤り等が少なくないことであろう。どうか御寛恕を請い、また御教正を願うものである。

通人名士人所俱知者不必著於
同明人二字間云云

讀書餘適上

明人謝肇淛云。讀未曾見之書。歷未曾到之山水。如獲至寶。嘗異味。一段奇快。難以語人也。是先獲我心矣。予生長西鄙。山水其素也。自移居於都五年。足跡未嘗出郊門。於未見之書。粗窺一斑。而湫隘之巷。目每寸碧。不能每籠鳥戀雲之想。今茲壬寅四月。忽思鹽松之遊。上請。不允。六月念五。公告暇就國。又申前請。賜六十日暇。薛人河添原泉學於古賀氏。曰与予往來。聞之。請与俱。遂約同行。七月丁未朔。諸友來別。夜原泉就予而寓。以路遠也。

自乾字　　也字

二日。晴。蓐食而發。衣物文具。裝為裲襠。戴菅笠。仗竹杖。出門便有登仙之概。經青羽坊。至大塚。竹籬茅屋。野趣衡生。渡豐島津。即墨田上流也。江發源於列之秩父。古以為武總之界。自開府江戸。割葛飾半郡。以隸武。其境至中江云。過六月村。有本天寺。中人云。僧名煜氣。可發一噱。案顧亭林惠明人姓

支紀行中有考證者必淺地
記述事者而後得之他處作
者似不必如此天寺一條
[illegible]

實乎。廟左右有碑二十一。皆殉死人也。隅一小阜。二廟同宮。南方東面為義山公。（諱政宗子。）像稍小。亦有殉死碑。其北為雄山公。（諱　子。）廟制畧同。而遞減其度。雄山則易像為碑。殉死墳亦每蓋以其卒在獻祖嚴禁之後耳。出寺而左。渡許定橋。又左至大橋。長七十步。橋以南為內郭。雉堞石壁。隱見於松杉間。規模宏大。与封境。稱。偶有伍佰輩。譏察行旅。不過橋而還。

（獻祖嚴禁之時。此曰獻廟。亦偶然失檢。）

（壁下設伍佰。）

如是開闢天明丙午仙臺藩士子二十七日。丙仙臺封境六十四萬石。實收至二百萬。侯國之富。每出其右者。然中西凶荒。死亡數萬人。物價踊貴。上下皆困。制鈔鑄錢。百方支吾。而莫能救其窮焉。近者請浪華富商（直書姓名。）其掌其國計。出納建奏。一聽其所為。置一相撲（南部侯。）雜劇於鄰蜀岡。每朝（為一於此。）擊鼓狗於市。以募觀者。其他游手浮食之氓。為諸邦所驅者。亦皆受而容之。橫絃擁鼓。陸續於途上。今茲邦君始就國。例徵散樂數十人於京師。及寧樂。偶（不待移步而後知。）有与予同館者。云三

（予謹告浮島之神。施織關石門。於四方勿使如安井仲平者一步蹈其地。蹈焉則眼徹水底耳。透山後勘破一境神機。鞠躬禦無所逞其靈。庶使真可懼也。）

目次

解説
一、「読書余適」という書名
二、息軒と遊記
三、行程
四、初稿本「読書余適」
五、宕陰と犀譚
翻刻

解説

一、読書余適という書名

息軒は、天保六年（一八三五）七月二一日、飫肥で父滄洲を亡くしてからは、本格的に儒者としての独立を目指し、翌年には再び江戸へ上ることになった。

文政七年（一八二四）二六歳で始めて江戸に出、昌平坂学問所に約三年間学んで、その後郷里の清武・飫肥に戻り、郷学藩校に講じていたのであったが、学問への志は増幅するばかりであった。「読書余適」七月一三日の項を見れば、昌平校の同学、会津藩士堀士遜と福島県会津若松近郊の温泉に遊んだ記事がある。滝の見える浴室につかり、渓声山籟を聞きながら、士遜が持って来た行厨を開き、觴を挙げあって昔語りにふける。昌平校に学んだ時は、「志気は鼎に盛んにして、眼は一世を空くす。誓て人の為す能わざる所を為さんと欲し、」たと回顧している。人が出来ぬ事、息軒にとってそれは地位や名誉を得る事ではなく、学問の最高峰を目指す事であり、人が読み得ぬ書物を読み解くことであった。

江戸へ上った天保七年から八年にかけては、内に大飢饉、外に米艦来日とまさに激動の時代にあたり、政治も社会も急速に変化を遂げようとする気配があった。そのような状況の中で、息軒は、昌平校に通い、また蔵書家より借り受けた書物によって、猛烈な読書生活を送っていたと思われる。恐らくは、この天保年間が息軒にとっては最も充実した読書の期間ではなかっ

たかと察せられるのである。そしてこの東北旅行以後は、身辺も慌ただしくなり、飫肥藩主李門公伊東祐相を輔け、又、水戸烈公斉昭と時事を問答し、自らの著作を原稿化してゆく、いわば読書の成果と学問の結実が具体的に顕わされてゆこうとする時期と見なされるのである。

天保七年に江戸に出てから八年に亘って、足繁く通ったのは恩師松崎慊堂のもとであり、その日記「慊堂日暦」には息軒の名が登場する。読書の方向のみならず、学問の趣向、考証する姿勢など、息軒が受けた慊堂の影響はなみなみならぬものがあったと見受けられる。「慊堂日歴」の天保七年十二月二日に

安井仲平来

同じ二六日に

安井生来、持二研経二帙、穀梁石本二、余氏本一冊、校勘記一冊一去

天保八年二月二二日には

安井仲平来、付二穀梁石経成公以後全及穀梁宋本影抄下全冊一

四月一一日の項に

安井仲平来、付二公羊疏六七　一冊、十一以下全本一

などと記されるのに当時の息軒の足跡を窺い知ることができるのであるが、この頃松崎慊堂は六七歳（天保一五年七四歳で卒す）の晩年で、新たな「十三経」（「易経」から「孟子」にいたるまでの儒学経典の集成）の校刊を目指し、唐の大和・開成年間に石に刻された「石刻十三経」の拓本をもとに、それを更に校定した「縮刻唐開成石経」の出版にむけて余念が無かった。息軒はまさにその業にあづかり、校勘や校正の主力となっていた。「穀梁石本・余氏本・公羊疏」と見えるのは「春秋穀梁伝・公羊伝注疏」で十三経の一部を成すもの。その石経や宋刊余仁仲本等のテキストを持ち帰り、校定作業を行なっていたわけである。「研経」というのは、清の阮元の「研経室集」を指し、清朝でいち早く大業、十三経の校定を指揮した学者で、あたかも松崎慊堂の如き豊かな学殖に満ちた人であった。

こうした息軒の読書の跡は、安井文庫に遺される種々の書物の抄録を見ることによってその一斑を知ることができる。「研経室集抜萃」（09B・3—2・1）などは、この時慊堂から借り受けた際に抜き書きしたものであろう。また実際に「縮刻唐開成石経」周礼の校正刷零本も存在し、息軒の周到な校正の跡を見ることができる。後年、自著の校正に細かい字形字体までも正確を期している姿勢は、こうした所に既に顕われている。この

「石経」校定には外にも慊堂の高弟が携わっているが、海保漁村（元備、寛政九年～慶応二年・一七九七～一八六六）がその産物として著した「縮本唐石経公羊伝攷証」の稿本（B1－ア1 09－1）には、眉上に息軒の批評が記されているのであって、当時、慊堂をはじめ周辺の学者たちより、息軒が如何に経義解釈において頼られるよるべとなっていたかは想像に難くない。

天保九年（一八三八）、郷里の飫肥に戻り、家族を連れて江戸に立ち返ってからは、三計塾を開き、「十三経注疏」を購入、また「皇清経解」を購入、と読書を営む環境が次第に整っていった。安井息軒一代の学問をうかがうには、安井文庫を縦覧しなければならないが、なかでもこれらの書物に書き入れられたメモと、そして前述の抜萃抄録集は欠かすことのできない二つの核を成している。抜萃集は三〇種類現存するが、いずれも同じ頃、天保年間頃江戸に於いて写されたものと考えられ、字の特徴も筆勢も共通するものを見て取ることができる。その詳細は別稿に譲るが、巻末に識語があるものをいくつかここに示して参考に付せば、「寿永筝記実」（09B・3－25・1）には、

天保丁酉（八年）臘月念四夜、江戸芝山学寮南窓燈下、騰原本、係于肥後文学木下子勤蔵書　斑竹山房主人衡

喧噪を極める昌平校の学寮から、芝の増上寺の金地院に借り住んだ時に、親友木下犀譚から借り受けて写した「筝」の記。清の焦循の「雕菰楼集抜萃」（093B・3－16・1）には、

天保己亥（一〇年）孟冬朔、騰訖於江戸千駄谷別邸中斑竹山房、今暁、初霜、夜寒如襲、燈下書之、手殆欲亀也　衡誌

凍えそうな手で写す強靭な精神力。「国書抜萃」（09B・3－24・1）には、

己亥（天保一〇年）孟冬初八、江戸仙駝谷別邸第一号舎西窓下、写了　清瀧散人衡

清瀧は故郷清武の読音にあてた号である。伊藤東涯の「秉燭談」の抜萃。「江関筆談」（09B・3－22・1）には、

天保庚子（一一年）秋八月念七、騰於小川街神保巷寓　清瀧散人衡

新井白石と朝鮮使との談記を写したものである。漢代から唐代まで様々な雑記を纂めた「龍威秘書抄録」（09B・3－9・1）には、

天保辛丑（一二年）抄於牛門外僑居　息軒

と見えるように、年代を特定できるものから他の抜書集の書写

時も推してこの頃と考えられるわけである。この様な常人には為し難い読書の量と、塩谷宕陰・木下犀譚・芳野金陵等の友人との親交、そして尊敬する師、慊堂の存在、が重なりあって、息軒は、もはや達するべき所に達していたかの如く、大儒の風格を持していたのであった。宕陰の評するように、「息軒四十而目順」、炯眼が具わっていたのである。

こうした読書の累積を身に具えてゆく充実しきった日々を過すうちに、元来好きな山歩きをもって一時の気安めを得たいと思うのも、また自然のなりゆきと言い得よう。「籠の中の鳥が雲を恋うて大きく羽ばたきたい気持」と「読書余適」の首にその感慨が述べられている如くである。

通常の遊記・紀行文に題する名としてはやや聞きなれないものとなったのには、このような、飽くまでも読書中心の生き方を自らの信念としていた経偉が含まれている。八月十五日に河添原泉と別れて霞ヶ浦に向う際に、この遊記を、「予は則ち一意幽探、其れ奇人を訪ふも亦奇境の為めにして、始より観風講学の事に干するに非ず」と称し、無論、自らの学識をこの紀行文に表現しようなどと思うわけではない。しかしながら、塩谷宕陰が八月二十日の条に批語を加え、「到処学問」と言うように、息軒が見、聞き、そして文に著せば、読書によって培われた眼力がいやがうえにも発現されるわけで、宕陰はまた七月二二日の批語に、「息軒之眼、必如平家蟹」、木下犀譚は七月二七日の批語で、「眼徹水底、耳透山後、勘破一境神機」と述べているのによくそのことが示されている。平家蟹の様に、じっと睨みをきかせて奥の奥にひそむ真理を掴む力、それが「読書余適」という書物の本質であると言えるのである。宕陰が末尾に附した批語跋文に記す一文、

此の読書余適は尋常の游記の文を以て之を視るを得ず。作者は固に狡獪なるかな。

が全てを物語っている。

従って、こうした性格を持つ記録ゆえに、字句・文章の隅々に亘って読書の跡が窺われるのであり、宕陰が、「読管子余適」「読六国史余適」「読筭経余適」等と行間に批語を加える意図は、まさにその本質を指摘することにあったものと考えることができるのである。

「余適」という言葉は、「余滴」でもなければ「余摘」でもない。「余」は学問読書によって得られた溢れるような真理を意味し、それが自らの目・耳・心に触れるものに適してゆく、

つまり「かなう」ことであると定めることができるであろう。そして、読書と観察と作文とを経ることによって得られる境地は、「安貞知命、不慍不悶」（八月二三日宕陰の批語）という大人の境涯なのであった。それもこれも、何といっても先だつものは読書であって、要するに「其読書而善適也」（同じく宕陰の批語）というわけである。読書があってはじめてゆくことのできるそれは心境なのである。「安貞」は『易経』坤卦にみえる言葉で、天地陰陽が相和するように正しい道に安んずることであり、「知命」も同じく『易経』繫辞伝にみえ、

旁行而不流、楽天知命、故不憂。

あまねく行なっても誤った方向に流れず、天命を楽しんで受け入れてゆけば、憂いの種はない、というもので、「慍（いかり）」も「悶（苦しみ）」もそもそも存在しない世界なのである。

二、息軒と遊記

息軒の遺稿の中で、主たる経義解釈の著述を除いてみるならば、大きな位置を占めるのが、紀行文、遊記である。それも尋常の遊記ではないことは前述するところであるが、一体、如何なる思いが、息軒の中で遊記に込められていたのだろうか。それは文を能くする能文家の自ずと然る所以なりというだけではやはり説明に事足りないものがある。といって、硬派の儒学者が本業の間激を縫って物した余技というのでもない。この事を理解するには先ず、父安井滄洲の事蹟にふれることから始めなければならない。

息軒の父滄洲は、明和四年（一七六七）に清武の上中野に生れ、天保六年に下世するまで、郷里清武、並びに飫肥藩振徳堂において子第の教育にあたる生涯を送った。その旧蔵書は、飫肥に遺されるものもあったであろうが、かなりのものは次男息軒（長男清渓、諱朝淳は父に先だつ）に受けつがれたものとみられ、安井文庫中に「稽古堂蔵」という墨色の大印が捺されているものがそれに相当することは、安井小太郎の遺著「朴堂遺稿」に明らかである。ただ、自筆の草稿・遺稿ということになると、これは全て清武町の所蔵する息軒文庫中に収められているのである。昭和五三年に黒木盛幸氏の編集によって出版された「安井滄洲紀行集」は、滄洲の日常の一斑を窺うことのできるこの遺稿の大概を整理したものである。本書には総計一〇種

類の紀行文が収められているが、ここにこそ滄洲の紀行好きを見てとることができるのである。そうした父の性癖を、息軒はどのように回顧しているであろうか。

「読書余適」七月二九日の条を見ると、松島を訪れて感動した余り、つい紀行好きであった父を憶う一文がみえる。

忽ち憶う、先君子は性、游を好み、尤も松島に眷眷たり。然れども少(わか)くして孤貧なり。既に長じて微官の羈する所と為り、嘗て一たび江戸に役し、一たび京師に学び、目を筑に療し、痾を隅に洗う。此の外は、未(いま)だ嘗て州境を出でず。凡そ事の松島に渉る者有れば、陋記俗乗も必ず之を終読し、暇あれば則ち米を盆に撒き、聚めて島形を為し、曰く、此れを某島と為す、此れを某湾と為す、

と。前述の「紀行集」に附する年譜によれば、滄洲は六歳で父と死に別れ、二八歳の時、北筑で目の治療を行ない、三八歳になって始めて江戸・京都に遊学、五四歳には鹿児島の温泉に療養している。「尚白集」は江戸京都の紀行集であり、「温泉記」という鹿児島の紀行集も作っている。他にも近郊への旅遊を記したものが遺るわけであるが、松島を思って、息軒に書物で得た松島の知識を米粒で形造って語りさとす滄洲の姿を想起すると、父子の紀行に対する思いがほのかに伝わって何か胸をあつくするものを感じないわけにはゆかない。

と同時に、こうした滄洲の庭訓を受けた息軒が紀行文にことさらに思いを入れていた理由も、自ずと理解されてくるのではないだろうか。

息軒の著した紀行集は、現存するものに、天保九年、一家をあげて江戸へ上る際の「東行日抄」、天保一三年の「読書余適」、更に弘化四年（一八四七・四九歳）に熱海・伊豆に湯治した時の紀行「続読書余適」、安政三年（一八五六・五八歳）伊香保に湯治した時の「洗痾日乗」、安政六年に日光・川俣温泉に遊んだ際の「江山余情」がある。いずれも自筆の原稿が斯道文庫に所蔵されるが、ここに翻刻した「読書余適」初稿本と「江山余情」は安井家から直接移管されたものではなく、松雲堂野田文之助翁の収集に係るものであった。いずれにせよ「読書余適」は明治三三年に安井小太郎によって整理され、「洗痾日乗」「江山余情」は黒江一郎の整理によって昭和三一年に「息軒先生遺文集続編」に収められ、「東行日抄」「続読書余適」は同じく三四年に「安井氏紀行集」（ともに安井息軒先生顕彰会発行）に翻刻されて、全貌を知ることができる。

どの紀行文を見ても、体裁は同じで日ごとに追って全て漢文で記される。和歌や俳句、漢詩を交えて綴る滄洲の体裁とは異ってやや重厚な感じを読む者に与えるものとなっている。それでは、こうした文のあり方を、中国の詩文の大家はどのように受けとめたのであろうか。

清代末期の文学家黄遵憲（一八四八～一九〇五）が光緒七年（明治一四年）に、息軒の高弟、松本豊多が持ち来たった「読書余適」の為に記し寄せた序文には次のように述べられている。

余、其の著作を読むに、体は大にして思は精、殊に我が朝の諸老の風有り。信に日本第一の儒者たり。物茂卿・頼子成の輩も恐らくは比数に足らざるなり。先生の書は既に世に風行し、さきごろ其の門人松本豊多氏、復た其の読書余適を挙げて見示す。蓋し、先生の塩松記游の作にして、松本氏手録して之を存する者なり。余、受けて之を読むに、紀事必核、択言必雅、譬えば、獅子の兎を搏えるが如く、游戯と曰うと雖も未だ嘗て全力を用いずんばあらず。又之を龍を画く者に譬えれば、煙雲変滅し、其の全体を覩るを得ざれども一鱗一甲も亦望んで其の龍たるを知るなり。

荻生徂徠・頼山陽もその数ではないと、その絶賛は並々ではないが、游戯といってもそこに全力を尽す姿が学者の学者たる所以であるわけで、その人の学問の全体が見えなくとも、こうした著作の中に深い学問の片鱗を充分に窺い知ることができるというものである。紀事の内容も的を射ているし、言葉も俗を嫌って雅に徹している。まさに第一の儒者たるに相応しい雑説の書であると。

また次の様にも言う。

蓋し、博雅の君子、積学既に深く、即ち手に随いて掇拾す。必ずしも工を求めざれども書は自ら伝うるに足るなり。親しく業を受くる所の人に至りては、即ち其の師の遺簪・棄履すら尚、之を什襲珍蔵するに暇あらず、況や其の書に於いてか、其れ鄭重して之を伝えんと欲するも固に其れ宜なるかな。

立派な学者の著作というものは、たとえメモのようなものでも弟子によって大切に伝えられるものであり、それは学者自身にとってはたくみな完結性を持つものではない。要するに先生のものならば草覆だろうが簪だろうが大切極まりのないものである。しかし、こうした雑な掇拾稿にまでも全力を傾注している所が、息軒の恐るべき資質なのであるかも知れない。安井小太

郎が明治三三年の活版印刷の際に記した例言に言うように、「今一并印行、恐非先祖考之志」なのであった。世に出す為に記したものではないのだが、むしろそこにこそ学問の力量を余す所なく傾注しようとする姿が、真の学問の道なのであって、息軒は身をもってその漢文の力を発揮して学問を実践していたのであった。

無論、游行記そのものの存在は中国にも日本の江戸時代にも多数みられるもので、息軒も好んでそれらを読んでいたようである。奇聞・異聞は息軒にとって、考証の種（たね）になる放ってはおけないものなのであった。「読書余適」七月二七日に記す、水戸の長久保赤水の「東奥紀行」の記述に対する反論等は、その端的なあらわれである。また木下犀譚が七月三日の項に加える批評にみえる宋の陸游の「入蜀記」などは、恐らく息軒を中心とする文会の仲間達にとっては、模範となる一書であったに違いない。（「入蜀記」に就いては、七月三日の補注〔三〕を参照・なお、本書は天明三年に京都の北村四郎兵衛・武村嘉兵衛により翻刻されている。）塩谷宕陰が八月二日の批評に記す唐の孫樵の文集に収める「興元新路記」なども游記雑文のうちで、こうした中国人の著作に係る紀行文に事細かな配慮を加え、むしろ厳格なまでにそうした典故を重んじる作文の姿勢をうかがうことができるのである。

とはいえ、極論するならば、何と言っても漢文の紀行文に意欲を燃やす所以は、恩師松崎慊堂の游記の存在に求めることができるのではないだろうか。慊堂は文化一年（一八〇四）に熱海に従行して「游豆小志」を著し、文政一年（一八一八）に松島・東北を旅して「游東陬録」を為している。いずれも「慊堂文鈔」と題して、掛川藩の徳造書院から上梓されているが、息軒の旧蔵書にこの「游東陬録」が遺されている。息軒は天保一三年七月二日に東北の旅に出発するが、その前、六月二八日に宕陰とともに慊堂を訪ねて出立の旨を申し出ている。松島・塩竈の名勝を夢みる息軒は、慊堂にその美しさを聞き、先生のように自分もひとつこの旅游をもとに游記をものしてみよう、と思いたっていたに違いない。師を思う心は身に体されて、文勢もまた慊堂のそれによく通じるものをうかがい知ることができるようである。

三、行　程

それでは実際に、息軒の東北旅行がどの様な道程であったのかを見て、「読書余適」の全体の流れを把握してみよう。

七月二日、音羽から大塚を経て豊島の津を渡り、日光道中を北にむかい、草加・越谷を通って春日部に一泊する。翌三日には道中を逸れて日光東街道に入り、関宿から利根川を渡って諸川（茨城県）に至った。この間、谷貝に郷人の長友子由を訪ねたが会うことができなかった。長友は郷里飫肥を失踪、行方がしれなかったが息軒の故郷思いをよくあらわしている。帰途、八月二十一日には不思議なめぐりあわせで彼を捜し出すことができた。また、この二～三日の猛烈な歩里数を考えると、一里一憇の旅が最も適していることに気づく。五日には宇都宮に到着した。六日、更に日光街道を行き徳次郎を経て今市へ、今市から例幣使道を日光へむかった。七日は終日、中禅寺・華厳滝に遊ぶ。八日は日光の徳川家廟を拝し、そこで友人新発田藩儒丹羽伯弘に出会う。丹羽氏も松崎慊堂門下で、同じく七月二日に江戸を発っていた。その後、丹羽氏とともに日光に遊び、栃木県を北上、会津西街道を福島県にぬけてゆく。そのまま下野街道に入り、大内峠のあたりで丹羽氏と別れる。丹羽氏と語った「詩経」の一句、蝿の習性の話は十日の条にみえ、息軒独特の解釈で、「毛詩輯疏」にもひかれている。

これからは、会津藩内での見聞が主となり、昌平坂学問所でともに学んだ堀士遜と温泉にあそび、奥会津の柳津を遊覧、また藩校等も見学して十七日に会津を発ち、猪苗代にむかった。猪苗代では、湖水が地震によってできたことから、かつて越中から来た安井家の侍女が語っていた話を思い出した。あるきこりが山に行くと、ゴーという音とともに山が二つに分かれ、あっという間に湖ができ、魚売りに商売が変わった話。さらに磐梯山を過ぎて檜原峠を越え、米沢街道を通って米沢に到着したのが七月十九日。翌二十日には、米沢藩儒の案内で藩校を見学し、有名な宋版の「漢書」「史記」等に眼福を得ている。米沢から北上して荒砥に泊まり、翌二十二日にここを出て西に山形へむかう。途中、大沼に至って所謂浮島沼を参観する。沼に浮く植物が島をなして、水温や水の動きで様々に移り動く姿を冷徹に分析している。二十三日には山形に宿し、二十四日に、西に笹谷峠を越えて笹谷街道を宮城県にぬけた。二十五日には名取川の上流から広瀬川に至ってようやく仙台藩の中心、国分街に到着した。二十六日、瑞鳳寺に伊達正宗公をはじめとする廟像を

訪ねる。当時、飢饉の後遺症もあって藩の財政は困窮を極めていた様子もここに具体的に語られている。そして二十八日こそ、待ちに待った松島の游覧をむかえる。この日の紀事は、本紀行中の最も佳境に入った箇所で、息軒らしくそのまま松島へというわけにはいかず、燕沢の蒙古碑の考証、更には多賀城址の碑について、事細かに論考を加え、特に水戸藩の長久保赤水の説に反駁をなして鋭い。先に塩竈を観てから松島を一周する。瑞厳寺・五大堂と回り、島々の奇態に、「巧画も状する能わざる者有り」と感動にひたり、つい父親がむかし米粒で形造って松島を語り聞かせてくれた事を思い出す。松島の遊覧を終えて石巻街道を西に石巻にむかい、三十日に到着、金華山に行こうとしたが、波濤山の如く襲い来るためにあきらめ、ひき返して北上川を北上するように柳津を目指す。この土地は稲作の盛んな所であるが、稲作も水田のみに頼り陸種を作らない。収穫された米は都にうり、土地の者が食する為のたくわえもない。その秋の収量が減ずればそれを補う糧は何もないわけである。飢餓に至るは当然である。従って陸田の必要性、また二毛作にするべきであることを論じている。息軒の見聞は必ずや身を治め家を治め、国・天下を治める方向へと進んでゆく。儒者の儒者たる面目が躍如としている。こうして更に北上川を北上して伊達領内を抜け、岩手県に入って一関に達するのが八月二日であった。

ここから本書は巻之下に移り、岩手県の見聞を終えれば、もう帰京の路に着くことになる。

二日、一関の五串村で磐井川の渓谷に遊び、松崎慊堂が記した「磐水天工橋記」と題する碑文を見つける。またこの日、平泉の中尊寺まで足をのばす。藤原氏、弁慶、源義経等に関する事跡を略述する。なかにも、藤原秀衡の棺を開いた者が狂死した話や義経が死を偽って北海道カラフトまでも生きのびていたという話等、人々がまことと信じているのを驚きをもって記している。この平泉行が息軒東北紀行の最北で、以後一関にひき返し、来路とは別に今度は街道（奥州街道）に沿って南下しはじめる。三日、有壁駅に着き、十万坂という名の由来にまた考証を加え、再び宮城県を縦断、荒谷・古川・三本木と経てゆく。四日の三本木においては、節婦阿辰の碑を読んで大いに感動、名声ばかりを追い求め、実を求めぬ学士たちが鑑とするべき話であると賛じている。

五日には広瀬川を渡り、名取川を越えて阿武隈川に至る。す

なわち岩沼のあたりである。阿武隈の地名に一考を加え、そのまま江戸浜街道を亘理・坂元・新地と南下して相馬に至る。六日、この相馬の名勝松川浦を遊覧する。青松翠煙、双厳突起、まさに松島に劣らぬ景気であると驚嘆するが、松島を唐代の散文にたとえるならば、これは六朝駢体文に近いものだと述懐し、「好悪は人に係る」（人によって好みがあろう）と言いながら、やはり心中は松島に軍配を挙げているようである。七日に原町に至って牧馬を見る。現在も相馬野馬追い祭りが行われる原がある。八日には双葉町の名士富沢政綱の所に投宿し、やはり昌平坂学問所時代の友人で相馬藩儒西不棄と再会した。更に息軒も師としたことのある古賀侗庵に学んだ学士羽田顧言もやってきた。西不棄は人格忠信を貴ぶ仁者であった。

九日は一日雨降りで、宿舎にあって西不棄と語り合っていた。文政年間に藩政の改革があったことについて詳しく不棄が語ってくれた。享和年間に、佐藤弘という士が上書した政策が入れられず、佐藤氏は逆に官禄を削奪された。文政年間に藩主となった相馬益胤公は、この上書の話を聞いて、即刻それを捜させて目を通した。「且読且歎」すぐにこの策を用いて、落ちぶれていた佐藤氏を再び登用した。益胤公は佐藤氏を敬すること厚く、死に際しては慟哭して別れたという。公はまた良師雪道にもめぐまれた。

また、富沢氏がその母の肖像を示して語ってくれた話も趣があった。その母は生前信心深く、かねてより智積院にて受戒をいただきたかったがそれも遂げずして逝った。その遺志を思い、富沢氏は法主に嘆願して竟にかなえられ、その肖像に戒をいただいたのであった。加えて、京の歌の名士飛鳥井氏(注)の歌一首も頂戴してこの画に添えることができた。富沢氏の母を慕う心に強い感動の念を覚えている。

八月十日、十一日と浜通りを南下して平駅に至った。湯本の温泉街、勿来関を通って平潟を参観。ここの景色にも魅せられて十二日には同地に宿泊した。翌十三日には、山に穴を掘って倉庫とする土地の風俗に感心し、神岡駅を通っていよいよ水戸領内に入ってゆく。十四日、助川駅から街道をそれて常陸太田にむかい、水戸徳川家廟のある瑞竜山を詣でた。義公すなわち水戸光圀公の西山荘を参観、公の人徳と賢実ぶりを実感する。

十五日、水戸へ向う途中、長らく付き添ってきた河添原泉と別れ、原泉は江戸へ急ぎ、息軒は北浦の月を観賞する為の行程をとった。ここで、「一意幽探、其訪(フモ)二奇人(ヲ)一、亦為(メニシテ)二奇境(ノ)一、始

非レ管ニ観風講学之事一、出レ奥而来、帰心如レ火」と本心を語る箇所がある。水戸で弘道館を見学してすぐに郭を出て大貫にいたり、鹿島の鉾田駅につく。ここで一泊して月を賞でた。「何必松島、何必霞沢、噫予過矣」と記す程感動した。翌十六日は北浦の東を南に下り、鹿島から潮来・牛堀を経て霞ヶ浦の東沿いに北上し、舟で対岸に渡って田伏から水戸街道の稲吉駅について、土浦に宿をとったのが十七日である。翌々十九日には筑波山に登り、二十日もまた山に登って大いなる感慨にふける。二十一日には大宝を過ぎて真壁に至る。ここで前述したように、不思議にも郷人長友君に会う事ができた。その後、結城街道に合流して下館から結城へとむかった。

往路はこの結城まで日光東街道を北上したが、帰路はここから西に小山までゆき、日光街道を南下することにした。小山は家康公が関ヶ原合戦の直前、東征して来た所、当時の陳営を訪ねても平地らしき所ばかり、史書にいう「小山荒壘」は妄説であると。又、古河に至って利根川を渡り幸手駅に休む。近所の沼に浮かぶ草を、将軍通過の為に人々に取り払う役を課している様子をみて、冬になれば自然に草は枯れて水底に沈むのにわざわざ人力を課する官吏の治政に不満の意を述べている。

旅も最終日、八月二三日には春日部から往路と同じ道を避けて西にそれ、日光御成道の岩槻に入る。かつて将軍足利義政が足利成氏討征の為に渋川義鏡を蕨に配した時、扇谷上杉氏もそれに応じて川越に築城し、成氏に対した。同じく上杉臣下の太田資清が岩槻に、子の資長（道灌）が江戸に築城して上杉氏を援護した。歴史の流れは天命を待ち、蕨・川越はすたれ、岩槻も城主を転々とし、支城であった江戸城が今や大府となっている。「力は彼に出て、功は我に収む」と。かつての岩槻城主阿部重次が将軍に仕える意気込みを、水戸光圀公とのエピソードを交えて物語る。こうして岩槻から岩淵を経て江戸に無事戻ることができた。天候にも恵まれた満足のいく旅行であった。帰宅すれば既に妻が男子を挙げていた。長男棟蔵である。この息軒の喜びは尋常なものではなかった。ここ七八年来の天変異状に遭いながら、こうして得た幸福を天道に帰していただく境涯を、やはりそれも読書あってはじめて得られるものであると、塩谷・木下両人も指摘、読書余適の旅の意味はこの様に締めくくられて幕を閉じたのである。

（注）佐々木孝浩氏のご教示によれば、飛鳥井雅久を指す。

四、初稿本「読書余適」

こうして旅を終え、得る所の感慨を漢文に托して一篇となしたわけであるが、天保一三年の八月に帰都し、翌年の秋には宕陰等の批評を得ているから、その功は数箇月のことであったものと思われる。「游記」という形をとりながら、近しい友人達と結成した「文会」（後述）の回覧を経て改訂を試みたのであった。とは言え、この初稿本にして既に浄書本といえる体裁のものであるから、息軒の外の著作の稿本が幾次にも重ねられていることを考え合わせると、この稿本以前の自筆も必ずや存在していたことであろう。従ってこの自筆稿本を敢えて「初稿本」と称するのは妥当とは言いがたいかも知れない。

しかしながら、後年安井小太郎も述べる如く（明治三三年活字版例言）、息軒にとって本書は、公に付するを目的としたものではなく、あくまでも漢文を娯しみ、親友に教えを乞うために力量を発揮しようとしたものであった事を鑑みるならば、文会の親友、塩谷宕陰・木下犀譚の批評を仰ぐべく浄書した本稿を初稿本と称することも、強ち不条理なこととは思われないのである。

この初稿本は上・下の二冊がそれぞれ本文二〇枚と一八枚で、各々本文と共紙の表紙を添えて、仮綴にしてあったようであるが、後に補修を加えて新しく茶色の厚手の表紙を装訂している。紙の大きさは二八・七糎×二一・〇糎で大振りである。眉上は批を求めるべく余裕をもって空けている。毎半葉が一四行二三字で小字は双行、藍色の圏点で句読を切っている。本文の一字一字が皆、息軒の親筆であり（外題は親筆に非ず）、その字様は、先述した、安井文庫に遺る天保年間の夥しい息軒の読書を物語る各書物の、大量の抜き書き集にみられる、その字様によく似ている。息軒一生の中で最も力のこもった字様であると思われるのである。息軒は右眼が良くなかったので、どうしても字が左による。特に得意とする経籍への書き入れの際の小字等はそういう特徴が目立つ。しかし、この天保頃の充実した字様はそうではない。一点一画、呼吸に緩急なく、実に端然と筆が運ばれている。

上冊を木下犀譚が、下冊を塩谷宕陰が、先に読んで批語を加え、その後上下を交換して読んでいる。宕陰は藍色で、犀譚は

朱色で批評を眉上・行間に加筆し、下冊の末尾に宕陰・犀譚の順でそれぞれ跋文を記している。天保一四年九月の事であった。

そして、その批を読んだ息軒が、朱筆で、彼らの意見をくみ、自らの文に手を加えているのである。後述するように、息軒・宕陰・犀譚は、お互いに心を許し、畏敬し合う仲であり、ともに松崎慊堂門下で頭角を現していたから、こうした批評とそれを受容する息軒の姿勢は、当代きっての能文家の、文章に対する様々な考え方を観察する上で、貴重な資料であるととらえることができるであろう。

何よりもまず、「読書余適」という書名の意味が、宕陰・犀譚の批評を通じてはじめて知ることができるということが、批評の意味を物語るあかしであるわけだが、それと同時に、眼光を紙背にまで及ぼす両人の深い読み込みは、この三人の仲間達にしてはじめて照らし合える境涯ではなかったかと、あらためてその交誼の深さを思い知らされるのである。巻末に記された宕陰と犀譚の跋文は、「読書余適」を読む者にこうした意味で正しい指針を与えてくれる一文であると言えよう。

その後、この初稿本は長く家に蔵され、弟子達によっていくつかの転写本が作られるようになった。安井文庫中の一本（ヤ09B・6―12・2）もそのひとつで、「班竹山房蔵書記」印を捺す。一一行二〇字本で、朱の校字があり、明治三三年活版に付する際の底本であったと思われる。先述のように、この初稿本は安井家から移管されたものではなかった。

また、東北大学の狩野文庫にも一本転写本が所蔵される。明治三三年に、「睡余漫稿」（漢文）とともに一書として鉛印に付された時には、安井小太郎（朴堂）の外に山井清渓・松本豊多等の校定を経て、返り点を加えている。更に明治三五年には中等教科書用として、谷口豊が鈔録し、訓点並びに頭注をつけ増して成章堂から発売している。かくして本書は、教科書に用いられる程普及がはかられたわけであるが、却って、こうした人達の目には、或は朴堂先生の目にも、この初稿本は触れることが無かったのかも知れない。というのも、初稿本と活字本は字句の違いが少なくないことは翻刻の注に示す所であるが、それはこの初稿本から派生して、更に息軒の手が加わった写本が存在する可能性を示唆するものであって、必ずしも活字本は初稿本に依据しているとは言えぬ節が感じられるからである。

ともあれ、本書の原形をうかがう意味でも、また当時の文会の様子を想像する意味でも、そして何といっても息軒の、漢文

にむけられた気迫を感じ取る意味でも、この初稿本の存在は貴重な文献資料であると言えよう。

五、宕陰と犀譚

さて、それではこの「読書余適」の初稿本に批語を加えた、塩谷宕陰と木下犀譚に就いての事蹟を、息軒との関係において簡単に触れておこう。宕陰の事は明治三年（一八七〇）刊の「宕陰存稿」に載せられている塩谷簣山撰述の「宕陰塩谷先生行述」や、重野成斎の「塩谷宕陰先生墓表」、更には孫、塩谷時敏（青山）編に係る「宕陰先生年譜」（大正一二年塩谷温刊）に詳しく、犀譚のそれは、「華村先生遺稿」（明治一七年刊）に収載される安井息軒撰述の「木下子勤墓碑銘」や「華村先生遺稿拾遺」（大正五年刊）の竹添井井が撰した序文、同じく竹添井井の「木下先生行状」（独抱楼詩文稿巻二）に求めることができる。

いずれにしても墓碑は、「名墓顕彰会」（藤田吉秋氏）の編輯に係る、現在も陸続と出版されている「碑文」に収録されている、この両者並びに息軒の項を参照するのが最も便利である。松崎慊堂や川田甕江等、関連する人物の行実も互見できるので、この雑誌に依れば、こうした同時代人の動向は立ちどころに了解されると言っても過言ではない。息軒の碑は創刊号に、宕陰と犀譚のものは第二号にそれぞれ掲載せられている。以下にこれらから三つの資料を摘出して三者の共通点をまとめてみよう。

まずは息軒とこの両人の親交を、息軒の述懐によって見てみることとする。「木下子勤墓碑銘」にいう。

予、人に閲することも亦多し。友二人を獲る。曰く、塩谷毅侯。曰く、木下子勤。二人は予より少きこと或は十年、或は五六年。而れども其の才と学とは皆予より長ずるに遠きこと甚だし。毅侯は山形侯に仕え、江戸に僑居す。已に老いたりと雖も猶時に往来して相歓ぶことを得る。子勤は則ち熊本に帰り、相見ざること幾ど二十年。文久壬戌、予、毅侯と倶に幕朝に昇る。子勤も亦徴さる。時に子勤は京師に在り。竊かに喜んで日ならず復た相見ることを庶幾う。而れども子勤は則ち病に謝して西に帰る。羽檄倥偬として自り郵書も亦時に通ぜず、心之が為に耿耿たること三四年。慶応丁卯七月忽ち子勤の訃を得て予大いに驚く。児の益と

之を寝に哭す。一月を間(へだ)てて毅侯も亦没す。嗚呼二人は逝けり。而して予子(げつ)然として猶且(しばらく)予喘を両間に托す。感痛如何。

また、重野成斎（文政一〇年～明治四三年・一八二七～一九一〇）撰の「塩谷宕陰先生墓表」には次の様に記される。

江戸幕府二百有余年、文運の盛は前には元禄・享保を推し、後には寛政・文政を称(あ)ぐ。二大儒有り、二政の間に生長す。碩学鴻文、後進を誘掖し、以て国家異日の用に資す。其の人は誰とか謂う。安井息軒・塩谷宕陰二先生是なり。宕陰先生は幕府還政の年歿す。後数載、息軒先生も亦歿す。二先生は同に昌平学に游び、同に幕府儒官に陞る。其の学は経世実用を主とし、区区として文字に老(ふ)けるを欲せず。（中略）先生は息軒と同に松崎慊堂を師とす。慊堂は当世の碩儒たり。先生を愛すること猶子のごとし。而して先生之に事うるに猶父のごとし。

川田甕江（天保一年～明治二九年・一八三〇～一八九六）の「安井息軒先生碑銘」には次の様である。

文久中、大将軍徳川公、師儒を妙選す。其の藩国より擢(えら)ばれて昌平黌教官に列せらるる者は三人、曰く山形の塩谷毅侯、曰く田中の芳野叔果、而して其の一は則ち飫肥の安井先生なり。先生歯(よわい)最も長じ、学最も邃し。（中略）年甫(はじ)めて冠を踰え、東の方(かた)大阪に游び、（中略）後江戸に至りて昌平黌に入り、贄を松崎慊堂の門に執る。慊堂は一世の宿儒たり。（中略）初め先生は塩谷・芳野・羽倉・木下・藤森の諸儒と文社を結す。

以上の三つの資料を見れば息軒・宕陰・犀譚の共通する環境は、昌平坂学問所に関したことであり、碩儒松崎慊堂を師としたことであり、文会（文社）の結成ということであったと窺い知ることができるであろう。

息軒は寛政一一年（一七九九）一月一日に宮崎県の清武町、中野に生まれた。宕陰はその十年後、文化六年（一八〇九）四月十七日に江戸の愛宕山麓に生まれた。犀譚は息軒に後れること六年、文化二年（一八〇五）八月五日に熊本の菊地郡韓磨村に生まれた。息軒にとってはいずれも年少ではあったが、才学は自分よりも長じていたという。

文政七年（一八二四）に息軒は二六歳で昌平坂学問所に入寮し、同じ年に一六歳で宕陰も入寮した。文政一〇年再び郷里清武に戻るまでの間、彼らは切するが如く磨するが如く勉学に励

んだ。「宕陰先生年譜」によれば、

（文政）九年丙戌　先生十八歳　是歳。与二同学安井仲平・落合敬助・佐田修平・牧園文蔵・大岡廉平・野本万春等一。会二講戦国策・尚書一。

ということであった。後に息軒がまとめた「故旧過訪録」（明治三〇年・安井小太郎刊）には、「故旧」に分類する最も親交のあった友人一三人を挙げ、特に昌平校で学んだ思い出を大切にして同寮五人をその首に置いている。

山形藩教授名世弘字毅侯号宕陰　塩谷甲蔵
久留米藩儒官号竹水名字則忘之　佐田修平
久留米陪臣井上彦一
会津藩字士遜堀七大夫
柳川儒官牧園進士

右五人昌平黌締交。而毅侯最親。其四人情交雖密各隔居一方。不相見者或数十年。但以青年旧交心不能忘。挙而置之巻首云。

と。そしてこの間に、恩師松崎慊堂に出会うわけである。「慊堂日暦」文政九年五月一二日の項に、

安井仲平、飫肥家士、在二昌平一三年、今退在邸、十八日来謁。

とみえるのが息軒の、文政一一年五月一一日の「日暦」に

塩谷生来

また一九日に

塩谷甲蔵　弘元毅　執謁

とみえるのが宕陰の、それぞれ慊堂との出会いであった。

さてこの頃、犀譚は熊本で、学業優長を以て特に称氏及び帯双刀が許され、文政一〇年、二三歳で国学に推挙されていた。そして、三一歳（天保六年）で抜擢され、伴読となった。すなわち江戸に上って細川公世子の江戸邸に於ける侍講に昇ったのであった。恐らくはこの頃に、江戸で犀譚は宕陰と出会ったのであろう。一三年後、嘉永一年（一八四八）に世子の大故に遭い悲然として熊本に帰ることになった犀譚に、宕陰は「送木下士勤序」（宕陰存稿巻三）を作っているが、その中で、

士勤は東肥人。祗役して江都に来る。予、之と交を締（むす）んでより今に十余祀。今則ち世子の大故に遭い、将に浩焉として帰らんとす。（傍点は筆者）

と述べていることからも、その出会いを察することができる。犀譚はその人と為りが冷静温和であったようで、竹添井々の「木下先生行状」や息軒の「墓碑銘」によれば、

人、其の顔色の和愉なること藹然として春の如きを見て、以

て性の然るなりと為す。先生容止徐緩、事に臨んで未だ嘗て疾言遽色あらず、（中略）人を待つに寛厚なり、（中略）子弟の言或は謗議に渉ればわたし、輒ちすなわち蹙然しゅくぜんとして之を禁ず。

と、まさに聖人君子というに相応しい人であった。宕陰にとって犀譚は夢にあらわれ、そして自らの醜い心を知らしめてくれる心の友であったという。

宵静更深。兀然而坐。仰レ棟而思。鄙吝之念。時或蘖二乎方寸一。既而就レ枕。有二端然而臨。悄乎而言。以責レ我者一。心懼而念消。其人則二三畏友也。而木下士勤居レ多。（「送木下士勤序」）

天保七年（一八三六）には息軒も帰郷から再び上京し、再度昌平校に入寮し、江戸への移住を決意するが、この天保の七・八・九年頃こそ犀譚との知遇を得た時であったと考えられるのである。そして息軒の師、松崎慊堂は熊本の人であったから、当然の如く犀譚も教えを請うた。「慊堂日歴」天保九年正月二九日の条に

郷藩木下生・山崎生来

また、

木下宇太郎　山崎甚之助

と見えるのがそれである。或はまた、息軒や宕陰との出会いも、慊堂宅への出入の然らしめたものであったろうか。

家族もそばに居る、書物も読める、恩師も居られる、良友も得た、全く充実した日々が息軒にはやって来たのである。この天保九年から一〇年の頃であろうか、先に息軒先生碑銘より抜萃した如く、心の触れ合う友人達と文会を催し、文社を結成したのであった。それは毎月各々が一篇の文を持ちより、互いに批評し合って酒を酌み交すという風流な会であった。この初稿本「読書余適」も、まさにこうした文会における産物なのであった。そもそも文会の産物が多く残っていれば、それぞれの学者達の文に対する、字句に対する、又性命感に至るまでの幅広い考え方の相異を復原することができるのであるが、惜しむらくはそれも多く発見されるには至っていない。宕陰の、天保一三年の「日光従珍録」（写本、斯道文庫蔵・919－ア260－1）に、息軒・犀譚の批が記されている（自筆ではないが）のや、「息軒文集」（写本、慶応義塾図書館蔵・181－153）へ宕陰が朱訂批語を加えているの等、更に「華村先生遺稿拾遺」に「塩曰」「安云」と小字で翻字してあるのは竹添井井が翻刻の際に原本に加えられた宕陰・息軒の批語に依据したものであろうが、わ

ずかにこうした資料によってのみ当時の文会の様子を垣間みることができるに過ぎないのである。いずれにしても、文会の為に全精力をつぎこんで文を為し、稿を進める当時の碩学達の、名利名声をわが事としない意気込みは、何と恐るべきものであろうか。「読書余適」にはその面目、躍如たるものがあらわれている。しかも、文会の果たした役割は、能文家達の結集というだけではなく、明治以後の、漢文学の発展にも大きな影響を与えたと言うべきなのである。息軒の孫、安井朴堂もまた滝川君山・山井清渓等多くの漢文学者達と漢文の批評を互換して交わり、斯界の中心的存在となって息軒の伝統を発展へと導いたことがその何よりの証(あかし)であると言えよう。

息軒の文会に参加した人士は、宕陰・犀譚を除けば、芳野金陵・羽倉簡堂・藤森弘庵・藤田東湖・林鶴梁・重野成斎・川田甕江等であった。要するに、先述の「故旧過訪録」に、五名の昌平校の旧友に次いで示される八名の友人と重なる面々である。その八名とは、

熊本藩儒官名業広字士勤号犀譚　木下真太郎
久留米儒官後致仕名某字世襄号松陽一号蘭洲　岡長嘉右衛門
三州挙母藩儒官号涵洲　川西確助
佐賀藩儒官古賀大一郎
田中藩儒官名育字叔果号金陵　芳野立蔵
処士名大雅号弘庵　藤森恭助
幕士名用九字号簡堂　羽倉外記
水戸名彪号東湖藤田誠之進

であった。しかしながら、後にこの文会は発足以来の形態をやや変えて、政治向きの会という性格を帯びるに至り、幕政や藩政にとっても無視し得ぬものにまで人数もふくらんでいったようである。羽倉信一郎編の「簡堂遺文」に収める「簡堂年譜」には、嘉永六年（一八五三・息軒五五歳・簡堂六四歳）の項に次のように記されている。

此会名ハ文会ナルモ、当時外警ノ事起リ、国家有事ノ秋ナルヲ以テ、実ハ幕府ノ機密、諸藩ノ状勢、官吏ノ能否、及び有志ノ意見書ニ至ルマデ、国家有益ノモノハ見聞ニ任セ、袖携シテ交換シ、文章ノ推敲等却ツテ稀ナリ。諸藩等ヨリ陸続入社スルモノアリテ、後ニハ出席百余人ニ至レリ。云々

勿論、息軒にとっても、政治は大きな意味を持つものであったから、こうした流れは当然といえば当然、願ってもない方向であったのかも知れない。とは言え、嘉永元年に犀譚が帰郷して

からというものは、かつてのように文章の推敲に楽しむという雰囲気が薄らいでいったことは否めない事実のようで、そこにいささかなりとも懐旧の思いを遺していなかったと果たして言えるであろうか。

いずれにしても、前記の人士の伝記に就いては「碑文」を参照していただきたい。藤森天山（寛政一一年～文久二年・一七九九～一八六二・息軒と同歳）は第三号、藤田東湖（文化三年～安政二年・一八〇六～一八五五）は第一四号、川西士龍（享和一年～天保一三年・一八〇一～一八四二）は第一一号、林鶴梁（文化三年～明治一一年・一八〇六～一八七八・藤田東湖と同歳）は第一三号、重野成斎（文政一〇年～明治四三年・一八二七～一九一〇）は第二号、川田甕江（天保一年～明治二九年・一八三〇～一八九六）も第二号に収載する。他に古賀大一郎は号若皐（文化八年～安政五年・一八一一～一八五八）で穀堂の子、侗庵の甥。岡長蘭洲は不明、羽倉簡堂（寛政二年～文久二年・一七九〇～一八六二）は「簡堂遺文」（昭和八年刊）を参照。なお、この「簡堂遺文」の序は安井小太郎が記しているもので、

祖考（息軒）は簡堂と親善たり。常に其の人と為を称す。予、耳に熟す。故に集序の請有るに因りて懐を当時に興し、聞く所を略述す。

もって両者の交誼を察することができる。

芳野金陵は享和二年（一八〇二）下総に生まれ、息軒よりも三歳若い。二二歳で江戸に出て亀田鵬斎の子綾瀬に入門、その後塾を開いて生徒に教授しつつ、天保年間に息軒・宕陰等と交を深め、弘化四年（一八四七）田中藩に仕え、文久二年（一八六二）息軒・宕陰とともに幕府に徴され、昌平校の儒官に推挙された。明治一一年（一八七八）七七歳で卒す。この文久二年は世の中が多事多難の真最中で、安政の大獄から桜田門外の変、坂下門外の変と幕府を襲う事件が連続していた頃である。この時に当って一橋慶喜が将軍後見職につき、松平春嶽（慶永）が政事総裁として改革を始めたのであった。金陵は春嶽に知遇を得ていたこともあって幕府への建議を許されたのであったが、つまり、こうした風雲急を告げる時に、この三人が辟されたのは、侍講として儒を講じるだけではなく、顧問、政治への参与、事変を議する等の目的があったわけである。文会の仲間達はこうして皆、流れの中に時の政治と関っていったのであったが、かつての親友を亡くして遺った金陵が、「息軒遺稿」の序に記

していうには、

其れ偶然遇値して心心相照し、遂に耐久の友と為るは、仲平及び藤森淳風・塩谷毅侯・藤田彬卿の如き、数人に過ぎず。毎に之と相覿、経を譚(はな)し文を論ず。穀旦に花を看、清宵に月に酔い、琅琅として吟じ、僊僊として舞う。一時の雅懽と云うと雖も、実に百年の嘉話なり。

ここにこそかつての文会の、本当の悦びが余す所なく語られているように感じられるのである。

さて、先に嘉永一年に帰郷してから慶応三年に至るまでの二〇年間、再び息軒に相見ることがなかった犀譚も、文久の時同じく幕府に徴されたのであったが病をもって謝することとなった。お互いにどれ程江戸での再会を期したことであったろうか。「華村遺稿拾遺」に載せる「書息軒文巻後」には、別れて後にも頻繁な書信のやり取りがあったとはいえ、息軒からの贈り物に喜びをあらわにする犀譚の気持が込められて記される。

息軒の書至る。函を発して此巻を獲る。喜び極にして心は急なり。未だ書の言う所を詳らかにせずして遽かに巻を取り手を信ばし之を披く。(中略)往者息軒宕陰に文社の末に従う。月次、各一篇を抱きて志を言い、助くるに杯酌を以てす。墨陀の花、高縄の月、吾輩の歌呼懽笑の地に非ざるは莫し。(中略)深坐瞑目して疇昔の歓を追想し、辞気容貌を髣髴に求めて或は得、或は失う。久しくして漸く其の真より遠のく。(中略)宕陰も亦近著一巻を寄せ、友誼を以て責めらる。(中略)各一通を騰写して之を几上に置き、時往にして之に参ずるを楽しみ、且之を児輩に遺し、交友の道は才不才の間に在らざることを知らしめん。

犀譚の息軒・宕陰を慕う心が謙虚な文面に語られている。そして、慶応三年の七月には犀譚が、その八月には宕陰が相ついで世を去り、その訃に接した息軒の悲しみは、先の「木下子勤墓碑銘」に痛切に述べられているところである。若かりし頃の思いを語るこれらの単文をこのように吟味してくるならば、やはり息軒にとっては宕陰・犀譚に、とりわけ犀譚に対しては特別の、深い信頼と親愛の念を抱いていたのではなかったろうか。そしてそれは、犀譚や宕陰や金陵が息軒に対する思い以上に、深かった様に思われてくるのである。

天保一三年の頃に行われた、「読書余適」のそれぞれの批入と、それにもとづいて字句を改めた息軒の思いは、いささかも変わることなくその後の生涯を貫いていたと言えるのではなか

ろうか。

今ここに安井文庫に収められる「宕陰存稿」六冊がある。宕陰没後直ちに始められた刊刻で、明治三年（一八七〇）に刻成って、息軒に贈られたものである。「班竹山房／蔵書記」の印が捺されている。息軒も七十を越えた晩年で、塾生も多く、自著も続々と刊刻されて、尚多忙を極めている時であったが、この「宕陰存稿」を目前に置いて、「息軒は四十にして目順う」（「読書余適」八月二十日の評語）と宕陰に評された頃の、意気軒昂とした友人や自分を回顧する息軒の姿が、目に見えるような気がしてくるのである。

宕陰の家を継いだ弟簣山の子、青山の編する「宕陰先生年譜」に曰く。

如二山田方谷・木下犀譚・藤森弘菴・藤田東湖・芳野金陵一。皆一世名宿。雅相推重。而交最久。而最所二畏敬一者。安井息軒也。

息軒がいかに親友に尊敬された学者であったかは最早、贅言を用いるべきではないだろう。

補　注

塩谷宕陰は諱（いみな）世弘、字毅侯、通称甲蔵、号は別に悔軒、九里香園・晩香廬。

木下犀譚は諱業広、字子勤、通称宇太郎、後真太郎と改む、号は別に華村、澹翁。

吉野金陵は諱世育、字叔果、通称愿三郎、後立蔵と改む、号は別に匏宇。

藤森天山は諱大雅、字淳風、通称恭助、号は先に弘庵、晩に天山と改む。

藤田東湖は諱彪、字斌卿、通称虎之助、後に誠之進と改む、東湖は号。

羽倉簡堂は諱用九、字士乾、通称外記、簡堂は号、晩に蓬翁と号す。

林鶴梁は諱長孺、通称伊太郎。

松崎慊堂は諱復、字明復、慊堂は号。熊本の益城郡の人。一五歳で江戸に出、後に林述斎（第八代大学頭）に入門し佐藤一斎と同学となる。享和二年（一八〇二）掛川藩儒となる。羽沢の石経山房で中国の古典籍（特に儒学の経典）の考訂を専らとし、天保一三年には将軍より召見の機を得て、日本に現存する貴重な漢文古典籍の覆刊を建議した。（塩谷宕陰「慊堂松崎先生行

述」を参照。）弘化一年（一八四四）七四歳で歿す。「慊堂日暦」は昭和四年濱野知三郎の翻刻本があり、平凡社の「東洋文庫」にも山田琢の編注本がある。当時の学者の頻繁な来訪が記されて、大変おもしろい日記である。

翻　刻

凡　例

一、この翻刻は、斯道文庫所蔵の、息軒自筆初稿本「読書余適」の全巻である。函架番号は091－ト240－2である。

二、眉上や行間に加えられた、宕陰・犀譚の批評もそのまま翻字した。行間の傍書は誰のものであるか、また眉上の批は、どの本文の文句に対してのもので、誰のものであるか、を全て漢数字で番号化して上欄に小字で示した。その際、「塩」「木」というのがそれぞれ宕陰、犀譚の批評であることを示す。一～三九二までである。尚、（　）内の説明は全て翻刻者によるものである。主に、両者の批評を受けて息軒がどう手直しをしたかを説明する。また、批評文の句読点や「　」等は全て翻刻者が付け加えた。

三、本文はできる限り原文に近い形に翻刻したが、字詰等はその限りでない。また、字体は基本的に現代通用のものを用い、旧字体や異体字は用いない。

四、適宜、翻刻者が補注を加え、本文の後に附載した。〔　〕による番号がそれである。日付ごとに〔一〕から始まり、頭注にもその日付の範囲内での番号を用いて補注番号を加えてある。

一 塩・通人名士人所倶知者、不必繋於国。「明人」二字刪去、何如。
二 木・「也」字似可不必存。（「也」字、息軒朱抹）
三 木・自「就予而宿」言之、似当云「以路便也」、如何。（「迂」字、息軒「便」三改ム）
四 塩・古人紀行中有考證者、必渉地理逸事者、而後詳之。他若可資一噱者、似不必呶々、「炎天寺」一条、刪落何如。（「土人云。僧名熅気」七字、息軒朱抹ス）
五 木・「賜」似当作「授」。

七月一日・二日

読書余適上

明人謝肇淛云。読[一]未曾見之書。歴未曾到之山水。如獲至宝。嘗異味。一段奇快。難以語人也[二]。是先獲我心矣。予生長西鄙。山水其素也。自移居於都五年。足跡未嘗出郊門。於未見之書。粗窺一斑。而湫隘之巷。目無寸碧。不能無籠鳥恋雲之想。今茲壬[三]寅四月。忽思塩[三]松之游。上請。不允。六月念五。公[四]告暇就国。又申前請。賜六十日暇[五]。薛[ママ]人河添原泉。学於古[六]賀氏。旧与予往来。聞之。請与倶。遂約同行。七月丁未朔。諸友来別。夜原泉就予而宿。以路迂[三]也。

二日。晴。蓐食而発。衣物文具。装為裲襠。戴薹笠。仗竹杖。出門便有登仙之概。経音羽坊。至大塚。竹籬茅屋。野趣漸生。渡豊島津。即墨田上流也。江発源於州之秩父。古以為武総之界。自開府江戸。割葛飾半郡。以隷武。其境至中江[一]云。過六月村。有炎天寺[四]。土人云。僧名熅気。可発一噱。案顧[二]亭林悪明人姓名相配。謂軽薄所致。昉於南宋俳優。此誠然。然漢有虞舜。魏有唐堯。北宋江漢字朝宗。買僕。姓于。賜[五]名海。遂為江[三]漢朝宗于海。

六（傍書、木下犀譚）

七 木・据『孟子』文法、似当作「宜与天意若相背然。」（息軒朱筆ニテ此ノ如ク訂ス）〔六〕

八（『嗚呼』二字、息軒朱抹ス）

九（息軒「之」ノ下ニ「俗其」ト朱ニテ補ス、即チ「重金幣之俗其幣……」）

一〇 塩・「天又微陰」以下七句、似覚辞帯煩碎之病、七句改作「溝外則蓮」一句、「蓮亦」之「亦」刪去、何如。

一一 木・「可慨」一句刪之、以上句従簡歇、為更妙。（息軒朱筆ニテコノ一句削抹ス）

一二 塩・「亦」字刪奪、「今」上添「而」字、「講焉」作「知也」、何如。

一三（息軒朱筆ニテ「亦」ヲ「則」、「焉」ヲ「也」ニ改ム）

一四 塩・削「也」字、何如。

皇朝。則有〔四〕六衡口而出春道列樹。大江千里。小野篁之属。人之好奇。古今彼此。不期而同。皆此類耳。食草〔五〕香駅。豊島津以北。水田中多植蓮。花盛開。与稲相錯。如展緑錦。亦偉観也。然天粒蒸民如此其艱。而挙沃饒之土。竭之無用之観。宜若〔七〕与。天意相背然。問之老農。云。凡蓮。花葉根実皆金也。鬻之都。其利倍稲。故官亦不甚禁耳。嗚〔八〕呼孰知重〔九〕金幣之弊至於此哉。出駅。行松夾道。松外則溝。天〔一〇〕又微陰。凉風徐扇。而左右溝外。蓮花迭出。行止皆適。既而行松尽。既而溝又尽。過越谷駅。蓮亦漸少。以距都漸遠耳。物之所以顕晦貴賤。往々如此。可〔一一〕慨也夫。宿糟〔七〕壁駅。是日立秋。

三日。晴。出駅右折。取路小潭。総。沢国也。溝渠縦横。灌漑之利。甲於天下。地勢与武亦〔一二〕別。今割隷武。理勢固宜。然古人分州之意。亦〔一三〕不可不講焉。行三里許。忽見白幢行茅屋上。諦視。則帆也。登堤。得小鎮。鎮外。則中江。分派於利根江。南流十余里。入下総器。流特深。運船有装九百石者。総。常。二毛。及奥。福島以南。信。鳥井嶺以東。皆漕于此。南至行徳。剥運達江戸。其分流之処。置関以譏〔一二〕。関下築曲坊束流。護以雁歯椿。旱。則激刷下流。漲。則碍水帰之経流。乃治水之絶巧者也〔一四〕。江北。則関〔一二〕宿。亦葛飾郡。而隷下総

一五 木・入蜀記所謂、「広十余丈、長五十余丈、上有三四十家、妻子・雞犬・臼碓皆具、中為阡陌相往来、亦有神祠、或鋪土作蔬圃・酒肆、皆不能復入夾。但行大江而已。」此蓋、葑田之類、非利涉之具。利根江大筏、亦非為利涉設、亦非葑田之類。蓋、下木江中者、編而乗之、具煙火於其中也。亦水運一長策。

一六 木・作「不復得館人姓名」、何如。

一七 木・「以」字刪。塩・欲存「以」字、「諸川」下補「宿」字、削句末「宿諸川」三字。（息軒朱筆ニテ句末ノ「宿諸川」三字ヲ抹消ス）

一八 木・「食草香駅」、無「於」字。塩・蓋、作者故意変文処。

一九 （傍書ハ塩谷宕陰）〔四〕

二〇 木・「稍」作「差」、如何。（息軒朱筆ニテ「差」ニ訂ス）

二一 塩・刪「矣」字、何如。

二二 木・「問人而行」作「問而後行」、如何。

二三 （傍書ハ木下犀譚）

七月三日・四日

州。久世侯治焉。街坊特陋。北行七八町。渡利根経流。約略三百歩。亦多運船。筏[一五]有長五六十丈者。対岸曰界坊。夜航出焉。商旅入都者。往々艤於此。一夜而達。極便。先是。郷人長[四]子由館於谷貝里正氏。信問久絶。親戚皆憂。以為死亡。且藩法。游方三年。踪跡不明者。除籍。因為訪之。云客歳四月往上谷貝。杳無消息。細問之。不[一六]復記館人姓名。憮然久之。予少頗健。此行窃自恃。而比年閉戸。非復故我。暑気又劫之。憊甚。乃買馬於谷貝[五]。以[一七]至諸川。為程一里半。只百銭。餔[ママ]後[六]微雨。涼気如洗。宿諸川。

四日。晴。毛[一一]呂以北。地勢漸高。沢尽而原。秈菽瀰[一二]望。食[一八]於結[一三]城。膳黄魚。極香美。地名於紬。都下鬻之。家如丘山。予初謂此其本源。為物必夥。為價必廉。至。則廖々一店。貨又極少。乃知物之[一九]之所生。[四]所見如所聞読書最適意処不若其所聚。管氏不予欺也。[読管子余適]城在坊東北。隆阜独起。松杉鬱然。水野侯治焉。城北有多川。是為総毛之界。迂路物色長生於上谷貝。渡絹川。下毛之浸也。有数源。出於州山王嶺者最大。東南流至下総。入利根江。流雖稍[二〇]小。漕運亦便。有牽百丈遡流者。船三人。裸肩巨縄。邪許助勢。尻高於首。時停午。沙石焦灼。炎如烘爐。其艱可想矣[二一]。川東。村路極小。榛莽没頭。歩々問[二二]人而行。至上谷貝。訪里正[五][二三]

七月四日・五日

二四 塩・「五人」似可作「五戸」。

二五 木・「平而」、「近而」、二「而」字刪之、似可。

二六 塩・「五里」上、恐当補「西出」字。

二七 木・「所経」二字、亦除之、如何。（息軒朱筆ニテ「所経」二字ヲ抹消ス）

二八 塩・「岳」作「山」、「山脈」作「脈絡」、何如。

二九 （息軒朱筆ニテ「来」字ヲ削去）

三〇 塩・「民家」作「比戸」、削下句「比戸皆然」四字、何如。

三一 木・「制」作「製」。（息軒朱筆ニテ「衣」ヲ加エテ「製」字ニ訂ス）

三二 塩・「於」作「勝」、何如。

三三 木・上云「北控東扼」、下云「雄視東北」、似可厭、且「英主」句、頗覚説破、「英生」以下十字、改作「亦一面雄視之地」、如何。（息軒朱筆ニテ「英主」勝遊中不愛力於誼兮想見其悵然之状宛然在目）

凡五人。[二四] 無有延師教子者。意殊悵然。而踪跡已絶。不可奈何。復西渡絹川。昏黒始至加美川。[二五] 宿焉。予懲昨日。謂用脚大暴所致。是日一里一憩。以節脚力。辰初ゝ刻発諸川。行村路九里半。而足益加健。亦行旅一術也。

五日。晴。加美川至宇都宮。有二道。一。北出。不過三里。路又広平。[二六] 而間無一店。此謂原路。一。五里而近。[二七] 而村駅鱗次。予既定一里一憩之法。不得不取迂路而西。駅西十余町。右望鬢髪女体二山。岳特高大。[二八] 山脈所経。[二九] 北走奥。南朝信。峰巒起伏。淡霧渲染於其間。如一大画屏。左。則筑波山。屹然特基。双峰挿空。旭暉映之。茅岡松阜。歴ゝ可数。比日来行田圃間。柞楡外時見遙碧。而瘴雲冪之。使人懊悩。至此胸次釈然。至石橋駅。[三〇] 乃官道也。役夫沿道修路。劚土隆起。上敷砂礫。潔無点塵。行松外左右。[三一] 各開一道。広六七尺。以通行旅。日如此数次。至明年三月而止。以四月

大駕拜日光

祖廟也。石橋以北。民家制瓜絲。[三二] 掛而晒之。潔於索麪。[三三] 比戸皆然。午食於宇都宮。偶微雨。遂宿焉。地據四通五達之衝。北控奥羽。[三四] 東扼総常。英主用之。可以雄視東北。

以下十字ヲ「屹為一方要藩」ト訂ス）

三四 木・「祀」当作「祠」、字誤。（息軒朱筆ニテ「祠」ニ訂ス） 塩・「便路」二字削去、何如。

三五 木・「列祖」、恐当作「烈祖」、字誤。「嘗」作「所」、「祠宇」下加「嘗」字、「浩」改作「宏」、「但」字刪之、如何。又云、「以故」二字刪、似可。「正祠之外」改作「除正祠外」如何。（息軒朱筆ニテ「列」ヲ「烈」ニ、「浩」ヲ「宏」ニ改メ、「但」ヲ削抹ス）

三六 塩・「有」、「者」、「焉」三字刪落、似念。

三七 木・「垣」、恐「坦」誤。（息軒朱筆ニテ「坦」ニ訂ス）

三八 塩・徳二郎駅分上中下。此恐脱「中」字。

三九（傍書八木下犀潭）〔三〕

四〇 木・「秣於松原」作「秣在松下」、如何。

四一 塩・「及騎馬亦牝也」作「視其馬亦牝也」、何如。

四二 木・「歳時奉幣」句、僕則欲作「歳時天使致幣於日光　廟」。（息軒朱筆ニテ「時」ノ下ニ「天使」ヲ補シ、「祖」ヲ「日光」ニ改ム。）

七月五日・六日

府朝世〔三〕使世臣守之。良有以也。今守戸〔四〕田侯。邑入七万石。街坊整飾。実為近邦第一。晡後。作家書投遞。便路拜明神祀。三四 磴道数十級。南与城壁対。

列祖嘗三五賜営造。以故三五祠宇三五浩麗。但三五十年前不戒于火。正三五祠之外。僅存基礎而已。店主人云。城西一里余。曰多〔五〕下。宇都宮氏之墟也。隍壁之形。猶有三六存者焉。以雨不往。

六日。晴。出北郭。歩〻近山。天又爽涼。不覚歩之進。三里。曰徳〔二〕二郎駅。始入山間。而路仍平垣。三七駅三八分上下。相距半里。貧陋特甚。松本村鬻渓鮮。長五寸許。緑質黒鯈〔二〕。呼曰山部。即吾州斑魚也。生於山渓。大者尺余。味脆美。与黄魚類。但少香耳。三九（吾憶古人何綽然蓴鱸起想輙帰田　木生家在菊池郡不食黄魚八九年）予違国五年。今又為客中客。見之。郷思勃然。遽命而炙之。有婦人。来揖勧騎。問馬何在。曰秣四〇於松原。馬卒為誰。曰妾是也。笑而許之。及四一騎。馬亦牝也。不覚一哄。既而日加午位。山雲解駁。鬢髪露其半髪。屹然当前。如美人之出簾。至今市。行杉自西南来合。所謂例幣使道也。歳四二時奉幣於

祖廟。必由是路。故名焉。自出糟壁。酒皆土醸。臭甜不上口。至此。復得京醞。暢飲半時。出駅。両山益迫。渓声潨然。酒肆茶店。左右

四三 塩・凡曰「足指仰」者、謂其不覚登而自登也、則「雖無峻坂」一句刪去、為妙。刪之、則「南顧」一句亦覚有力。「常仰」之「常」、改「漸」、何如。（息軒朱筆ニテ「雖無峻坂」四字ヲ抹消ス）

塩・佐善元熙『日光記』謂、「天晴而山麓独雨、謂之日光私雨」比店主人言、更覚有味。

四四 塩・「厲」、蓋、『周官』「厲禁」之厲。然得無有用字、好奇僻之病乎。改「厲而防人、蓋大駕所由也」作「有木柝防行、蓋、非大駕、不得渡也」、何如。〔一〕

四五 （傍書ハ塩谷宕陰）〔二〕

四六 木・「以何」、似倒。

四七 木・「賭博耳」下加「可発一笑」等文字、何如。

四八 （「以」字ヲ息軒朱抹ス）

互出。以至鉢〔四〕石。是為日光市。徳二郎至此。六里而遠。雖無峻坂。四三足指常仰。南顧已俯衆山之巔矣。暮微雨。店人云。霧耳。山中其常也。夜冷襲綿衣。無蚊。

七日。大霧。晴徴也。遊中禅寺。渡一橋。渓源於湖。東流十余里。入絹川。上流有神橋。一名山菅橋。朱髹曄然。厲而防人。蓋四四大駕所由也。橋以西。僧房数百宇。環祖廟而居焉。寺尽而市。市尽而田。白衣方杖。腰鐸而来者。絡繹不絶。問之。曰男体山。平日不許登攀。惟七月朔至七夕。開禁。然亦必散斎百日。否。則明神殛之。是以人畏而敬之。修法者常万余人。本年特少。不過三分之一。又問以何。答曰。以厳禁賭博耳。憩回馬四五名山霊地往々為竺徒所汚一転為博徒所□可発一大笑又可発一大息四六四七村。距鉢石一里半。多鬻騎者。亦皆牝馬女卒。少婦。則盛飾以延客。四八又有縛児於背。并牽二三馬者。村以北。山勢陡絶。馬不能行。故有回馬之名云。登而又降。始行渓側。流悍石巨。怒不相受。激射翻闘。噴白以去。渡橋者三。至御〔四〕沢。得一店。自店上。路益峻。十歩一憩。始復起歩。約七八町。得少平地。右望二瀑。大者為般若。其南為法〔五〕蔵。皆高七八丈。崖断不可就焉。既而又上。峻甚於前。巔有明王堂。少行。水声哄然。有小蹊。榜云。西通華厳瀑。左折而行。出于瀑上。

四九 木・「全体皆露矣」上加「則瀑」二字、「矣」字刪去、何如。

五〇 （傍書ハ木下犀潭）〔六〕

五一 （息軒朱筆ニテ「震魂駭魄」四字刪抹ス）

五二 （息軒朱筆ニテ「之」ヲ「其」ニ訂ス）

五三 木・「之」字刪。（息軒「之」字ヲ朱抹ス）

五四 木・「壖」字句。

七月七日

榛莽遮蔽。僅見其半。乃蹈樹根。攫篠抄。尻歩以下。得小坻而止。全体皆露矣。[四九] 巖幅五六十丈。水従凹処吐。直下三十余丈。[五〇文勢亦如水之趨険 磕磔之声久而未歇 徐而視之厘〻数十言也] 勢之所被。草木震動。巖石欲碎。余沫為霧。蓬勃[是為妙]以上。捎嶺而去。則雲也。時日停午。顥気降射。虹起于下。五彩爛然。不常其処。予観瀑多矣。未嘗見震魂駭魄如此之盛者也。[五一] 聞之。九月至正月。湖水減縮。二月至五月。則雨沢稍多。而水皆為山木所吸。[五二] 其溢趨于瀑者猶少。至六月。木既飽水。天又多雨。故観瀑者。惟六七八三箇月為妙。予游適当其中。可不謂幸乎。瀑上多唐松。葉短而鬆。榜禁折伐。至中禅湖。約長三里。幅半之。衆山擁之。若鏡出奩。僧房酒店。依湖壖而居。家占勝概。上有大悲閣。閣傍小路。通男体山。其巓。距此猶一里余。有碑。略云。秋勝道者。本州芳賀人。姓若田氏。[七] 神護景雲元年。発願開山。四月上旬。蹈雪而上。不能達。[八] 天應元年四月。又上。亦半途而下。至明年三月。始見其巓。僧空海文也。原碑海所書。海書加於文数等。惜石既泐。今碑則数十年之物耳。[五三] 時羽流尽下。闔境闃[九]然。食於湖壖。[五四] 店。[一〇] 人無生色。皆云。目不食者七昼夜。僅能弁飯羹。取旧路而還。至別倉。[一一] 左折。游裏観瀑。穿林半里。漸聞水声。渡一渓。上有小宇。亦羽流修法処。有鬻麪者。云瀑距此猶七八町。遂行。亦

七月七日・八日

五五 木・「而下」二字、似可除。

五六 （息軒朱筆ニテ「高」ヲ「視」ニ訂ス）

五七 （傍書ハ木下犀潭）

五八 塩・「博粲」似失所用、鄙意試改「不能博詞人一粲」、曰「予亦已飽大牢矣」。〔二二〕

五九 木・烈祖盛徳、涵濡海内与天壌無窮、被其沢者、必思其所自、則其言之洋々乎、発為頌声、亦理之不可已者矣。但学人言語、要致慎於礼兮、蓋亦所以奉盛徳也。此段、「神聖所見」至「時不同也」、置語頗似欠錙銖、今漫改「神聖」為「聖賢」、改「時不同也」作「各必有所以然者、然奈不妥何」、願再加推敲、婉而為章、在作者之斡旋耳。

六〇 塩・「自」字、似可削。

出瀑上。巨巖突出。水奔其上。降立巖下。正観其裏。而下。[五五] 高七八丈。[五六] 二瀑翼之。若銀龍戯於空。日光嶮[五七]而多水。緩則湍。急則瀑。而華厳最壮。裏観最奇。其麗与之伉者。又有霧降。以路迂不往。他可観者極多。然既為二瀑所圧。不能博詞人一粲。[五八] 取捷。帰鉢石逆旅。憊甚。即寝。

八日。 晴。拜

烈祖。[二一] 及猷祖廟。三面帯渓。後負重山。乃巍然一名城也。予嘗拜伊[二二]勢

天祖廟。熟考山河形勢。

神聖所見。[五九] 如合符節。何其偉哉。而彼則茅檐不剪。此則金碧炫燿。時不同也。嗚呼。海内昇平二百五十年。山椒海陬。鼓腹以楽。即間散如予。亦得放浪山水。以尽其性。生今之世者。可不思其所自乎哉。廟庭遇丹羽伯弘。[二三] 伯弘。越。芝田人。十七年前。游於慊堂松崎先生之門。与予相識。六月念八。予告別先生。伯弘在焉。自云。[六〇] 得五十日暇。探信甲諸勝。登富岳。以前三日至。将以七月初二発。問其所由。則例幣使道。予則以長生故。東出関宿。雖同以二日発。所由夐別。悵然而散。不料至此相会也。時伯弘将游中禅寺。乃約同行而別。

市中多漆器。又有居花紋石者。品殊劣。産於芦尾[四]。距此八里所。蕃椒。則卷蘇葉而淹[五]之。色黒。少辛味。謂之日光椒。午後登外山。在北渓之北。渡渓。有律院。頗幽邃。出後門而左。即山足也。山独基。尖而嶮。半腹有候台。

大駕拜

祖廟。置候卒於此。更上。巨巖縦横。殆無投足之地。心与目謀。手脚並行。始能達巓。有大士堂。傍置一小室。踞石而眺。峰巒環合。城邑星布。但瘴気結雲。十里之外。不可得而見。為可恨已。帰店。将晡。装束衣物。取原路而下。宿今市。従伯弘之約也。

九日。晴。等伯弘。不至。留書先発。左折而出駅。渡一渓。群峰湧于左。南頭第一如覆盆者。為鬢髪山。次倚立者。為女峰。鬢髪。一名男体。此其配也。次則赤薙[一]。稍卑而嶮。山勢邐迤東北走。忽復突起入雲。為鶏山。皆同基而殊峰。其他嶺巒不可枚挙。要之。山無凡形。水無濁流。実八州之神区奥皐也。憇於大桑[二]駅。陋甚。本年二月失火。延焼数十宇。土木方盛[六]。皆云。

大駕之拜

祖廟。三宗藩[三]皆館本駅。雖貧窶如洗。不得不営築焉。渡高徳津。土

七月八日・九日

六 塩・「盛」作「奥」、何如。

七月九日・十日

人作梁捕黄魚。蓋黄魚。生於海。而長於渓。大者先溯。窮其源而止。故絹川黄魚。此最美。有大踰尺者。沿渓而北。漸入峡中。有異卉。花莖通赤。黄蕊。無葉。高尺許。問之。無知者。益北。渓声轟然。対岸有温泉。土人架楼。以待浴客。日瀑湯。巨石挿渓。水与之闘。勢如懸流。黄魚不能踰而北。故瀑曰鮎回。鮎。謂黄魚也。食于藤原[四]駅。在鶏山之麓[六二]。駅北三里皆坂。所謂高原嶺也。石歯嚙足。蜂蚋撲面。間只一店。僅辨茶火。至高原[五]駅。已暮矣。雲挾微雨。従不来衝。直穿牖戸。意亦霧耳。初鼓[六]伯弘至。一行六人。店不能容。宿対門。

十日。晴。出駅。有小渓。東通新湯。距此二里。浴客極盛。娼妓酒肉。無所不備。自新[一]政沛降。厳禁游手。窮山之陬。近如堂陛。今皆駆去云。行十余町。暁雲埋谷。潔如積雪。翠嶺環繞。中峙数島。宛然海也。嘗読黄[二]山志。云雲海。世多有焉。而黄山最勝。以三十六峰皆修而尖也。蓋修。則雲不能没。尖。則彼此離立。島嶼湾汀。自成妙趣。此雖不能如黄山之多。而尖修之峰。布置自然。予少習山行。而始遇此奇。不覚絶叫。伯[六三]弘可知矣。既而足踵漸下。雲脚漸上。遂没入海中。四顧茫然。不[六四]見寸碧。不復知身在万山中。益下。潜出其底。遙[六五]望一村。恐是鮫室龍宮小渓帯之。児女鶏犬。群相嘻傲。疑以為仙境矣[六六]。至

六二 木・「之」字除、似佳。

六三 塩。「伯弘可知矣」刪去、何如。（息軒朱筆ニテコノ五字ヲ削抹ス）

六四 （息軒朱筆ニテ「不見寸碧」ヲ削去ス）

六五 （傍書ハ木下犀潭）

六六 （息軒朱筆ニテ「矣」字ヲ削ル）

六七 塩・「古人亦有疑之者」此一語、不言亦可也。此句及「然」字刪落、似佳。
六八 （息軒朱筆ニテ「性」字ヲ削ル）
六九 （息軒朱筆ニテ「詩人～之耳」十二字ヲ「起則為声蓋亦常耳」ト訂正ス）
七〇 木・「之」字除、似佳。（息軒朱筆ニテ「之」字削去ス）
七一 （息軒「之」字ヲ朱抹ス）
七二 （傍書ハ塩谷宕陰）
七三 木・「足稍」、似倒。

七月十日・十一日

。則五十里。〔三〕溪曰大鉅。絹川之源也。茅屋十余宇。皆履縷戸。間有鬻酒麪者焉。高徳而北。高原在窮山之胸。其他。率沿絹川之涘。渡橋不記数。奇巌怪湍。隨処而在。出横川駅。〔四〕始与溪別。其上為山王嶺。〔五〕奥毛之界也。嶺以北。水皆北流。亦沿溪而下。約二里半。復得一奇境。片石為底。隆如亀背。幅十丈。長五之。水行其上。清而浅。如被羅穀。尾掛為簾。珠光瓏然。曰撥塩。〔六〕惜日下舂。而前程猶遠。不能留賞焉。宿絲沢。〔七〕既飯。談及経史。伯弘曰。匪鶏則鳴。〔八〕蒼蠅之声。日出而起。蠅性也。鶏未鳴。而先有其声。是何理也。予曰。古人亦有疑之者。然蠅性見火而起。〔六八〕詩人亦嘗聞其声。而仮詠之耳。〔六九〕伯弘笑而不応。時理髪。店人隅坐秉燭。蠅見火而至者三。嘐然有声。乃服。

十一日。早発。亦行雲海中。至川島而晴。〔一〕又一里曰田島。約三百戸。山中諸村所鬻。酒餌之属出焉。又里曰長野村。〔二〕奥越之岐。在大内嶺之北。〔七〇〕距此猶七里余。初欲至彼与伯弘別。而道嶮足軟。伯弘則以告期之故。〔七一〕欲必踰嶺而宿。艱乎追隨。遂小酌而別。入奥来。山水多凡。無足記者。惟岐山。三庫岳。屹然于右。〔七二〕如翁媼相話者。〔七三〕足稍慰人意已。宿大内駅。

七月十二日・十三日

十二日。晴。踰火珠嶺。[一]即大内嶺 頂有一店。東北望会津村鎮。四山周市。中開一境。地勢濶開。禾稲被野。所謂天府之国也。至本郷。[二]始得坦路。多陶戸。頗巧。凡山中之俗。[七三]風土記 人馬同牢。婦人服短襦。著野袴。濶歩而行。与男子異者。帯稍広。而額不剃而已。其男子縫合両幅白布。長四尺。中缺者尺許。貫首於其中。以蔽胸背。馬多牝。連牽至十余匹。酒特黙。[ママ]客至。実巨碗以献。謂之盛截。八碗。則升也。其肴。菽乳為上。大桑至此。二十八里。大略皆同。会津。保科侯治焉。[三]堤封二十三万石。[七四]市坊雖陋。規模頗広。肆多漆器。百貨粗備。独海物絶少。[四]申酉凶荒。塩最貴。升至二百五十銭。[七五]今。則惕奉新令。務平物價。年又荐熟。然猶升七十二銭。蓋地有塩池。而不足以洽国。民多食越塩。故其貴至此云。宿七日坊。[五]晡時微雨。熱甚。有鬻冰者。声満街上。店主人云。伐諸飯豊山之陰。[六]買而喫之。寒冷透骨。夜修書旧友堀士遜。[七]士遜名敏。茗讕同学也。

十三日。雨。庄田君平。木村中羽。南摩士張来。皆藩学生。午位。士遜来。約温泉之游而去。[七六]未位雨止。士遜遣人来迎。泉在城東一里。[二]緇渓帯之。有瀑。高二丈余。一渓奔抛。如掛数十匹練。浴室正当其上。臥観全幅。故瀑名臥観。泉名瀑湯。此日熱甚。一浴倚楼。渓声

七四 塩・「堤」当作「提」。（息軒朱筆ニテ「提」ト訂正ス）

七五 （息軒朱筆ニテ「升至」ヲ「至升」ト訂ス）

七六 （息軒朱筆ニテ「之」ヲ削去ス）

七七 塩・「斎」恐「齋」。（息軒朱筆ニテ「齋」ニ訂ス）

七八 木・（傍書ハ木下犀潭）〔四〕

七九 木・「信乎」二字削去、似可。

八〇 木・「餔」字、何如。

七月十三日・十四日

震樹。山籟時来。涼如深秋。士遜開所斎[七七]行厨。吟觴自適。既而月上東山。水煙浮空。身心為之一洗。因憶与士遜游於茗黌。志気鼎盛。眼空一世。誓欲為人所不能為。屈指已近一[一]章。而予仍為書生。頽然自放。士遜。則累擢為公事奉行。陳力於所職。自云。今茲春。固[三]空六十日。藩祖而来。始能致之。雖窮達異途。而同為半老。士遜已見二毛。予亦額禿如鶩。[七八]平生磨礱欲千般　勿錯為真折字看　隱々夜山呼不答　纔将冷籟瀉胸肝　追話疇昔。爽然自失。蓋予志至此復一折矣。

是日所与俱。曰牧原子栗。為藩卒長。及原泉。并予為四人。

十四日。晴。予旧聞柳[二]津之勝。欲必一往。問之。只六里。蹶然而出。行官道四里。至桁宮而左折。山川皆凡。秋陽如燬。心頗悔之。且行且止。既而還一阜。地勢陡変。巨流西来。曰忠[三]見川。怪巖捲底而起。聳為両岸。互相疊架。如舟如楼。皆銀錫色。為劈斧皴。巍閣搆於上。輪奐入雲。即柳津也。閣下曰魚潭。深碧無底。小渓東南注之。僧房市鄽。夾渓而居。亦皆倚奇石。負怪松。無一凡形。信乎[七九]名不虚伝也。降磴道数十級。皆片石刻成。出吹雲関。渡橋。沿小渓而北。臨魚潭。渓鮮方群浮。喁々待餔[八〇]。女児鬻餌者。群来相呼。買而投之。撥剌争食。須臾便尽。遂択潭上最勝楼而宿焉。仰眺廟塔。直圧眉宇。亦一快也。既暮。有瞽女数人。叩玄弦下魂。痴叟頑媼。買話亡人。且問

七月十四日・十五日・十六日・十七日

且啼。雪涕而去。陸続不断。僻俗則然。

十五日。晴。取原路而還。是日。村氓例行香於柳津。斑衣菅笠。千百為群。凡東人好游。而婦人尤甚。一行十人。牝処其七。此亦然。午位雷。熱甚。帰店。藩士数人来。有喜談天文者[八一][八二]。皆都下児輩常話。頗厭之。戯掎詰一二。輒窮。而刺〻不止。至暮始去。憊極。不浴而寝。夜雨。

十六日。晴。文[一]学高津氏。遣門人来迎[八三]。縦観[八四]国学。先開詩筵於家。予病不能応。請原泉独往。午後。諸子来迎者再。終辞不赴。夜高津氏寄書。贈酒肴。蓋公膳也。礼当謝於門。亦以病不能。士遜。及学生数人来別。初鼓始散。会津。名於蝋。問之。乃漆子[八五]所制。周[二]官。漆林之征。二十而五。今又収其子。為利巨矣。今日君臣。無利不講。而諸[八六]邦独遣之。何也。

十七日。晴。発会津。迂路観猪苗代湖。過甲清水原。有繰練之[八七]場。約方八町。築垣周之。地砥平。軟草被之。西有将[八八]台。高三丈。上層畳石築之。毎年八月二日。繰兵於此。邦君在国。亦必親臨云。渡十六橋。是為猪湖之尾。又踰一小嶺。至長浜[八九]。全湖咸呈[九〇]矣。案猪苗代。歳額四万石。旧為会津封内一大鎮。慶[三]長辛亥。八月廿二日。地震。

八一 木・「有」字「者」字削、亦似無害。
八二 塩・「喜談天文者」一条、殊無韵致、刪落、何如。
八三 木・「迎」作「邀」、何如。下「迎」字仍旧。（息軒朱筆ニテ「邀」ニ訂ス）
八四 塩・「縦観」、妥否。
八五 木・漆比於烏臼、結子甚少、東土所種、恐有種類土宜之異。
八六 塩・「諸邦」作「他邦」、何如。
八七 塩・「練之」之「之」刪去、何如。（息軒朱筆ニテ「之」字削ル）
八八 塩・「将台」有出典否。改「台」作「壇」、何如。
八九 （息軒朱筆ニテ「全」ノ上ニ「始見」二字ヲ補ス）
九〇 木・「矣」字削、似無害。（息軒朱筆ニテ「咸呈矣」三字ヲ削ル）

九一　（息軒朱筆ニテ「静為」ヲ「以静為」ト改ム）塩・「静為坤徳」作「坤之性為静」、何如。

九二　塩・「其郷」之「其」、似可削。

九三　木・「上」字削、何如。

九四　塩・「徐行」作「徐々」、以避下「征」字、何如。（息軒朱筆ニテ「行」ヲ「〻」ト訂ス）

九五　（傍書ハ木下犀潭）〔二〕

九六　木・「矣」字刪、似無妨。

九七　（息軒朱筆ニテ「披」ヲ「由」ニ、「東山」ノ下ニ「披荊棘」三字ヲ補ス）

九八　塩・「載」作「云」、何如。（息軒朱筆ニテ「載」ヲ「伝」ニ訂ス）

九九　木・「桉」字如何。字書与「椀」通、意取於此乎。

一〇〇　木・「也」字削、何如。

一〇一　塩・「顧」作「雇」、何如。

七月十七日・十八日

山崩。塞多美川。洪水逆行。陷為湖水。死者二千七百人。今。則波勢汹湧。琶湖之外。未見其比。静為坤徳。而其変有如此者。因憶予家客歳畜一越婢。自云。其郷有霧渓村。南北三里。僻於山陬。其民以薪樵為命。五六年前。群売薪於市。一人後帰。至巌山。時十月。天無纖雲。和麗如春。忽西嶺上若然有声。顧而視之。山分為二。徐行東征。其人大駭。而不可如何。謂均死也。寧安坐観其所終。結趺石上。瞠視半時。踰渓轢阜。遂与東山合。須臾渓水湧上。田圃屋樹。次第皆没。汪然為湖矣。乃披東山而帰。偶其家在山腹。鶏犬亦全。明日問所与鬻薪者。則皆魚也。地管於富山。邦君使吏鑿而泄之。至今未能。予疑為誕。質之加人井口生。信矣。是則最奇。西人所載。鄱陽郡一夕陷為湖者。或亦此類耳。湖産鱒鯉鰻鼈之属。比日水怒。網不能下。獨烹鮒長可四寸而供之。味殊劣。以地乏海鮮。強喫桉酒而已。出店。磐梯山近在眉睫上。湖光山色。相映為趣。是為山中第一佳処。宿猪苗代市。初謂市在湖壖。凴楼賞月。亦一適也。乃至。距湖一里。僻在磐梯之麓。意殊懞〻也。

十八日。晴。取道磐梯之陰。嶮而多岐。顧一力為導。出駅半里。転入野徑。茅深而露濃。衣袴尽霑。上七盤嶺。曠原眇然。草花如錦。

七月十八日

桔梗。女郎花（即敗醤。此用俗称。）最盛。胡子亦有開者。又有異卉。藤花菊葉。直上三四尺。無蕊。或以為桔梗別種。未知是否。既而平望一巨山。雪為虎斑。粲然可掬。問之導夫。即飯豊山。〔二〕始喻我居之既高矣。凡行四里。始得大沢村。〔三〕僅〻三戸聚。菽乳亦無。乞紅塩圧飯。又一里半。得細野村。〔四〕乃又甚焉。至桧原。始与官道合。謝力遣帰。駅東蕎麥花盛開。吾州正為下種之候。南北相距七度。地又処高山之巓。気候遂違一月矣。〔一〇二〕有関。不譏。会津所置也。嶺為奥羽之界。案会津。古者以為国。其東岩背国。又東則石城国。以漸于海矣。〔五〕〔一〇三亦壺碑考證張本〕史載養老二年。割常陸六郡。〔一〇四読六国史余適〕置岩城国。割五郡。置石背国。則会津。〔一〇五古者〕蓋轄於下毛歟。其廃隷之奥。不知的在何年。然其故則可得而推矣。蓋上古以来。蝦夷窃据奥地。征伐屯戍。率無虚歳。而北地未尽入版図。其民困乎徭役。故特闢南境。以緩民力。及駆之海外。則王室紀綱漸弛。不復別置国以分其勢。因循姑息。以至今日。故海内之州。莫大於奥。而背叛之賊。亦莫多於奥。今則封建為治。列国森然。州之大小。固無以関於治乱。然求之情理。竟有不釈然者焉。〔一〇六〕予地歩占得狡獪愚而寡聞。不能詳言其義。姑開其緒。以質後人云。降嶺。嶮甚。盤屈以殺其勢。猶且無一停足之地。降一里。地形漸易。有関。乃米沢

一〇二　木・「違」作「差」、何如。（息軒朱筆ニテ「差」ニ訂ス）
一〇三　（傍書ハ木下犀潭）
一〇四　（傍書ハ塩谷宕陰）
一〇五　（息軒墨筆ニテ「古者」二字ヲ補ス）
一〇六　（傍書ハ木下犀潭）

一〇七 木・「如開摺扇而倒之」改作「如倒開摺扇」如何。塩・作「形類倒扇」、何如。

一〇八 塩・下「不足」作「不能」、何如。

一〇九 塩・「神公」妥否。聞彼藩称曰土津霊神、則称為土津公、何如。

一一〇 (傍書ハ木下犀潭)〔三〕

一一一 木・「盛衰」作「強弱」、何如。

一一二 木・如所聞則「大成」字誤。「昔人」以下三句、不必費辞。(息軒朱筆ニテ「成」ヲ「聖」ニ訂ス)〔一〕

一一三 木・「鹵簿」削之、似可。

一一四 塩・「先駆」作「前駆」、イカン。(息軒朱筆ニテ「先」ヲ「前」ニ訂ス)

七月十八日・十九日・二十日

所置。譏察頗苛。関下即繫〔六〕駅也。予昨渇甚。喫瓜過多。頗覚渟滞。飯後一吐。乃愈。夜無蚊。

十九日。晴。亦行山坂。登一。而降二。始得平地。多漆林。桑柘尤盛。乾位遙望一秀峰。如開一〇七摺扇而倒之。曰旭〔二〕岳。一名尖山。隷于庄内。艮位亦有巨岳。容劣焉。而高広倍之。乃仙台蔵王岳。皆高出衆山之上。巳牌達米沢。投東街逆旅氏。午飯膳茅蝦。予不能食異味。郤之。郝然而退。地少海物。蓋以為珍耳。米沢地勢。略与会津類。但山無磐梯之秀。水無猪湖之広。巌無柳津之奇。四山又稍逼。要之。二国皆居山巒万重之中。搬運極艱。世治。不足貿易以富其民。世乱。不足縦轡以闢其境。一〇八然会津有藩祖神公。一〇九遠貽〔二〕翼子之謀。米沢。則有鷹山公。振起祖業。皆以倹素立国。流風善政。奉守不敢失。申酉凶荒。奥羽之民。死者数万人。二国。則無一人凍餒。而米沢尤裕。乃知国之盛衰。一一一在政而不在地也。

二十日。晴。熱甚。橋本伯恭。飯田世坦来。申牌。導観国黌。廟堂寮塾尽具焉。其大成殿扁。一一二即鷹〔二〕山公所書。昔人思其人。則敬其樹。況於手沢乎。公好学。尤敬重師儒。其師紀徳民。嘗来米沢。公鹵一一三簿迎之於郊。曰今日為先生先一一四駆。屏去騶従。歩而導之。且行且顧。以

一二五　塩・前曰「紀徳民」、後曰「平洲」、蓋用周秦古文姓名字互見之法。愚意、古文則可、今文則不可、夫子必居一於是。

一二六　塩・「今且」二句作「予今復何敢贅」、何如。

一二七　塩・「注家」作「如淳等諸注」、何如。

一二八　木・「有」「者」二字削之、似可。直江氏顕在史乗。（息軒朱筆ニテ二字削去ス）

一二九　木・藤惺窩、開代儒宗、「輩」字、於称呼奈可。（息軒朱筆ニテ「輩」ヲ「諸人」ト訂ス）

一三〇　（傍書ハ木下犀潭）〔四〕

一三一　（傍書ハ塩谷宕陰）〔七〕

一三二　塩・「雖無勝景」、似可削。〔八〕

一三三　（傍書ハ木下犀潭）

一三四　塩・「亦此游所罕遇也」作「亦游中之罕遇也」、何如。

一三五　木・「弦月」作「偃月」何（如）、似（可）「而」字削。

一三六　塩・「田稼勃奥」下似当補「瀰望乎畴」等一句、否則下句「与天無際」似覚句欠貼属。（傍書ハ木下犀潭）

一三七　（息軒朱筆ニテ「与天無際」ヲ「如鋪青氊」ト訂ス）

至子城。観者如堵。皆歎公忘其貴。而平洲[一二五]以道自重也。至其政績。府朝賞之。輿人誦之。今且[一二六]摘逸事。以見其治之有自云。既而至一小室。教授坂千丈輩来会焉。観古本[一三]漢書。模印精明。注家[一二七]尽具。毎葉欄後。著篇名。其紙堅紉無簾紋。朱紙装之。乃宋板佳者。聞之。文禄中。其大夫有[一二八]直江氏者。勇而好学。与藤惺窩[一二九]輩交。壬辰役。慨然語其徒曰。我師独喜芟鮮奴髯首。是何所用。我将攫[一三〇]耶律楚材之大黄蕭相国之図籍并此為二至宝以幸万世。取書数筐而帰。直江氏亡。其書帰於公。其装蓋直江氏所改也。按四庫全書提要。宋板漢書。彼中既亡。独[一三一]有震沢王氏本。亦係覆刻。校対不勤。謬誤居半。以予所聞。漢書善本。宇宙間惟有是書。信乎万世儒者之幸也。又有左伝史記等。亦直江氏所齎帰。時諸子設宴於輪王寺。督促頗急。皆不及致詳焉。因念他日獲数月暇。倣[一三二]山井鼎考文例。精対以為一書。亦藝林一勝事也。乃謀之千丈。千丈唯々。至寺。則暮矣。僧曰雪庭。善飲。雖無勝景。地頗幽静。弦月離山。横射楼壁。風涼而談清。亦此游所罕遇也。

愿又復何等読書余適余勢間為袁鍾之文果令遂斯

二十一日。

晴。発米沢。正北望一巨山。形如弦月。而積雪冪之。不問知其為月山也。米沢勤於農桑。本年淫雨瀰夏。民慮其或不稔焉。而比日残炎爍金。田稼大勃奥。与天無際。土最宜桑。葉大如巨人掌。

二八（傍書ハ木下犀潭）

二九（傍書ハ木下犀潭）

二〇（傍書ハ木下犀潭）

二一（傍書ハ塩谷宕陰）〔一〕

二二 木・「矣」字削、如何。下「関」作「越」。（息軒朱筆ニテ「矣」ヲ「焉」ニ訂ス）

二三（息軒朱筆ニテ「焉」ヲ「矣」ニ訂ス）

二四 塩・「施」作「建」若「置」、何如。

二五 木・「漲」字、「如奔馬」五字削之、何似。

二六 木・「矣」字削之。

七月二十一日・二十二日

行村鎮間。[二八]繅車雷鳴。達於四境。麻田以北。則旱田中多種芋。所謂大越後寧楽諸布。皆資於此。又毎数十歩。置石於路傍。高広二尺余。厚半之。謂之[二九細]憩石。蓋山民搬運。負而不担。疲。則安打苞於石。倚身以息。凡奥羽山中皆然。而此独置之。亦足以見政令之修矣。是日熱。渇甚。乞茶於店。輒酌水与之。曰封内。暑月[三〇細]無烹茶者。雖巨室亦然。[三一]読孟子余適果然夏日則飲水矣。宿[三二]新硎。去府城十里。

二十二日。晴。駅以北。路小多石。磔硌[三三]艱歩。山勢至此一束。而最上川奔於其間[三四]矣。大椎有関。致大街所与伝。始許過関。上杉氏之地尽於此焉[三五]。又里曰内野[三六]。買漁舟。渡最上川。至待程[三七]村。得一異橋。両岸埋巨木三。而横出其端。如此者三層。上出於下。各四五尺。幅如橋広。架三大木於上層。横敷厚板。長十余丈。不施[三四]一柱。予嘗経[四]岐岨。其橋亦如之。蓋山水暴漲[三五]。悍如奔馬。非是。無能耐久也。未位至大[五]沼。其寺曰大[六]行。有璽田百二十石。子院三十六。皆道流也。既飯。観浮島。院主使雛冠導。沼長三町。広四分長之一。有四湾。正南一湾。張箆限之。導夫曰。是為奥院。諸島不得妄游。有老道士。開店売酒麪。聞之。吐舌三寸。顧予而笑。時観者数十人。忽一人絶叫曰。前[七]嘴出一島矣[三六]。注視久之。微動東徙。心方異之。既而東南湾

七月二十二日・二十三日

亦出一島。皆大一丈許。彼此相近。一小島又出其間。悠然而東。将相觸撃。忽復相避。若有物使之然。良久。西湾東渚。復各出一島。往来浮游。不常其郷。皆大如初。其未游也。蘆葦尨茸。与岸無別。砉然而離。則島也。[一三七]故人[一三九]益神之。念呪礼拝。以祈福田。[一三八]殊可厭也。日夕。西風大至。蘆靡水浪。群島争奔。須臾尽著東岸矣。案漢土嶺外。地狭田少。土人縛木為筏。編竹為簀。敷土於上。種以蔬菜。久焉。草木生之。筏朽簀腐。則根荄封之。遂成浮洲。謂之葑田。蘇東坡嘗聴盗田之訟。以其可移動已。葑。会意。言草封也。今事雖殊。而理則同。豈方士狡獪。預施是術。以愚後世乎。[一四〇]境神気索然而尽矣可惜其浮游往来者。風因地而転。島因風而転。[一四一]故北風向北者。必西南湾也。西風向西者。必東南湾也。地変。風亦隨而変。其不相触撃者以此。独正南湾。曲而邃。島入不能出。是以張箱限之耳。顧而詰道士。復笑而不応。将帰。一巨島出西南湾。広二丈許。東徙太疾。会日已没。割愛而去。宿大行院。雛冠頗喜文字。請書所賦詩。辞以双拙。[九]堅執不可。時余興未尽。[一〇]謾書与之。

二十三日。晴。下山一里半。地勢始乎。曰大矢村。[一一]西北望月山。近在眉宇上。距此十有余里。高可知矣。至左[一二]訓阿天良沢。渡最上川。路益易。

一三七（息軒朱筆ニテ「故」ヲ「衆」ニ訂ス）

一三八　木・「殊可厭也」一句除之、似無害。

一三九　塩・愚俗痴呆之状、君子不必筆之、可也。「故人」云云四句、塗抹去之、事理文理俱快。

一四〇（傍書ハ木下犀潭）

一四一　塩・使佐田修平偕斯游。吾知息軒之眼必如平家蟹、而睨之、不啻泉岳寺義人墓上之一咈絶代恨事。（八）

一四二（傍書ハ塩谷宕陰）〔三〕

一四三 木・上「貫」字、必誤書。（息軒朱筆ニテ「貫」ヲ「失」ニ訂ス）

七月二十三日・二十四日・二十五日

凉風徐来。比之昨日冒暑攀嶮。不啻霄壤。然残山剰水。無足記者。天与人半。〔四二〕読六硯斎筆記余適不与人全。世事常然。勿怪焉爾。宿山〔四〕形。秋元侯治焉。商家三千。最上氏之遺也。地又據奥羽孔道。以故雖蕞爾六万石。猶不貫〔四三〕旧貫云。

二十四日。陰。離郭一里。雲如潑墨。雷声殷然。是日山行。心頗患之。既雲淡雷止。風自面来。極与踰嶺為宜。山麓曰関〔二〕根。置関征行旅。士人則否。嶺窮入奥。少下有大〔三〕士堂。老衲守之。蓋自羽関根。至奥〔三〕笹谷。登降三里。惟此可築宅。而煙火絶遠。非平民所能栖。仙台先侯憫行旅之労。特置此庵。以供茶烟。或遇風雪。亦得投宿以免凍死。是可法也。笹〔四〕谷亦有関。乃仙台所置。法与関根同。晡後。雷雨大至。宿川崎駅。

二十五日。川崎之野。胡〔二〕子花盛開。有数種。粗莖而淡紅者。最佳。豈古者所謂粗本胡子者非邪。行二里。渡一橋。亦無柱。渓深而山峻。朝霧湧上。出駅来。見一奇山隠見霧中。即此也。渓則名取川上流。沿而東者数里。至牟〔二〕庭。折而北行。踰一嶺。多奇松。皆如故意剪裁者。曰鍵〔三〕取嶺。東南望海。渺然無際。拜日光廟十有八日。始脱山圍。意殊暢然。渡広瀬川圮橋。是為仙台北

七月二十五日・二十六日

郭。始見瓦屋。行一里。宿国[四]分街。始食海鮮。

二十六日。陰。命逆旅氏。買銭一貫六百文。[一四四]二百万石国都雖逆旅僻在辺遠而不能辨一行旅銭可怪未知下不能辨。午後微雨而晴。回分解何如游愛宕邱[一二]。在城東之半里。東南望金華[一三]。北眺七森[一四]。西則青葉山[一五]。伊達侯治焉。其足為広瀬川。透麗東流。至荒浜[一六]入海。川北。士大夫夾坊而居。幅員一里半。厳然東陬一大邑也。邱南則大年寺[一七]。頗壮麗[一四五]。子院十余。亦占一山之巓。自元和建橐。府朝創一国一城之制。乃太平真象。法至善也。而侯国不虞之備。則不可以少焉。是以択形勝之地。建置寺観。以寓掎角之勢。亦事理不能已者[一四六]。列国皆然。而此其尤也。取原路而還。至瑞鳳寺[一八]。上方有貞山公諱政宗。廟。守僧導而観之。前殿西向。扁曰瑞鳳。全碧眩目。其北竹楼。祭器蔵焉。旋而出後。廟宇厳然。中安巨龕。華麗無比。塑像正衣冠。結趺而坐。短躯皙面[一四七]。眼光射人。嘗聞公眇一目。而威神横生。徴以此像。豈亦伝聞失実乎。廟左右有碑二十一。皆殉死人也。隔一小阜。二廟同宮。南方東面為義山公。諱政宗子[一〇]。像稍小。亦有殉死碑。其北為雄山公。諱子[一〇]。廟制略同。而遞減其度。雄山則易像為碑。殉死墳亦無。蓋以其卒在

[一四八]猷祖厳禁之後耳。出寺而左。渡評定橋[一二]。又左至大橋。長七十歩。橋

一四四　（傍書ハ木下犀潭）〔一〕

一四五　塩・下曰「此其尤也」、而此只曰「頗壮麗」、則似前後不諧、「大年寺」下畧着数語、叙其形勝、何如。

一四六　塩・「亦事理不能已者」、鄙意欲改曰、「蓋亦伏至險於大順之意」、奈何。

一四七　塩・「皙面」可疑、像只象其骨相耳、皮色則不可像也、果皙乎、蓋粉飾焉爾、此華像非肖像。

一四八　塩・禁殉死在寛文三年、乃厳有廟之時、此曰猷廟、蓋偶然失検。（息軒朱筆ニテ「猷」ヲ「厳」ニ訂ス）〔一二〕

一四九　木・僕不知「伍伯」。

一五〇　塩・如愚所聞、天明丙午、仙台饑莩七十万人、申酉乃四十万人。〔一〕

一五一　（傍書ハ塩谷宕陰）

一五二　木・予謹告浮島之神。旋鉄関石門於四方、勿使如安井仲平者、一歩蹈其地。蹈焉、則眼徹水底、耳透山後、勘破一境神機、魑魅魍魎無所逞其霊怪。彼真可懼也。〔二〕

一五三　（傍書ハ木下犀潭）〔三〕

一五四　（傍書ハ木下犀潭）〔六〕

一五五　（傍書ハ塩谷宕陰）〔七〕

一五六　（傍書ハ塩谷宕陰）

一五七　木・「矣」字削之、如何。

一五八　（息軒朱筆ニテ「闃無人影」四字ヲ塗抹）

一五九　木・「矣」字削之、如何。（息軒朱筆ニテ「矣」字ヲ削ル）

一六〇　木・「闃無人影」「杳無影響」、換一相避、如何。（息軒前者ヲ朱抹ス）

七月二十六日・二十七日・二十八日

以南為内郭。雉堞石壁。隠見於松杉間。規模宏大。与封境称。偶有伍佰輩。[一四九]譏察行旅。不過橋而還。

二十七日。雨。仙台封境六十四万石。実収至二百万。侯国之富。無出其右者。然申酉[一五〇]凶荒。死亡数万人。物価踊貴。上下皆困。制鈔鑄銭。百方支吾。而莫能救其窮焉。近者[一五一]直書義自見請浪華富商某。掌其国計。出納建廃。一聴其所為。置相[一五二]商賈伎倆安能過於此撲雑劇於[四]躑躅岡。毎朝撃鼓徇於市。以募観者。其他游手浮食之氓。為諸邦所駆者。亦皆受而容之。横絃擁鼓。陸続於途上。今茲邦[五]君始就国。例徴散楽数十人於京師。及寧楽。偶[一五四]不待移歩而後知有与予同館者。云三月出京。帰思如衝。未知何日得西我轅[一五五]也。不着一句館人浅論淡淡叙館人隻語為結高絶独語曰。路費未辨。一貫六百文尚不能辨安能辨数十人之路費安説帰也。

二十八日。[一五六]不可無此一起予早起疾呼曰。晴矣。松島可游。皆蹶然而起。蓐食而発。少焉。雲自北来。霈然四合。雨復従而至矣。[一五七]千[二]里之行。惟為此游。夙志将償。而天又厄之。可恨也。然勢不可已。決意而前。便路過躑躅岡。[一五八]闃無人影。桜樹百余草。皆七八十年物。花晨可想矣。[一五九]東十余町曰宮[三]城野。古者以胡子花名。国[三]風所謂粗本萩者是也。至則杳[一六〇]無影響。惟乱草間虫声唧〻。聊洗我耳而已。又東曰燕[四]沢。有碑。文四行。曰夫以人直。宜従道。人正。益挙教。云[五]刈丘。断凶砥。弔亡魂。元

前死。次後殞矣。弘安[六]第五天。玄默敦祥。仲秋二十日。彼岸後。里末清俊謹拜。字多省画。篆籀雑出。土人謂之蒙古碑。按史元世祖忽必烈已蕩平海西。狡焉思闘東境。数修聘於我。不報。文永[七]十一年。冬。元人冠辺。撃却之。既而諜知我俗信浮屠教。遣禅僧来間。而竟[一六一]不能得要領。弘安四年。忽必列遣其将范文虎等。大挙侵筑紫。神風簸蕩。賊軍覆没。我兵乗機奮撃。大敗之平戸島。捕獲三万人。赦于閻。莫青。呉[八]万三人遣帰。是碑之建。在其明年。明以弔其敗也。然猶[一六二]恐我覚其間。故模糊其辞。闕畧其字。而又置之僻遠之境。其志可憫。而其情可憎矣。鎌倉円覚寺開祖曰仏[九]光。胡僧也。世伝以為是碑戒師。不知[一六三][一〇]所云里末清俊者。豈其徒弟耶。抑仏光俗姓里末。因追記之。以避禍。且以寓其志也。文献不足。書以質後人。多賀[一一]城址。在燕沢東一里。其碑西向。額題一西字。[一六四]首署多賀城三字。其文。則記京与四至里数。及城所築修。宝字六年。十二月一日。恵美朝獦建焉。朝獦。押勝第二子。[一三]亦読国史余適天平宝字四年。為東海道節度使。任終帰京。八年押勝与弓削道鏡争寵。欲幽上皇而誅道鏡。朝獦与謀。事露伏誅。其人蓋不足言也。然据是碑所記。当時形勢制度。略可得而尋。文之不可以已也如此。水戸[一四]赤水氏

一六一　（息軒朱筆ニテ「竟」ヲ「終」ニ訂ス）

一六二　木・「猶」字削。（息軒「猶」字ヲ朱抹ス）

一六三　塩・愚父執有馬場目十蔵者、係羽州大館人。曽東游、宿円覚寺、叩主僧以此碑之事。主僧云、碑文該寺開祖所為元客里末清俊撰、燕沢寺属円覚寺管下。故建之於此。愚時尚幼、聴十蔵之語、所記止此、他不能審問而詳臆也。

一六四　（息軒朱筆ニテ「字」ノ下ニ「示不背京師也」六字ヲ補ス）

一六五　塩・「可怪也」刪奮、何如。（息軒朱筆ニテ、「牢為一談可怪也」ヲ「遂謂此其西門碑亦当有東門碑而今亡之」ト訂ス）

一六六（傍書ハ木下犀潭）

一六七　木・衣川亦謂之営、似墩不止玉造、不知如何。

一六八（二格ヲ低ス）　塩・紀行中考証之佳処。乃一編警策之処。

一六九　木・「当時」二字改作「因知在宝字時胆沢」八字、何如、未知冗否。（息軒朱筆ニテ「当時」ノ下ニ「胆沢」二字ヲ補ス）

一七〇（傍書ハ塩谷宕陰）

一七一　木・筭法如嘗所質、則京二百里以下各加盈。

一七二（息軒朱筆ニテ「百七十三里二十一町強」ヲ「二百里弱」ニ訂ス）

一七三（息軒朱筆ニテ「岐岨」以下「数合」マデ削抹ス）

一七四（息軒朱筆ニテ「四十七里二十四町強」ヲ「五十四里三十町強」ニ訂ス）

七月二八日

。求之里数。而不得其説。強生疑竇曰。多賀城[一五]在胆沢郡。今所称鎮守府是也。其壺碑埋於北郡千引明神祠土中。此則多賀城門碑耳。不知何年移於此。昧者不察。従而和之。牢為一談可怪也。[一六五]殊不知当時辺墩海辺起桃生[一六]郡。天平宝字元年詔曰。其有不孝不恭。不友不順者。配陸奥桃生。出羽小勝。以清風俗。亦捍辺防。西経玉造[一七]。紀古佐美上書曰。従玉造塞。至衣川営。行程四日。既謂之塞。為墩可知矣。[一六七]以達出羽小勝[一八]。今作雄勝。天平九年。丁丑。春正月二十二日。詔遣持節大使藤原麻呂。副使佐伯豊人等於陸奥。征男勝村。通路於出羽柵。及宝字元年詔。既見於上。○案小。男。雄。邦読並通。従是以北。[一六八]棄為夷境。至延暦[一九]二十年。詔遣坂上将軍。討田谷窟蝦夷。大戦神楽岡。射殺其酋高麻呂。斬悪路王。胆沢更在田谷窟北。是以明年始能城之。配丁壮四千人。以戍之。其[二〇]升為鎮守府。蓋在弘仁三年源頼家上書。弘仁三年。特下勅符。建鎮守府。藤原清衡伝。任鎮守府将軍。自江刺豊田。移岩井郡平泉。案江刺在胆沢郡之東。蓋古者以北神河為郡界。故鎮守府在胆沢。是時江刺既跨有河西。因属江刺郡乎。再考。当時正[一六九]為賊巣。安得有多賀城哉。其尤昭〻者。延暦[二一]八年。板東兵会多賀城。北征蝦夷。数月始能渡衣川。衣川在胆沢之南。多賀城果在胆沢。北行会師於是。然後南渡衣川。而所討之蝦夷。則仍在北辺。有此理乎。如里数不吻合。予於制度得之。是時押勝専決朝政。官名紀年。尽效唐制。[二二]天平勝宝七年。改年為載。天平宝字二年。改易官制。則度量権衡。亦必改之。[一七〇]今据唐尺推之。読筭経余適其一里当我四町四十八歩弱。[一七一]則去京[二三]一千五百里。即今百[一七二]七十三里二十一町強。時都寧楽。岐岨既門？[一七三]従濃経勢。以入京師。粗与此里数合。去常陸国界四百十二里。即今四[一七四]十七里二十四

七月二十八日

一七五（息軒朱筆ニテ「三」ヲ「六」ニ訂シ「三十二町」ヲ削抹ス）

一七六（息軒朱筆ニテ「一」ヲ「六」ニ訂シ「二」ヲ削抹ス）

一七七 木・階上郡北隔黒川・加美・玉造・栗原諸郡、而後為胆沢。家持上書「以名取以南云々権置多賀階上二郡」則多賀与階上当同在名取之近北、桃生・玉造之南、以今階上所在推之、多賀不在胆沢者可知矣、然則此上書又為一明証、作者或節略其文以為本文、置於之前段「其尤昭々者、延暦八年云云」上、亦似妙。又案、本文弁証明晰、而分註中、不意、更見一証亦益妙、横考竪推、論辨至是、非僕輩所得而窺議也。

一七八（息軒朱筆ニテ「而」字削抹ス）

一七九（息軒朱筆ニテ「本書」ヲ「家持疏」ト訂ス）

一八〇 塩・「不求之史乗」改作「求之史乗不精」、少婉其辞、以回護前輩、何如。〔二五〕

一八一 木・「浩」作「宏」。（息軒朱筆ニテ「浩」ヲ「宏」ニ訂ス）

町強。去蝦夷国界百二十里。即今十三里三十二町弱。[一七五] 蝦夷国。指玉造以北而言。大抵与今程合。其有小出入者。乃州境盈縮。道路変遷所致。可以勿論矣。独去下毛国界二百七十四里。当今三十一里二十五町強。[一七六] 為道太近。然是時既廃石城国。并之陸奥。廃石背国。并之下毛。[一七七] 〔二四〕延暦四年。大伴家持上書。名取以南一十四郡。僻在山野。去塞懸遠。属有徴発。不及機会。由是権置多賀階上二郡。募集百姓。充実於国府。防禦於東西。然徒有関設之名。未命統領之官。衆庶顧望。無所繫心。請建為郡。備置官員。則民知統摂。賊絶窺覦。許之。案一十四郡。雖不挙其名。然据是碑。及承和七年陸奥国岩城雄公有功軍事之言。当時岩城国既廃。名取以南。率海以達勿来関。而其郡数適亦十四。則并之本州也。石城国既廃。則石背国之廃。亦必在是時矣。而本書不計其郡。[一七八] 是碑亦云々。則当時并之下毛也。雖史無明文。亦理之可得而推者。[一七九] 毛奥之界。蓋在安積信夫之界。則亦無不吻合矣。赤水専考地理。而不求之史乗。[一八〇] 故謬誤至此耳。〔二六〕所可疑。弘仁三年。始置鎮守府。故先是鎮奥土者。皆称鎮守将軍。而碑㖞。則東人朝獦。並有府字。豈押勝改官制時。亦加府字。而朝獦推及之東人邪。碑云。城築於神亀元年。〔二七〕是年蝦夷反。殺大掾佐伯小屋麻呂。詔遣藤原宇合。将兵三万討之。東人従焉。本伝云。東人建議築多賀城。防遏蝦夷。乃其事也。時東人未為鎮守将軍。碑則挙其極官耳。碑文世多有。今不贅焉。至塩釜市。〔二八〕約略三百戸。妓館居半。神居小邱上。祠宇浩麗。[一八一] 祭用雅楽。巫祝輩方肆五常楽。鏗鏘可聴。下観塩釜。凡四口。経四尺八寸。深五寸余。紫黒色。中湛潮水。其一。経四尺。深一寸五分。黄赤色。毎年七夕前夜。祭而

一八二　塩・『魯論』草偃之喩、以風比君子、以艸比小人、故「尚」字為精切、此「尚」字作「振動」等字面、似得当。（息軒朱筆ニテ「尚」ヲ「盪」ニ訂ス）〔二九〕

一八三　木・「如観過門之客」改作「如行旅過門」、何如。「而」字削之、似無害。

一八四　木・「寸碧」三出、変之益妙。（息軒朱筆ニテ「見」ヲ「生」ニ「碧」ヲ「草」ニ訂ス）

七月二十八日

易水。相伝神所用以烹塩也。土人則云。初有七口。其三沈于海。釜淵是也。或云。凡六。一沈于釜淵。一埋于釜田。要之。頑人瞽説。無足辨論。然今所存。実為古物。惟黄赤色者。制質皆異。恐属後人贋造也。未牌。乗舟於塩竈之浦。天亦適晴。嵒面六七町。両山起伏。湾巒互出。赤松生焉。海風所尚。[一八二]皆為異体。隨東隨闊。境亦隨益奇。凡半里。左得籬島。塩竈至此。所謂千賀浦也。[一三〇]左大臣源融之謫奥也。設宴於籬島。以賞月。以故其名特顕。島以東為松島。右嶠始断。遥見外洋。為羽柴崎。其東則青海島。外洋諸島。走於其間。巨者。小者。長者。聳者。穹隆者。凹而広者。凸而狭者。双相提携者。倏忽転換。[一八三]如観過門之客。凡十有五。舟子一〻指名之。[一八三]而陋不与文入。可恨也。舟益進。外島皆伏而不見。前面忽得一奇島。如白犬昂首而顧。曰裸島。凡松島東西五里。南北半之。有三大島。以限外洋。其内小島八十有八。其処外者幾倍之。皆石骨而松衣。独是島不見寸碧。[一八四]故冒是名。遂有不孝為裸之謡。可笑也。又一奇島偃臥于右。有巨孔。朗如団月。其上穹隆為輪者。宛然架橋。曰架橋島。青海島亦断。復見外島。前者居半。而勢面又変。或先見而後伏。或後出而先退。遠近交錯。紛如弄丸。真一大活画哉。衆島復伏。海面益闊。無足観者。

七月二十八日・二十九日

一八五　木・「矣」字除、似亡害。

一八六　塩・「勝可知矣」四字作「云」、何如。（息軒朱筆ニテコノ四字削抹ス）

一八七　木・「空」下、加「所」字、猶覚読之不了：顧此橋、不足為奇、「横五寸」以下削之、似佳。

名曰海原。時応接既繁。目饑欲食。傍人絶叫曰。奇島出於左矣。[一八五][三一]盱盱而視。前第一島為箕輪。形如其名。石特怪麗。次為胄島。高而平。乃石山戴土者。浅草上。松樹扶疎。邦君游覧。矢魚於此。勝可知矣。[一八六]次則鞍架。次則鐙。皆因胄得名。形亦粗肖。既而衆島群湧。不可名状。左右互出。前後相映。乃嚢中最勝処也。一転達岸。投扇氏。時日将没。遽呼白登楼。至瞑無所見而後休。夜海嘯。雨兆也。

二十九日。陰。游瑞厳寺。入門。行杉一町余。子院夾之。左右各六。堂宇壮麗。楹彫桷丹。多名書画。又有藩祖貞山公之肖。聞之。即眇一目者。前曰観月崎。有邦君観[二]瀾之亭。豊公賜聚落之観以作之。麗不可言。皆以無導不観焉。率渚而西。渡一橋。曰雄島。或作御島。有廟庵三宇。碑尤多。率誹[三]歌者流所為。唯頼賢一碑。書法遒美。文亦雅淡可誦。聊為雄島吐気。宋僧一[三]山所書也。惜為海風潮雨所剥蝕。字画漸漫。又数十年。則没字碑矣。或曰。依壺碑法。作屋以覆之。猶可保其無虞。悠々世路。誰為此間事。以恵後世者。可慨也已。還観五[四]大堂。連架二橋。横五寸板於梁上。[一八七]空亦如之。俯見海潮。使人発悸。堂不甚壮。相伝藤原秀衡所創以祈五子之福也。豈前知其敗。而不可奈何。姑侯外鬼。以冀万一邪。然以秀衡之豪富。祈寵子之福。而其

一八八　塩・「亦多碑」一節、文理似欠通暢、且論亦不甚新、刪落、何如。
一八九　（傍書八木下犀潭）〔五〕
一九〇　塩・削「所」字、「哉」作「也」、何如。
一九一　（傍書八木下犀潭）〔六〕

七月二十九日

一九二　塩・「事」作「文」、何如。
一九三　（傍書八木下犀潭）

規模止此。古今奢倹之度。可以概見矣。一八八亦多碑。人之好名。往〻乃爾。一八九錦城鵬斎諸君亦為一聽之然石猶未苔。身之与名。同帰乎尽。無復終読其文者。則亦何所益哉。一九〇松島赴富山。舟行尤便。是日陰。慮蓬底無所見。遂取旱路。行一里余。右折而達于麓。寺在山胸。入門南面。一九一堂上之見始尽松島真趣群島聚下。長者龍行文奇幻使人読之不能弭吻臥。高者虎距。簇〻乎群羊之相将。奮乎両猊之相闘。或父坐而児拜。或主顧而奴走。昨日所視以為一巨島者。渙然四散。峙為数島。奇態異状。不可勝数。而山嘴斗入於罍者。分為数枝。水湾其間。如鏡。如玦。如菱截其半。布置之妙。有巧画不能状者。既而乍雨乍晴。則甲滅而乙生。丙濃而丁淡。呼吸之間。変幻万状。少焉。風蓬然而起。湿雲離飛。則全然復出。松島之勝。蓋尽於此矣。雨之功亦偉哉。或曰。月更勝。乃又曰。未知雪之為最可賞。是二者固不能無望焉。〔七〕然予逖矣西土之人。求之吾州。其能与是観者。其与有幾。予独何人。冒此盛寵。而雨奇晴好。又両収之。則雪月之念。亦可以已矣。〔八〕忽憶先君子性好游。一九一疾痛惻怛必呼父母楽之極亦然是至情也尤眷〻於松島。然少孤貧。既長。為微官所羈。嘗一役江戸。一学京師。療目於筑。而洗痾於隅。此外未嘗出州境。凡有事涉松島者。陋記俗乗。必終読之。一九二然則此游継述之道也暇則撒米於盆。聚為島形。曰此為某島。此為某湾。未知能相肖否。今也天幸。得略窮其勝。筆雖不

一九四 塩・「訴」似当作「語」。
一九五（傍書八木下犀潭）
一九六 塩・「而問之曰餓死如何」八字改作「問以当年之状」、何如。
一九七 塩・「建議」似当作「告語」。
一九八 塩・「良民」字、面対盗賊言之、今審作者之意、似対乞丐等而言、竊以為失字義、要之「皆良民也」四字刪、亦似可。
一九九（傍書八木下犀潭）
二〇〇（傍書八塩谷宕陰）〔一二〕
二〇一（息軒朱筆ニテ此ノ題ヲ削抹ス）
二〇二 塩・「国」恐「岡」。（息軒朱筆ニテ「国」ヲ「岡」ニ訂ス）
二〇三 塩・「邦君」蓋指征台侯、然使漢土人誤之、恐不能弁、作「征台」、何如。（一格低ス）再案、前言非也、予未見上巻、故有此誤。〔一三〕

能文。而心能記之。手画口陳。悉其梗概。其歓必有如目覩者。而皇天罔極。無所帰訴。[一九四] 悽然久之。下自山後。復出官道。沿鳴瀬[九]河而東。多巨木塔。[一九五又一世道] 高丈余。面書仏語。尾云。為申酉餓死。見一老父[一九六]而問之。曰餓死如何。[一〇] 蹙頞而答曰。此至津頭只三町。至一日有倒尸三十五。其存者亦皆気息淹々。於是比村建議。[一九七] 穿五大穴而叢埋之。穴二百五十人。皆良民也。[一九八] 嗚呼悸矣。[一九九以不言為結〔一一〕] 宿小野駅。[二〇〇此夜夢在松島 故去松島里程不可不記]

読書余適下[二〇一]

三十日。晴。北風凄其。経数駅。至石[一]巻。是為奥中第一馬頭。乃北神河之委也。海舶百余隻。依岸而泊。河発源於南部乱山中。舟行九日。始達盛国。[二〇二] 漕運極盛。[二〇三] 邦君。及南部。一関諸侯。皆置倉[三]邸。以便海運。以故街坊頗整。約二千戸。多私窩。地産美石。青色而密理。松島碑碣。多伐於此云。[四] 金華山地脈東尽処也。其地又霊。距此十六里。初欲一往探其秘。而秋気漸旺。風濤如山。乃[五]止。沿河而北。至河股。[六] 河岐為二。如人股然。一。即石巻上流。一。東北流三里。至撥波[七]入海。渡河。沿北股而下。至飯河[八]駅。駅前後荒田瀰[九]望。[二〇四] 毎過一

二〇四　塩・「毎過一村廃宅大半」作「毎村宅廃者大半」、何如。
二〇五　木・「壙」、「曠」字誤。（息軒朱筆ニテ「壙」ヲ「曠」ニ改ム）
二〇六　塩・刪「其民」之「其」、以避「其俗」之「其」、何如。（息軒朱筆ニテ「其民」ノ「其」ヲ「細」ニ訂ス）

二〇七　（傍書ハ塩谷宕陰）

村。廃宅大半[一〇]。皆申酉被災戸也。蓋奥土壙莫[一〇五]。其俗専治水田。不知陸種為何物。米價最賤。五斗米不足以易一布衣。其民[二〇六]視穀如土。仙台侯因而糴[一一]之。以糶於都。歳六十余万石。倍収其利。而勢家富商之所糶不与焉。是以国無積粟。百姓望歳而食。秋稼一敗。即至饑餓。非[一二]如中原以西。猶有夏糧以承其乏之比也。案

二〇七好引証

元正天皇詔曰[一四]。今諸国百姓。未尽産術。惟趣水沢之種。不知陸田之利。或遭旱澇。更無余穀。秋稼若罷。多致饑饉。非唯百姓懈懶忘業。良由国司不存教導。宜令百姓兼種麥禾。然則当時海内。皆奥俗也。列聖訓迪。培養元気。山巓海壖。莫不墾闢。人民以蕃。貨財以興。独奥以僻在夷徼。不能蒙其沢。悠々千載。無一有挙其成規。以革陋習者。可歎也。或曰。水田且荒。何暇及陸[一五]。是大不然。豊臣氏而下。検田蹈畝之制興。水田之税。遂及什五[一六]。窮民所頼以遂其生。独有陸種而已。若利其税。専督水田[一七]。是所謂竭沢[一八]之漁也。老子曰[一九]。取者与。管子曰[二〇]。不利。而利之。不若利而後利之之利。故欲闢水田。必先課[二〇八]陸種。是亦有子盍徹[二一]之意也。宿柳津[二二]。南有茶磨山。茅岡上猶為城壁形。相伝源鎮守[二三]討阿部貞任。嘗置営於此。其南則太田。貞任所拠也。皆枕北神河為阻。史乗残闕。無以考其詳。豈所謂河崎柵者非邪。既

二〇八　（傍書ハ塩谷宕陰）

七月三十日

二〇九 （傍書ハ塩谷宕陰）
二一〇 木・「粉」、「扮」字誤。（息軒朱筆ニテ「粉」ヲ「扮」ニ訂ス）
二一一 塩・愚意、「鹵簿」字面、非大君則不用、若然、似当作「儀衛」、敢問。木・広謂「儀衛」亦有所用、俗云行列者、字面允、当不必嫌於俗。（息軒朱筆ニテ「鹵簿」ヲ「両行」ニ改ム）（二六）
二一二 （息軒朱筆ニテ、「読書余適下」又下方ニ「読書余適上終」ト尾題ヲ補シ、更ニソノ「読書余適下」五字ヲ削抹ス）
二一三 塩・「俗」恐「族」。（息軒朱筆ニテ「俗」ヲ「族」ニ訂ス）
二一四 塩・「培塿」字、下屢見。「陟降培塿間」五字作「高低行」三字、何如。「高低行」見孫樵文。（息軒朱筆ニテ「陟降培塿間」五字ヲ「高低行」ニ改ム）（二）
二一五 （「土沃而形」四字、息軒墨抹ス）
二一六 塩・「於」字刪去、似無害。
二一七 塩・「百物」作「怪物」、何如。
二一八 「其下」三句作「其下覩大蟇躍於溪中、視之則一巨巖也」、何如。

暮。戸焚薪一束於街上。童子数十人。粉為鬼物状。（二〇九）清嘉録（二一〇）（二一五）或騎或歩。茅槍稿輿。排為鹵簿。（二一一）観者如堵。沿道喝采。謂之送霊。

二一二

八月。丁卯朔。 晴。仍行北神河東岸。水力未分。浩蕩湛山。実東北陬一大瀆也。渡河。曰外山。（二）松阜鬱然。伊達氏之俗式部者城焉。（二一三）采地二万石。士民繞郭而居。約一千余戸。凡仙台士大夫。采地千石以上皆土著。所以鎮黎庶而備外侮也。出郭。地勢豁然。西南遥望奥羽分水嶺。濃如払黛。其間東西二十里。南北五十里。皆伊達氏之封也。宿賀沢。（二）

二日。 晴。北風過冷。重襲綿裘。肌猶生粟。陟降培塿間三里余。（二一四）至一関。（二）田村侯治焉。亦仙台支封也。磐井溪帯於北。東流注北神河。亦多水田。土沃而形往者夷賊。（二一五）据以為巣穴。非徒然也。游五串溪。（三）在治城之西二里。怪石林立者六七町。磐井溪奔於其間。（二一六）沸然而湍。湛然而淵。迸然而瀑。圓橢孤方。曲尽水之変。而石皆為悍流所嚙。争為魑魅百物之状。（二一七）中架一飛橋。橋西有碑。（四）慊堂先生撰文。記橋顛末甚詳。橋東十余歩。置小亭以待游客。其下（二一八）一巨巖。挿於溪中。如蝦蟇欲躍。巖以東水怒漸平。而樹石之麗。争勝於両岸。起伏曲節。（二一九）

二九 塩・「曲節」恐「曲折」。（息軒朱筆ニテ「節」ヲ「折」ニ訂ス）

三〇 塩・「案此」二字作「蓋」字、何如。

三一 塩・削下「坂上」二字、何如。

三三 塩・水府史疑、弁慶為無有其人、兄倘有所見、似此当少着辨。木・水府史非為無有弁慶者、但無智勇兼備之弁慶耳、蓋本史似不取義経記、斯人之名、噪於世也久矣、着辨必不可無。

三三 塩・「上下」雅馴否、作「従士」、何如。（息軒朱筆ニテ「上下」ヲ「従者」ニ訂ス）

三四 塩・「粉」字妥否。木・「粉」、「扮」字誤。

三五 塩・「是即二子所負也」作「是笈二子爾時所用云」、何如。

八月二日

矯不相譲。如此者又六七町。余勢始断。予初謂奥地山水多凡。独塩松以勝動天下。豈[五]造物者専鍾秀於彼。而其余則不能給耶。至此復得是勝。勝情又旺矣。便路観達[六]一作田谷窟。巨巖聳於山足。架楼於其腹。広二十七歩。上安古仏数十躯。案[三〇]此賊窟也。延暦二十年。蝦夷酋高麻呂。及悪路王。起自達谷窟。西侵至駿。聞坂上将軍東征。引帰。追至奥。大戦神楽岡。射殺高麻呂。斬悪路王。東陲始安。蓋自仁[七]徳天皇五十六年。蝦夷始叛。至是六百七十四年。始能覆其巣。坂[三三]上将軍之功。於斯為盛矣。相伝祠亦其所創。未知果然否。東北行二里。至平泉。寛[八]治五年。藤原清衡自江刺豊田。移居於此。祖孫相承九十九年。雄視東北。以源幕府之梟雄。秀衡没。然後敢用師於奥。其富豪強盛。相当如何。而荒樹蒼烟。凄絶耳目。独廃寺頽院。星散於培塿間者。粗存影響而已。北行二十町。至中尊寺。在関山之上。其東則高[九]舘。開路於両山間如隧。即所謂衣[一〇]関也。観[三二]弁慶堂。像長六尺二寸。環甲。戴烏帽。仗偃月刀而立。面灰色。眼光如炬。傍有亀井六郎。片岡八郎之笈。制作絶巧。源[一一]廷尉之東潜也。道路已梗。上[三三]下十余人。戴兜巾。負法笈。粉[三四]為道士。始能達奥。是[三五]即二子所負也。顧当時摧敗之余。狼狽奔竄。安所得此精巧之器也。且道士賤陋。而

二二六 塩・削「其兄」二字、何如。
二二七 塩・「援」字妥否。「秀衡」作「父」、何如。（息軒朱筆ニテ「秀衡」ヲ「其父」ニ訂ス）
二二八 塩・「蔵多金」似当作「多蔵金」。木・「蔵」做熟字、読原文、似可。
二二九 木・「金之埋於土」改作「埋在土中」、何如。
二三〇 塩・「矣」字、似可削。

掲華麗以自飾。無乃自摽異於人乎。此皆可疑也。或云。是実甲筐。仮以寓其名耳。要之。諸人雖名位不顕。皆致身於所事。顛沛益固。或貌而祀之。或寓思於物。亦其宜也。光堂。天仁二年藤原清衡創焉。死。而葬於中。其衡葬於左。秀衡葬於右。傍有泉三郎首桶。其季子也。名忠衡。其兄泰衡之襲廷尉也。忠衡援秀衡遺命以諫。泰衡怒而殺之。時年二十三。蕞爾之器。必因而存之。亦以其忠孝両全耳。堂旧塗金。故有光堂之称。今皆褪剥。独仏像荘厳。及楹棧間時見螺鈿。猶然七百年之旧也。予嘗聞元禄中。寺僧有冒於利者。聞三衡棺中蔵多金。謂金之埋於土。与瓦石同。今堂宇頽廃。掘以修之。未必非三衡意。我亦得因以自霑也。先発秀衡棺。尸束帯。長不及中人。面貌如生。僧徒愕然。方議擬間。為風気所襲。釈然冰消。□駭。遽埋之。遂発狂而死。質之土人。信矣。蔵経堂。在光堂北。蔵一切経三部。一。紺紙金泥書。一。紺紙金銀間行書。一。則宋板。亦三衡所置。皆絶品也。還至高館。拜廷尉祠。天和中。郡宰河東田氏者所建。像。則塑於宝暦中。並小陋。不若弁慶堂遠甚矣。公禍起鬩墻。讒間従而乗之。期於必殺。雖奏請討兄。乃出万不得已。罪浮於功。以絶其世。人之思之。固不在弁慶後。高館亦其首丘之地。而廟像之設。独

二三二　塩・「人之思之、固不在弁慶後」作「後人追慕弗措、固宜矣」、何如。

二三三　木・作「雖奏請討兄、罪浮於功、亦出勢之不得已、竟崎嶇奔竄、以絶其世」、何如。又按、詳文勢、不必加塩批。又按、「固」下加「当」字、何如。又按、「奏請誅兄」、不可謂之「不得已」、此語願加一思。（息軒朱筆ニテ「罪浮於功」を「崎嶇奔竄」ト訂ス）〔一六〕

二三三　（傍書ハ塩谷宕陰）

二三四　塩・「公像」之「公」刪落、似無害。

二三五　（傍書ハ塩谷宕陰）〔一三〕

二三六　塩・「海国兵談」云、秀衡令弓工造弓十万張、因名十万弓、又称蒲鉾弓、坂因以名焉、与此異伝聞。〔四〕

二三七　（息軒朱筆ニテ「矣」ヲ削抹）

二三八　（息軒朱筆ニテ「焉」ヲ削抹）

二三九　木・据上巻所論江刺豊田、蓋謂今所称鎮守府、然則金沢至十万坂、豊田非其所踰、作者意亦非云踰豊田、「踰而」二字作「遠」字、如何。（息軒朱筆ニテ「踰而」二字ヲ削抹）〔六〕

二四〇　（傍書ハ塩谷宕陰）

二四一　（息軒朱筆ニテ「一関」ノ上ニ「或云、秀衡命工造弓十万張於此、名十万弓、又名蒲鉾弓、坂因以名焉、此説近是。」ト補ス）

二四二　塩・徂徠翁謂、奥人憨。「戇」与「憨」品評優劣如何。〔九〕

在五百年之後者。蓋亦有説焉。高舘之陥也。二三三 廿二史箚記〔一八〕公火城偽死。踰鍋破嶺。出北郡。以航於蝦夷。至今。夷民皆能言判官殿。猶言廷尉公加羅浮屠地方。則至貼二三四公像於門首。以禳疫鬼。奥人諗知甚悉。故久而後祀焉。口碑所伝。不可誣耳。行官道二里。還一関。宿焉。

三日。晴。一関南二里曰有〔二〕壁駅。宝〔三〕亀十一年。紀広純建言。宜造覚鼇城。以遏胆沢之賊。案二三五 漢読考覚鼇読与壁同。地又当胆沢之衝。疑即此地也。又南曰十二三六万坂。源〔五〕鎮守之征清原武衡也。賊伏十万以俟。時秋。雁声嘹唳。公指示其人曰。軍志有之。□雁乱行。野有伏兵。今雁行乱二三七矣。賊必置伏二三八焉。使前軍探之。伏起。大敗之。遂圍金沢。故名焉。然金沢在羽。距此猶二十余里。清衡亦據豊田而防之。武衡雖武。豈能二三九踰而置伏於此哉。且十万。二四〇 太宗問対〔七〕二四一 非軍法也。一関以南。小阜連亘。通路於其間。率谷還邱。必不得已。而後始踰一嶺。以故路程特迂。拠高而望。行松蜿蜒如蛇。十二里。至荒〔八〕谷駅。始得平地。実為玉造郡。土衍而物豊。往古画而守之。以防遏蝦夷。良有以也。荒谷以南。行樹植楊。有大至連抱者。秋葉未衰。嬌容可擶。二四二 奥人戇。而為是嫵媚之挙。二四三 亦可嘉也。仙台以北。六町為里。謂之小路。是日行小路八十一里。宿〔一〇〕古川駅。駅中圯橋。相伝為古風所詠緒断橋。二四四 意者亦斉東野

二四三　塩・「可嘉」似欠妥、貼鄙意欲改「亦可嘉也」作「殊有風致」、何如。（息軒朱筆ニテ「亦」ヲ「殊」ニ、「也」ヲ「尚」ニ訂ス）

二四四（息軒朱筆ニテ「意者」ヲ「疑」ニ訂ス）

二四五　塩・紀節婦。（傍書モ塩谷宕陰）

二四六　塩・「其事」二字刪去、何如。（息軒朱筆ニテ「其事」二字ヲ削去）

二四七　木・「妾」字皆作「吾」、何如。（息軒朱筆ニテ上「妾」ヲ「余」ニ、下「妾」ヲ「我」ニ訂ス）

二四八（傍書ハ塩谷宕陰）〔三〕

二四九（傍書ハ塩谷宕陰）〔四〕

二五〇　塩・「鑑」作「醜」、何如。

二五一　木・「名取」「逢隅」並水之顕者、二「曰」字皆作「即」字、如何。

語也。

四日。晴。出三〔一〕本木駅。路右有碑。云節婦墓在天性寺中。距此二十町。節婦（二四五好遺事）。鈴木氏也。名阿辰。（一曰阿菊）〔二〕其父無子。贅一士人為嗣。挙一男。未幾。壻病。医診為悪疾。父母厭之。欲出焉。而病無辞。乃誣以盗。将訴之。母密告阿辰。阿辰号哭止之。不聴。既而吏使父子坐獄。不決。命召阿辰。阿辰曰。是欲使妾（二四七）証（二四六）其事也。（二四八見賢口姫母一等）父夫皆天。不可以有負。妾（二四七）寧一死。以雪夫冤而贖父罪也。（二四九一言尽三綱之義一死獲処難之宜雖曰未学吾必謂之学矣）断喉而死。母抱而哭之。得遺書於懐。備言其意。母益慟。遂上之吏。邦君聞而嘉之。為赦父罪。復為父子如初。嗚呼人生百年。均之皆死也。而自〔五〕古学士大夫。遭遇時変。往々至枉道辱身。以貽臭千載。豈非以其貪須臾之命邪。聞阿辰之風。亦可以少鑑（二五〇）矣。離駅十余町。復行培塿間。楊変而松。因喩行樹植楊者。以避田害。非関雅挙也。是日行小路七十二里。投於仙台旧舘氏。

五日。微雨。渡〔一〕広瀬川。行里許。得一溪。曰（二五一）名取。又行三里。復得一江。曰逢隈。皆中古諸名流所賦詠也。逢隈源於奥毛之界。東北流五十里。至荒浜入海。上流嶮悪。始不通漕。寛文中有渡辺友以者。都人也。家貲巨万。請官浚之。〔二〕舟楫之利。遂亜於北神河矣。今下流漸淤。重載者已有膠渋之患。〔三〕蓋洪水挾泥而下。風潮陶沙而上。故江

二五二（傍書ハ塩谷宕陰）
二五三　塩・「角倉随軒」恐「河村瑞軒」之訛。（息軒朱筆ニテ「角倉」ヲ「河村」ニ訂ス）
二五四（傍書ハ塩谷宕陰）
二五五　木・「以為媒」改作「求其合孳」、何如。

河入海。其口必淤。[二五二]泰西水法是理之常。原不足怪。而或者乃曰。[二五三]角倉随軒去淀河之石。而河流遂淤。不通之論也。江上曰[四]巌沼駅。一名宇賀崎。[五]野納言之来於奥也。延祀藤森宇賀神。即今所謂竹駒祠也。竹駒。逢隈之訛。出白河関而北下。[六]輒与江隈逢。故字江曰逢隈。又作阿武隈。為仮借。後又去阿字。[二五四]説文解字読武如猛。[七]而隈読与駒近。一転為竹駒。遂有神仮小児。騎竹馬。与僧[八]能因。語故事於橋上之説。浮屠氏之口。何物不有。左折渡江。取路相[九]馬。至亘利。伊達氏之族藤五郎者城焉。采地二万五千石。実収倍之。城市之富。与外山敵。卒坊中多畜雁者。[一〇]鍛其翮而縦之。与鶏鶩為群。蓋[二五五]以為媒也。宿[一一]坂下駅。府城至此。十有一里。水田[一二]瀰望。仙台封内銭穀之府也。

六日。陰。過駒[一]嶺駅。始出伊達氏之境。左折游腹[二]竈浦。白沙青松。[三]麗透北走。海潮滙于内。渟為巨浸。東渚有煮塩場。蠏舎下居二釜。深六寸。口径十之。実潮於中。活火煮之。湯気沸騰。水尽而凝。則成矣。有村。臨外洋。一巨巌斗出其南三十歩。踞其額。嶠岬浦溆。映帯左右。濤勢洶湧。声如雷震。時午位。探店療飢。一飯不可得。或怪予輩過此。告以探勝。乃曰。此不足観也。更南二十八町。有松[四]川浦。其勝亜松島。盍往游焉。予驚喜。呼[五]茅柴果腹。又為松川之游。

二五六　塩・（二格ヲ低ス）数字点綴而名之、弇陋者活成雅致。文之黼黻山河、信矣。〔六〕

二五七（息軒朱筆ニテ「奇抜」ニ字ヲ「若読韓柳」ニ改ム）〔一〇〕

二五八　塩・前後二「平衍」字、一作「平遠」、何如。（息軒朱筆ニテコノ「平衍」ヲ「類徐庾」ニ改ム）〔一〇〕

行半里許。[二五六] 右顧。雑樹間煙波渺然。踰一小阜。大士廬于左。曰観音山。螺旋出乎巔。俯見全嶠。東南方松嘴蜿蜒。捍外洋以成嶠者曰水茎山。与観音山相距七八町。海朝呑吐。噬山根而成湾。曰飛〔七〕鳥港。其内南北三里。東西三之一。島嶼群浮。如棋勢之相争。北頭第一島。近水莖而大。〔八〕為長洲磯。其北則文字島。皆平衍。塩戸居之。青松翠煙。優入画境。介乎二島而南。双巌突起。松生其巔曰沖島。孤立無松曰餅島。石山穴其腹曰離島。怪於離島。而曳尾于陸曰鷺山。曰河添森。曰楓岡。曰鶴巣野。皆陸阜与嶠粧〔九〕点者。川二。梅川在楓岡東。遠不可望。松川在河添森西。尤与游者親。因挙為統名。其他小島無慮数十。布置之妙。不譲松島。但松島奇抜。[二五七] 而此則平衍。[二五八] 好悪係乎人。未易優劣也。買舟渡嶠。泝中村川。島既平衍。舟游殊劣。不能不為松島出一頭地。〔一一〕川多鮭魚。〔一二〕是日見漁船三隻。候猶早。不能獲一頭。宿中村。〔一三〕相馬侯治焉。申位微雨。夜天野寿仙来。〔一四〕

七日。陰。自入相馬氏之境。村落間。往々見作櫓於溝澮上。高二丈余。広三分高之一。覆以茅茨。下為草欄。異而問之。曰夏月。年少輩寝処其上。極涼。夜無蚊。避暑之策。是為第一。一粲而去。出原〔一二〕駅。広原砥平。築垣而周之。所謂相馬牧也。毎年五月中申。邦君治

二五九　塩・「其」字作「神」字、「神譴」之「神」作「其」、何如。（息軒朱筆ニテ宕陰ノ言フ如クニ訂ス）

二六〇　塩・「上下」字、似可削。（息軒朱筆ニテ「上下」二字ヲ削ル）

二六一　（傍書ハ塩谷宕陰）

二六二　塩・「故有」以下六句作「故掄不棄宰之、不棄感主知、必思報之、郷素多荒田、歳額殆減半、因導民開墾」、何如。〔四〕

二六三　（傍書ハ塩谷宕陰）

二六四　（傍書ハ塩谷宕陰）

八月七日・八日

兵於此。以祭妙見神。其法。歩騎数千人。皆軍装。結伍分隊。駆牧馬。聚之原西。執其駿数匹。以献於神。一宿即又放之。謂馬[二五九]其所眷〔二〕愛。用之必得神譴[二五九]。上下[二六〇]不敢私一匹。以故馬日蕃。遂至数千云。是日見六七馬於路西。心怪其少。土人云。[二六一]談処却有致天雨則馬西就山。晴則東游於海。午位適晴。蓋〔三〕赴海耳。宿小〔四〕高駅。

八日。晴。熱甚。停午至大〔二〕江駅。投於富沢氏。主翁名政綱。年七十。善武技。鬚髪漆黒。今茲治兵。猶擐甲騎馬。為士卒先。偉男子也。西〔三〕不棄。羽田顧言来。不棄亦昌平同学。初為藩侍読。歳〔三〕庚子。出為本郷宰。相馬封内。分為七郷。郷万余石。而本郷最貧。又与他邦接。号為難治。[二六二]故有是命。郷多荒田。歳額殆減半。不棄感主知。誓欲復其旧。導民開墾。又患奥地善饑。欲創社〔五〕倉。首捐俸粟。為士民倡。其人素薄俸。衆感且喜。称貧富而出粟。亦稍就緒。邦君手書褒之。賜銀若干枚。以為糴本。戒郷宰。皆以不棄為法。不棄不甚読書。才謝中人、而実心体国。粗奏成効。[二六三]品得中肯綮人固貴忠信哉。顧言亦嘗学於古賀氏。見為本郷監。協心講求治法。語次云。耕馬乏少。往買於南部。将以明日発。予問牧馬数千。何不取而用之。同辞答曰。[二六四]与七日神譴之条応以備軍興也。此一段不可無応。且藩祖之国於此。倣〔六〕旧封金原。僑置此牧。奉為神眷。一国信従

二六五 塩・「不棄曰」之「不棄」刪奪、何如。

二六六 塩・「及先大夫皆」五字刪去、何如。

二六七 木・「問之則何」四字削、亦似無害。

二六八 塩・「諸人」作「衆」、何如。（息軒朱筆ニテ「諸人」ヲ「衆」ニ訂ス）

二六九 塩・「殆不能自活」刪之、似無害。

二七〇 塩・（二格ヲ低ス）叙事如失於過詳者宜略、而不之略以記游采録遺聞者、与史伝之文異其体裁也。亦万季野所謂、使有可損而無可益之意。〔三〕

二七一 （傍書ハ木下犀潭）

二七二 塩・（一格ヲ低ス）紀賢宰。

二七三 塩・（一格ヲ低ス）紀明君。

二七四 木・「査」、考察也、此似当作「取」、「而上」二字削之、如何。

二七五 塩・「而枉如貶黜」作「而黜之」、何如。

二七六 塩・「富商」之「富」刪奪、何如。

二七七 塩・「倒」上添「弘」字、何如。

二七八 塩・「大夫」作「家老」、何如、以通篇造語、務模原様也。

已久。取之。恐失民心。故不敢也。夜微雨。暢飲至三更。始散。

九日。雨。不棄来。問文政中改制之事。二六五不棄曰。四十年前。我国府庫漸空。有佐藤弘者。世禄四百石。為亜大夫。深患之。上書献十八策。事渉指斥。〔一〕先君及先大夫皆大怒。二六六削奪官禄。另給一口俸。門人故旧皆憤。贈遺相尋。毎一令出。挙以質得失。弘輒云。〔二〕彼皆選択為吏。尽心奉国。即有疵政。非外人所能及。二六七問之則何。固問。不応。二六八諸人漸薄之。謂為才尽。不復聞問。弘益窮。二六九殆不能自活。二七〇乃日造富商豪農。請課其子。及供瑣役。以糊其口。毫無怨色。如此者二十年。而国用益屈。上下束手。〔四〕時太公年十八。始就国。二七一慨然語侍臣曰。有此君我家自受封於源幕府。六百余年於茲。戦争亦多。然未嘗有危急如今日者。今予辱承国統。〔五〕不引而反之。無以見先君於地下。二七二視群臣所為。亦無大過。然其勢駸々未止。二七三得無不与時宜相入乎。二七四儻有廃黜不仕者。其人或可用。汝等試挙之。或答以弘。備述前事。公曰。十八策安在。二七四速査而上之。〔七〕公立而待之。且読且歎。曰有才如此。二七五而枉加貶黜。国所以窮也。使族人召之。時弘為一富商二七六糊歩障。族人鞭馬而至。曰君召。二七七倒持糊刷。顧而謂之曰。是欲以我為二七八大夫。〔八〕委任不専。決不能出。吾子為復。族人愕然。二七九而知其不可諫。不得已而白之。公曰固也。自

二七九（息軒朱筆ニテ「而」ヲ「然」ニ訂ス）

二八〇（傍書ハ木下犀潭）

二八一　木・「乃授之人而」五字削之、如何。

二八二（傍書ハ木下犀潭）

二八三　塩・「与之」之「之」作「喪」、何如。（息軒朱筆ニテ「之」ヲ「喪」ニ訂ス）

二八四　塩・「亦君臣一時之遇也」一句刪、亦似无害。

二八五（傍書ハ塩谷宕陰）

二八六（傍書ハ木下犀潭）〔一二〕

二八七　塩・（一格ヲ低ス）紀直諫。

二八八　塩・（二格ヲ低ス）后念及時事、欲弗言而不得、如狴犴中之人時発大声、遏之、則鬱而死矣。

八月九日

今日後。事無大小。一聴於弘。族人往告。乃起視事。時年七十。開言路。挙才能。省冗官。減徭役。贓吏黜。而妄費除。二八〇長短句法衣食必土物。田之荒廃者。任民墾闢。十年不征。居三十日。遂往江戸。〔九〕一新邸政。皆有成法。二八一乃授之人而帰。為政三年。二八二近于有成国政粗振。而弘適病没矣。其将没也。太公日視之。所言皆国家重事。後慮其労動害於病。至。則隔障而坐。察呼吸緩急而帰。既没。〔一〇〕将送其葬。群臣不可。乃預告葬期。故為他適。二八三与之会於郊。一慟而別。其見敬重如此。二八四亦君臣一時之遇也。二八五接処有法富沢氏曰。太公二八六何必縫腋之衣而後謂之儒師曰釈雪道。性粗豪。直言不諱。太公尤敬憚之。一日講畢。公問治道。二八七答曰。貧道惟能解文義而已。〔一二〕若政体。君問之群臣。貧道不敢奉命。且俚語曰。〔一三〕始賢終愚。相馬侯。是君家法也。今君雖勤於政。亦竟為愚君耳。何煩問。公勃然変色。既而問其故。雪道曰。今君春秋鼎盛。学問未熟。自知其不足。凡事必問而後行。言路洞開。忠賢尽心。此所謂始賢也。既長。意見漸生。嗜欲漸長。視群臣如奴隷。師心自用。忠直箝口。諂諛争進。而君質雖美。本非聖賢。其所見不能遠出於衆人。夫恃一己之才。而応万緒之変。賢者且不能。況於君乎。非為愚而何。公拜曰。敬奉教矣。時公擢用佐藤弘諸人。〔一四〕頗自満仮。故雪道折之。其隨事納規。皆此類也。二八八嗚呼

二八九　塩・（二格ヲ低ス）紀孝子。

二九〇　（傍書ハ塩谷宕陰）

二九一　木・「道遠不能詣」一句削、似無害。

二九二　塩・（二格ヲ低ス）使人想店主人是高流隠者。

二九三　（傍書ハ塩谷宕陰）

二九四　塩・（二格ヲ低ス）好罵好笑、竟為好文。

蕞爾之国。更張庶政。猶且頼衆輔如此。況大於此者乎。午後不棄帰。主翁[一五]示其先妣高野氏之肖。年五十余。寡婦粧[一六]。挿桜花於瓶。対几苦吟。上有飛鳥井氏之賛。初高野氏既寡。信浮屠教。欲受智積院法王之戒。而貴賤懸絶。路程又遠。不豫之念。発於夢寐。翁[二八九]憂之。陰命画工。作母肖。懐以至京。就院廝養。具訴母意。辞色悃惻。有足動人者。隷[一七]為告知事僧[二九〇]。叙事極細更七人。皆允。遂白之法王。王聞而憐之。召翁。授戒肖像。翁感泣而退。遂謁飛鳥井氏。仍進母肖。謝往年賜歌之恩。陳路[二九一]遠不能自詣之意。公亦嘉其誠。為題歌一首。即是幅也。翁年十四失怙。撫育教誨。並資母氏。故追慕尤深。其没距今十七年。雖杖履烟具。亦皆匱而蔵之。忌日。則雑陳於肖像之前。曰[一八]使先妣復生。令一物之微無求不得。其篤誠如此。夜大雨。

十日。雨。巳牌出富沢氏。主翁求先妣画像記。諾而去。過熊[一九]川駅。相馬氏之南境也。将晡。雨不止。宿富[二〇]岡駅。召店主人。問地方故事。辞[二九二]以無有。強之。微笑而答曰。小人東隣有六十翁。年甫十四。聞其隣八十媼罵女児[二九三]。如読水滸伝虞初新志曰女子之悦丈夫。[二一]人情所不免。古[二九四]亦有之。然若我少艾時。見躯幹長大。黒而有髯者。則悦之。曰好兵也。鳶肩而猪頸。曰[二九五]好頭頸。兜鍪必安。今。則悦軟白脆弱。細如柳條。将為微風所掀

二九五（息軒朱筆ニテ「曰」ノ上ニ「則」字ヲ補ス）
二九六（息軒朱筆ニテ「悦」ヲ「慕」ニ訂ス）
二九七　塩・「此亦可以見世変矣乎」一句削奪、使「微笑」中含此意、却似有味、何如。（息軒朱筆ニテ「此亦可以見世変矣乎」九字ヲ削抹ス）
二九八（傍書ハ塩谷宕陰）〔二〕
二九九（傍書ハ塩谷宕陰）
三〇〇（傍書ハ塩谷宕陰）〔五〕
三〇一　塩・「可観」作「偉観」、何如。（息軒朱筆ニテ「可」ヲ「偉」ニ訂ス）

八月十日・十一日・十二日

去者。謂之好男。是何所可悦。[二九六] 而欲必為之妻也。曾幾許時。其変至此。不亦可怪乎。至今相伝以為笑。[二九七] 此亦可以見世変矣乎。言畢。復微笑而退。

十一日。陰。行三里余。至長須賀。[二九八 楊子方言] 須賀。方言。奥人謂斥鹵也。山海相距不能二十歩。巌皆為風濤所剥。壁立削成。左。則波頭汹湧。忽然突起。勢窮而一翻。噴玉撒雪。直走沙上。如白馬連鑣。亦佳境也。但砂磧没踝。退半乎進。困憊特甚。行二十余町。山海益迫。人不並袖。時遇嶮隘。倚身巌側。候波頭将退。疾走而過。如此者又七八町。海与山合。然後右折登坂。降飲于久浜駅。[〔二〕] 美如京醞。奥中所罕遇也。宿平駅。[〔三〕] 安東侯治焉。是為磐城郡。養老二年。割常陸六郡。置石城国。[〔四〕] 拠壺碑記四至。挙常陸国。不言石城。[二九九 風土記] 則当時既并之奥也。八月中陰曀連日。吾郷謂之鷹渡天気。言鷹以是時渡北溟也。[三〇〇 職方氏] 是夜未晴。此亦然邪。

十二日。城西三里有赤井岳。[〔一〕] 毎夜龍燈現於海上。動数十百。泝河而西。直至其巓。大小明滅。変化無端。極為可観。[三〇一] 独有月。不能太明。是日偶晴。不往。行二里。至湯本駅。[〔二〕] 有温泉。家置浴槽以延客。頗繁富。亦多私窠。地旧隷三箱荘。古風所詠三箱温泉是也。[〔三〕] 勿来関。

三〇二 木・「敵慨」豈非「敵愾」乎、然源鎮守之歌什、僕未達其寓「敵愾」之意。（息軒朱筆ニテ「慨」ヲ「愾」ニ訂ス）

三〇三（息軒朱筆ニテ「乃」ノ下ニ「亦」ヲ補ス）

三〇四（傍書は塩谷宕陰）

三〇五 塩・「略曰」作「云」、何如。

三〇六 塩・「穿鑿」作「鑿空」、何如、「鑿空」見『史』「張騫伝」。木・広意、「不知鑿空」一句及「則」字削之、換以「蓋」字、如何。〔八〕

三〇七 塩・「蓋皆」作「並」、「也」字删落、何如。

三〇八（息軒朱筆ニテ「閣」ヲ「複」ニ訂ス）

三〇九 木・「也」字删之、似佳。

奥常之界也。源鎮守東征過此。詠桜花。以寓敵慨[三〇一]之意。以故其名尤顕。原路既壊。今所謂関址。下在二百歩之南。地出桜石。[四]無乃傅会[三〇二][三〇四]本居宣長鎮守之歌乎。予旧聞平[五]寫之勝。未至勿来関十余町。取小路。牽海而左。行須賀半里。過一石門。又行三百歩。道窮入穴。乃洞道也。長三十歩。高広二丈。潜出其東。曰九[六]面浦。漁農雑居五六十戸。既又得一洞。高広如前。而長則半之。東口有碑。略曰[三〇五]。起功於安[七]永甲午九月。訖於明年六月。此地旧有五洞門。而無文可徴。不知穿[三〇六]鑿在何年。則[三〇六]其来既久矣。碑末傚壺碑。記京。及四至里数。豈[九]以郡亦名多賀也夫。[一〇]久保玄珠撰文。寺門威如篆額。立原万書。蓋[三〇七]皆水戸人也。出。則黒[一一]浦。人家稍稠。属常州。村尽。一洞瀕於海。隨而入。高楼巨舶。羅列於前。山足抱之。斜走海中。突為岐峯。浮屠宮於其麓。麗与地称。疑為壺中天矣。是為平瀉。漁商三百。依海岸而居。無復立錐之地。則架桟而通人。如行閣[三〇八]道。悠然而顧。江山挑人。不忍割愛。遂択最勝楼而宿焉。店主人自傍指点。曰左方近二百歩。怪巌側立。而神居其巔者。曰八[一二]幡山。遠一里。卑而長。黒白相間。偃然臥波者。近為岩磨。遠則小浜。其実二嶠。黒者樹而白者巌也[三〇九]。更遠。長倍小浜。翠色欲流者。為小名岬。右則八串山。即洞道所望。皆与

三〇 塩・誤方向一事、似無甚雅致、鄙意欲刪「予以」以下三句、作「是日午後陰、日晡漸霽、以接山巒朦朧云々」

三一 木・「閑鷗」作「鷗鳥」、如何。

三二 塩・「庶人騎行者不肯下於士」改作「庶人犯法跨馬者、見帯刀者、不肯下」、何如。木・広則以為作「庶人犯法騎馬、直倭商賈」〔七〕

三三（傍書八塩谷宕陰）

三四 塩・鄙意謂三親藩傅家老者、体不与他国老同、『漢史』所謂「傅相」者極当、不知高意如何。

八月十二日・十三日・十四日

海波為趣。栈道承之。以達于市。又右。茅岡上有一板屋。〔一三〕棚倉侯置候卒。以譏海舶云。是日午後陰。予以楼為南向。既而月出於右。則東北面也。山巒朦朧。烟波蒼茫。漁火商燈。与波盈縮。憑欄而哦。暢然自適。不復識身在千里外也。地多佳〔一四〕蘇魚。命撃鮮。極美。

十三日。早起排〔一〕障。紅暾躍海。近浦遠嶠。如臥如立。丹霞所絹〔二〕。暁鴉乱点。又有漁舟閑鷗〔三一〕。沈浮出没於烟波渺茫之間。少焉。紅消白敷。顥〔三〕気頓滅。則復陰矣。辰位出館。過栈。循街而西。人家往々穴於山足。為倉廩下室之属。豈〔四〕石性柔。抑其俗巧於攻石也。或云。地狭而漕便。非是。不足以容人。或然。至栗〔五〕野村。官道自北来合。又一里。神〔六〕岡駅。出駅。入水戸境。庶〔三二〕人騎行者。不肯不於士。商賈狡〔八〕儈。欺客射利。観於田。草苗争長。今〔九〕公以賢明聞。而幣俗未革。〔三三〕微而婉徳之孚於人心難矣哉。行二里余。右望松〔一〇〕岡城。〔三四〕水戸老中山氏居焉。采地二万五千石。位亜列侯。将午。乍雨乍罷。纖沙軟渙。運歩極艱。四顧又榛莽。無足観焉。意倦甚。宿田〔一一〕口駅。晡後大雨。入夜未止。

十四日。晴。将入助〔一二〕川駅。右阜上有山部氏之城。小而麗。亦水戸老。采地一万石。為公壻。修築之費。皆出於公云。至柚〔一三〕縄子。取捷於瑞〔一三〕龍山。其道新闢。三〔四〕村嶺以西。析山骨而通之。表淡黄色。鑿処潔如

三五 木・「皆同」下加下「予疎於礼」数句、「惟義公」之「惟」字削之、何如。

三六 (傍書は塩谷宕陰)〔七〕

三七 塩・「也」字、似可削。 木・『論語』則有「也」字。〔八〕

三八 木・「予疎於礼」以下五句、「其」「遠」字、換以「可」「貴」二字、改置之前段「諸公皆同」下、如何。〔九〕

三九 塩・舜水朱氏亦一時之碩士、而義公之所師事、而直付其名、得無称呼失当乎、鄙意欲作「朱舜水」、以従古人敬主人之所敬之意、不知高意如何。〔一〇〕

凝雪。奇品也。遐矚亦勝。至瑞龍山。守者導焉。先拜肅〔五〕公塋。疊石為壁。繚柵再重。公与夫人。同兆而殊門。公墳馬鬣封。夫人夏屋。皆堊之。前有碑。亀趺而平頭。高五尺許。碑面題某官某位水戸源某謚公墓。夫人亦有別謚。曰某謚夫人某氏墓。諸公皆同。三一五 惟義〔六〕公塋在山頂。遺命作原兆於麓。以受藩士拝。故兆惟一門。中為小堂。方丈許。檣宇樸素。昭其儉也。自浮屠氏擅喪祭之権。人無尊卑。死。則挙而委之。易名追遠。惟其所為。甚者薙其髪。火其体。習慣成性。雖孝子慈孫。恬不知怪。間有識者。欲粗従礼制。而大法所在。亦不敢違。痛心疾首。以聴其所為者天下皆是也。三一六 闢邪論佛骨表 三一七 独水戸以宗藩之尊。又有義公之賢。故能排群議而行之。喪祭之典。雖不可得而聞。然徴之墓制。亦必有与世相徑庭者矣。三一八 予疎於礼。其合古制与否。則不敢知。而比之世俗所為。顧不遠哉〔九〕。三一九 下謁朱之瑜墓。墳如夫人而小。碑嵌於前。無趺。面題〔一一〕明徴士子朱子墓。義公筆也。亦繚柵。碑陰字小。可望。而不可辨焉。西山。義公菟裘之地也。在瑞龍山南一里。馬場右折。取小路。下於田間。桃李為林。乃所謂桃〔一二〕源郷。亦義公遺愛也。林尽。松阜鬱然。中開一徑。有門。茅屋而采柱。其扇。間竹木而釘之。入門登磴。茅堂十余間。房室粗具。牢閉不許闌入。右有小庵。

三三〇　塩・僕七八年前、深慕高山彦九・蒲生君平一輩人、而近日則少厭之矣。以其王室天朝之言、使人植耳也。如此一条、令僕記之当作「毎朝盥漱、西拜平安城、然後敢就膳羞」、而削「其尊天朝如此」六字。無他、避左袒於水戸風之嫌也。然息軒倘曰、世弘多舌論刻、而意険、則無辞之以逃其罪。〔一三〕

三三一　（息軒朱筆ニテ「嶮」ヲ「倹」ニ訂ス）

三三二　（傍書ハ塩谷宕陰）

三三三　（傍書ハ木下犀潭）

三三四　木・「詣」字、避嫌作「游」、如何。（息軒朱筆ニテ「詣」ヲ「游」ニ訂ス）

八月十四日・十五日

守僧居焉。請観後庭。平地上小阜隆起於東西。穿池於西阜南。以承山溪。其水清而浅。尾復為溪。経東阜南。懸為小瀑。下灌於田。池北銀杏下有文庫。方丈余。其他樹木五六株。池南則山也。如此而已。守僧云。公退老之後。衣食至薄。其所使令。不過婦女三四人。而大夫以下四十三人。皆寓於近村。更番宿直。公則毎朝盥漱。西向再拜。然後敢就膳羞。其尊天朝如此。夫嶮雖美徳。以公之賢明。固其所優為。何必過陋至此。而必為之者。〔一四〕無乃有微意在其間乎。西山之東為山寺。奉日蓮氏之教。堂掛摩訶衍庵扁。亦義公所書。左有洞門。潜而南出。堂宇頗宏。出山門。循溝而東。右有衡門。曰三昧堂。西山至此。皐阜奥邃。亦封境中一城保云。又東渉田。即太田駅。〔一五〕頗繁盛。渡久慈川。宿額田駅。〔一六〕是夜月色如画。楼又東南向。酌酒吟賞久之。

十五日。晴。与原泉別。賞月於北浦。〔一七〕初原泉出都。其藩邸長吏。嘱観察諸邦政俗。而其意所注。専任水戸米沢諸藩。予則一意幽探。其訪奇人。亦為奇境。始非干観風講学之事。出奥而来。帰心如火。而後遊亦不可期。欲必臨北浦。詣鹿島。浮霞沢。以攀筑波。故予不可留。原泉不可往。皆不得已也。南行三里。是為水戸北郭。府。佐竹

三三五 塩・「惜不得其門而入也」、依成語、似可厭、作「恨不得入観」、何如。〔六〕

三三六（傍書ハ塩谷宕陰）

三三七（息軒朱筆ニテ「滕」ヲ「勝」ニ訂ス）

三三八（息軒朱筆ニテ「乃」ヲ「遂」ニ訂ス）

三三九 塩・「噫」字似可削、嫌辞欠軽鬆也、何如。〔一三〕

三三〇（息軒朱筆ニテ「乃」ヲ「因」ニ訂ス）

三三一 木・鹿島名祠、其神何神、当載在祀典、此段似失過略少著語言、如何。〔四〕

氏之墟也。因長阜為城。南擁仙坡〔四〕。北枕那珂川。形勢極勝。入第三城門。炮声轟於左。又行。有司天台。上安渾儀。問之。即弘道館。在都。嘗読水戸公所撰碑文。歎其荘重典麗。察其規模。粗〔五〕与文称。惜不得其門而入也。三三五出門。沿湟而東。雉堞層楼。互出更起。約二十余町。始断。出郭。東行二里。渡蝦〔七〕沢下流。又東為大〔八〕貫駅。自此以南。所謂鹿島道也。白茅青松。雑植海岸。土性稍厚。三三六神来之筆則民宅而墾之。曰夏〔九〕箕。曰子生。曰粟山。皆三戸聚。粟山以西。茅秀如雲。曰永原原尽。則鉾〔一〇〕田駅。初予出都。欲得一勝地以賞中秋。而松島既過。霞〔一一〕沢猶遠。昨検輿図。鉾田臨北浦。地勢頗滕。三三七故勉行十三里。以達是駅。至。則距江猶十余町。而天暝足軟。不可復歩。乃〔一二〕就船窠討舟。増估至一貫文。終不諧焉。三三八乃求一巨楼可以望北浦者而宿焉。浴食既畢。月闌於楼。俗樹凡山。皆為異体。而旅懐係之。何必松島。何必霞沢。三三九噫予過矣。

十六日。晴。昨与船窠議舟。有本日買舟赴鹿〔一〕島者。三三〇乃約附〔二〕往。日出而起。則既発矣。不得已。取早路而行。右望北浦。広十余町。漁舸運船。如秋葉飄風。三里至札〔三〕駅。再議舟行。亦不諧。四里至鹿三三一島。老樹森然。古意襲人。入楼門。正祠東向。髹楹板屋。漸就頽廃。祠

三三三 木・「要石等」不必費文字。
三三三 （傍書ハ塩谷宕陰）〔八〕

三三四 木・「来」字下加一「居」字、如何。
三三五 （傍書ハ塩谷宕陰）

三三六 塩・「名家者流」作「藻人墨客」、奈何。（息軒朱筆ニテコノ四字ヲ「騒人墨客」ト訂ス）

三三七 木・「旋」、「施」字誤。

八月十六日・十七日

後一老杉。圍二丈余。高拂雲霄。号為神木。実二三百年外物也。又有要石等〔五〕。事皆渉誕妄。不往。下至大舟津〔六〕。有運船帰潮〔七〕来者。遂寄載焉。乱北浦。泝小渠。舟行二里。始達潮来。元享三三三熙朝楽事間有潮来曲。伝播海内。南〔九〕郭服氏訳以韵語。命為潮来詞。其名益噪。而其地則僅〻一馬頭。独有妓館六宇。屋墻頗麗。中有自都下深川来者三三四。新政厳禁私窠。是輩四散。此其一也。有所逐〔一〇〕。三三五落想出意表斯有所受之。天地之大。虎狼亦育。不足怪已。陸行一里至牛窪〔一一〕。乃霞沢之溢也。循渚而北。煙浦晴洲。互相呑吐。而正西一支。与天無際。蓋天下之水。莫大於琵琶。然四山皆高。未免窘束之象。此沢則地衍而山低。而筑波一岳屹然於乾位。位置之妙。工画有不易状者焉、亦近在大都二十里内。而名家三三六者流不一歯及。何也。宿島〔一二〕波村。排南窓。直臨湖腹。金波翠烟。縹渺於樹外。可償昨夜之憾矣。

十七日。晴。游采蓮〔一三〕寺。在小邱之奥。寺隷天台氏。浮屠三三七旋仏誦経者七昼夜。是日正当結願。蚩氓蟻聚。商賈従而至。貨行酒肆。排列左右。喧不可耐。遽去之。浮於霞澤。過高〔一三〕浜村。有古松。大二十圍。枝低至地。柱而支之。隆然復起。相伝義公巡邑至此。咏歌以賞之。遺愛所在。民神事之。三三八人之想義公乃至此乎雖枯枝墜葉。亦不敢薪之。日加巳位。東北風

三三八（傍書ハ塩谷宕陰）
三三九 塩・「足与声和」四字、似可削。
三四〇 木・「矣」字削之、奈何。
三四一 木・「以為仲貫」四字削之、如何。又云「猶在仲貫」句改作「仲貫仍在南一里余」、如何。（息軒朱筆ニテ「以為仲貫」ノ下ニ「問之」二字ヲ補ス）
三四二 木・「由迂路」似当作「由正路」。
三四三（傍書ハ塩谷宕陰）
三四四 木・「吹醤」僕不能読。
三四五（息軒朱筆ニテ「云」下ニ「享保十九年」ト補ス）〔一〕
三四六 木・「之」字「也」字、並削之、何如。
三四七（息軒朱筆ニテ「再建」ヲ「重修」ト訂ス）
三四八（息軒朱筆ニテ「寺院各」ヲ「僧寺月」ト訂ス）
三四九（息軒朱筆ニテ「若干」ヲ「三文」ト訂ス、又「干」ノ下ニ「如此者十七年」ト補ス）
三五〇 塩・（二格ヲ低ス）色触心通、無所違逆、謂之目順可。
三五一（息軒朱筆ニテ「有余万」ヲ「七万六千五百八十一、通得銭二十五万五千九百零一貫一百三十六文」ト改ム）
三五二 木・「亦」似可作「又」。
三五三 木・「四五」二字、不必置。（息軒朱筆ニテ「四五」二字ヲ削抹）（傍書ハ塩谷宕陰）〔二〕

大起。至中流。舟掀翻如葉。予数航大洋。始視為一牛涔。不以風波為意。至此〔三〕注病大発。縛額而臥。頭猶岑〻。欲嘔者数。舟子亦失色。尽力揺櫓。声与足和。僅能至田〔四〕伏。則已過午矣。乞麦飯於民家。取捷仲〔五〕貫。野曠而徑小。四無人声。既則途窮矣。披荊蓁。分茅菁。南討北探。過申牌。始出一駅。以為仲貫。則稲〔六〕吉駅。猶在仲貫北一里余。俚語曰。欲速〔七〕由迂路。語正路之似迂而実捷也。予論政体。嘗挙之。以為近聖人之言。而今乃失之路径。可笑也。清水村〔八〕有径。西達筑波。吹醤〔九〕不由。行官道一里余。宿土浦〔一〇〕。土屋侯治焉。夜大雨。

十八日。風雨。架上有書数巻。乱抽而繙之。題曰遺老話。中有云。摂州四天王寺之再建也。以最初法窟。使寺院各輸銭若干。当此之時。海内之寺。凡四十有余万。嘻夥矣。因思是四十余万者。貧富懸隔。亦有空院。通而計之。以寺五人為率。有過焉。無不及焉。則今日僧尼之数。四五二百万人矣。嘻夥矣。古人云。百姓十人。僅能養浮屠一人。是朘二千万人之膏血。以養此無用之蠹也。民之窮且盗。不亦宜乎。況是輩奢僭無度。偃然以王侯自居。而世人又従而貴之。其居如城。其従如雲。錦衣玉食。以横行四海。雖至卑者。亦皆奴視平民。不肯少屈。有財。貸而殖之。無則賦之檀越。如索所寄。或少枝梧之。

三五四（息軒朱筆ニテ「万人矣」ヲ「三十八万二千九百零五人矣」ト訂ス）
三五五（息軒朱筆ニテ「万」ヲ「三百八十余万」ト訂ス）

三五六（息軒朱筆ニテ「蔵」ヲ「聚」ニ改ム）
三五七（息軒朱筆ニテ「彼」ノ下ニ「不幸国家多事」ト補ス）
三五八（傍書ハ塩谷宕陰）

三五九（傍書ハ塩谷宕陰）

三六〇 塩・（二格ヲ低ス）予嘗看富岳於鴻台、如此所状。当時欲把筆形之、而不能得。及読此、而神再往於崇寧寺矣。

八月十八日・十九日・二十日

葬祭之際。劫而奪之。有不忍言者。以供其淫荒之資。即罪悪貫盈。亦以配流為極刑。其身首異所者。千百人中一人而已。我間外蕃有西藏国。其主喇嘛。世以浮屠為之。遠夷僻陋。固無足言。然寺院僧尼之数。亦有定額。則世界之大。古今之久。未有濫於今日也。国家政俗。度越千古。独此弊未革。可怪也。猶幸彼徒不学淺識。無深遠之慮。耽溺酒色。以散其財。否〔三〕。則蚩氓帰依益牢。而天下之財尽蔵於彼。三五七 其害有不可勝言者焉。然則如何。三五八一篇本論 曰在塞其源。

十九日。巳位。晴。発土浦。西北行五里。至筑〔二〕波。神門扁有天地開闢筑波神祠八字。山為凹字形。西峰曰男体。東曰女体。因愉〔二〕筑波即諾諏之仮借。読為都久奈美。乃祀伊奨諾。伊奨諏二尊也。三五九本居宣長 然万葉既読波如八。則其誤已久矣。市在山脚。磴道千余級。疊石為宅。構於両辺。従下望之。如百層浮屠。宿瀬尾氏。在浮屠最上層。凭檻而坐。常総諸州。縮入一矚。既而見晩雲上有如覆盆者。諦視。則富岳三六〇也〔三〕。三日来微病痔疾。厳断酒肉。至此。不能自禁。霑酔而止。

二十日。暁起。江沢蒸雲。延漫田野。阜陵丘山。変為洲嶼嶠湾。乃一大雪海也。出館而登。楼門巍然。上有大悲閣。扁曰中〔二〕禅寺。右置三層浮屠。彫鏤眩耀。案日光有男女二峰。寺亦同名。疑延祀是神也。

八月二十日

左折入石神門。坂路漸嶮。陟十余町。又得木神門。異禽和鳴。霧気如織。有泉潺湲于左。是為皆野川。[一二]又陟十余町。始至凹処。有茶店五六宇。時日始加辰位。店人未至。先登西峰。路愈益嶮。土闕則桟之。巖峻則鑿之。[一三]巔有諸尊祠。小而潔。時雲海漸上。丘陵尽没。唯相毛諸山隔断関外者。高出其表。与海為岸。而富岳則卓立於群山之上。近如掌上物。乃知蒙気之不及冷際審矣。[四]三六一到処学問天経或問下至凹処。店人皆至。煮湯温餅。泥菽乳而灸之。与餅合食之。名為夫婦餅。亦[五]取諸二尊生民之義也。山禁酒肉飯菜。[三六二]雖苦渋。人争食之。出店。登女峯。路夷而遠。祠安於巖下。[六]三六三礼定尊卑之位所以下於男峯也。既而西風徐来。雲気解駁。丘陵田野。互見佚隠。[七]霞沢亦露半面。守者云。天晴。望品川。予意益旺。欲必待其晴。起臥久之。而日已過午。肚饑不可忍。不得已而降。嶮甚於登。即有夷途可由。[八]故隔断之。必穿石門。掾木梯。極其迂回。然後通之。古意索然。至市。浄空如拭。惋惜不止。午飯而出。過大[九]貫村。仰観双峰。樹梢間微露祠宇。一超欲至。[一〇]因憶岱山漢土名山也。古今推尊。為五岳之宗。然據朱彝尊[一一]言。行於其麓。仰見李唐所建之碑。則其山不太高。所云山高四千九百丈二尺者。蓋其山重峰。[三六四]透而歩之。非直立也。[一三]三六五歴々得證王充亦云。泰山之高巍然。去之百里。不見蜨螺。

三六一（傍書ハ塩谷宕陰）

三六二（息軒朱筆ニテ「菜」下ニ「故」字ヲ加フ）

三六三（傍書は木下犀潭）

三六四　木・「重峰」作「再成」、如何。于鱗太華山記亦云爾。（息軒朱筆ニテ「其山重峰」四字ヲ削抹ス）[一二]

三六五（傍書ハ木下犀潭）

夫百里不見蜨螺。[一四] 豈復巍然之山哉。蓋青兇少山。[一五] 独基而立。以故其名特顕耳。[三六六 不侫其所親亦公乎 無我之一端 塩批所謂到処学問四字品尽全部] 即如筑波。置之豆駿間。其高譲於足柄箱嶺遠矣。而都人艶称。至配之富岳。亦非惟以常総無山邪。山川無情。其幸不幸。猶尚如此。[三六七 到処学問 故曰息軒四十而目順] 故曰。不知命。[一八] 無以為君子也。宿下妻。[一九] 井上侯邑焉。

二十一日。陰。過大宝。[二] 有八幡祠。大宝二年建。邑因字焉。興国四年。[三六八] 有源顕時者。奉宇津嶺親王。保大宝城。時関東将士。輸志南朝者。只六城。其従父親房。據関城。為諸方声援。当是之時。足利氏兵勢張甚。期於必克。親房数請援於結城親朝。手書懇到。暁喩百端。親朝不応。終降足利氏。明年。関城陥。親房走帰吉野。而史不記親王。及顕時所終。問之土人。無能挙其姓名。祠帯大宝沼。溝塹之形。猶有存者。[三六九] 即此地也。[三七〇 誠意所透鬼神通之] 偶有水戸老書生。云与一[四] 書生。邂逅於真壁市村氏。[五] 根究其状。疑其為長友生。東北行三里。回至其地。在筑波山北麓。亦興国中六城之一。訪市村氏。[三七一 喜而後可知] 生果在焉。喩以藩法。且告父兄憂念之状。勧速帰郷。乃曰。七月中染病危篤。主人看護甚至。近始復常。今[六] 其子課業未終。棄而去之。乃負恩之大者。更留半年。待粗解大義。然後謀西馬首。[七] 庶幾全吾義也。[三七二] 堅執不移。[三七三 可憾] 予不能強。[三七四] 嘱尽心月奉書家庭。勿父母貽憂。生唯々。送至桑山[八] 而還。経下館。[九] 渡絹川。

三六六（傍書八木下犀潭）〔一六〕

三六七（傍書八塩谷宕陰）〔一七〕

三六八 塩・顕時名門華胄、姓名顕於一時者、則「有」「者」之二字、似可削奪。（息軒朱筆ニテ「有」「者」二字削抹）

三六九 木・「即此地也」作「所保蓋此地也」、如何。

三七〇（傍書八木下犀潭）

三七一（傍書八木下犀潭）

三七二 塩・「謀西馬首」似不免李王家習気、四字改作「図西」、何如。字亦原於『南華経』「図南」。〔七〕

三七三（傍書八木下犀潭）

三七四（傍書八木下犀潭）

八月二十日・二十一日

八月二十一日・二十二日

三七五 木・「慶長庚子上杉氏叛」以下至「始聞西変」作「慶長庚子西変之報至於此也、事起倉卒」。

三七六 木・「徜徉」作「従容」、如何。

三七七 木・「部将」上加一「我」字、「有」「者」二字削之、似可。

三七八（傍書八塩谷宕陰）

三七九 塩・「察其色有若慝笑者」八字、移置「沈矣」之下、何如。

三八〇 木・「翠華」漢人似謂天子旌旗、是等雖或過拘、僕則敢請、改之。〔八〕

天瞑至結城〔一〇〕。宿焉。

二十二日。晴。出西郭。大道如砥。二里至小山〔一一〕駅。慶長庚子〔一二〕。上杉氏叛。

烈祖東征。至此。始聞西変。麾下又多豊臣氏宿将。人情洶々。禍将不測。而

烈祖徜徉三七六謀議。神算已定。班師西征。関原一戦。而天下大定矣。歴問当時行営。或指旱田中一処而示之。然史云営於小山荒壘。則妄説也。四里至古〔一三〕河。閣老土居侯治焉。渡利根江。延〔四〕元二年。鎮守府将軍源顕家率兵勤王。足利義詮沮江拒之。会霖雨水漲。部三七七将有長井実永者。与其弟次郎。乱流而渉。万衆従之。水〔五〕為激溢。賊兵溺死無算。遂大敗之。比日無雨。水半於河身。猶且深碧無底。広亦不下二町。不知当時何以能徒渉。而溺南岸賊也。江南隷武。有関不譏。憩〔六〕幸手駅。店臨秀□〔七〕。吏員二人。役三七八小民数十。事雖瑣而所関甚大故詳之挑去浮萍。時方秋成。農事如蝟。心怪其所為。店主人曰。明年四月。

大賀拝日光

祖廟。翠三八〇華所過。雖浮萍。不得不除焉。察三七九其色。有若慝笑者。因〔九〕問萍経冬不死邪。答曰。霜降。則枯而沈矣。嗚呼新政之出。沢如膏雨。

三八一（傍書ハ塩谷宕陰）

而吏人不能奉承。妄興冗役。以厲赤子。雖事属恭順。然竟非仁主所以体民之意也。三八一尽而不汗然是猶其小者耳。柄大政者。其可不尽心乎。

宿粕〔一〇〕壁駅。

二十三日。粕壁至千住。八里而遠。熟〔一一〕路也。改取路岩付〔一二〕。是暁大霧。十歩之外。不見丘山。至荒川而晴。渡橋入郛。是為岩村。史云。長〔一三〕禄元年。足利義政使渋川義鏡。討其族成氏於古河。義鏡拠蕨城迫之。使上杉持朝城河越。其臣太田資清城岩付。其子持資城江戸。互相救援。今蕨城廃已久。江〔四〕戸則升為大府。修築益広。而此及河越。鬱為藩屏。三八二俯仰感慨力出於彼。而功収於我。若有天数存其間者。奇矣。城数更主。厳〔五〕祖時。三八三極好故事阿部重次守之。修築城郭。改馬門東北〔六〕向。水戸義公朝三八四詰之。答曰。無他。備公叛耳。三八四〔七〕公怒問其故。重次自若。答曰。方今海内乂安。人主雖幼。要□〔八〕足虞者。唯君以宗藩之尊。賢名籍甚。諸侯欽仰。如孩児□〔九〕慈母。一旦挙事。其患有不可料者。僕雖庸劣。辱守北門。眼〔一〇〕晴猶黒。三八五不敢使公兵。一歩越岩付而西。此所以改馬門而東北向也。義公感泣。執其手而奬之。今守大〔一一〕岡侯。忠誠奉公。薄賦税。平物價。開教館。逐游手。頌声盈路矣。三八六渡岩〔一二〕淵。東距豊島津一里許。又行一里。則王子村。為江戸北郊矣。三八六凡病客単行。惟寒最可畏。暑次

三八二（傍書ハ塩谷宕陰）

三八三（傍書ハ塩谷宕陰）塩・似当称「阿部侯」。（息軒朱筆ニテ「部」下ニ「侯」ヲ補ス）

三八四 塩・「朝」作「聞而」、何如。「叛」上似可加「之」字。

三八五 塩・「不敢使公兵一歩越岩付而西」改作「不敢使公越岩付而西一歩」、似□倍勁、何如。

三八六（息軒朱筆ニテ「矣」ヲ削抹ス）

八月二十二日・二十三日

八月二十三日・跋

之。而四時可厭□。[一三] 莫雨若焉。此行雖冒秋暑。而雨気絶少。偶雨。多在淹滞之日。[三八七] 其衝泥而行。不過三四日。入奥。秋気亦旺。泛湖登岳。窮意所欲而止。七八□来。[一四] 災患備至。[一五] 驚魂駭魄。無年無之。[一六] 天道乗除。[三八八求報至廉] 雖微不洩。[此□□□不慍不悶] 其□□償之。[一六] 乃在茲也。帰家。内人以十九日挙男。[三八九報其始於茲乎] 予今年四十四。始当是慶。酌酒自賀。口占二絶。曰広有江湖峻有山。[一八] 草鞋菅笠即仙寰。人生若不箇中醉。縱至封侯亦等閑。聴了呱〻只自憐。[一九] 痴情早已算他年。春風従是一百度。莫傚乃翁聞鳥眠。[三九〇]

読書余適□終

（跋文）

[三九一] 息軒、閲世倍老、読書倍夥。所畜蓬勃、区壅制洩。為奥羽行、触処頴脱、尚有不可遏之勢、而夫子自道乃云、「一意幽探、非干観風講学之事。」使之以観風講学自任、則吾必知其文為白虹直衝北斗。篇中、着議論及拾遺聞処、似覚措語欠紀行体。予初欲一筆勾之、乍思此読書余適、不得以尋常游記文視之、作者固狡獪哉。

三八七 （息軒朱筆ニテ「日」ヲ「時」ニ改ム）

三八八 （傍書ハ木下犀潭）塩・（二格ヲ低ス）安貞知命、不慍不悶、信乎、其読書而善適也。

三八九 （傍書ハ木下犀潭）

三九〇 木・如後篇、尤其転真者。（一七）

三九一 （塩谷宕陰の総評）

三九二（木下犀譚の総評）

癸卯菊月小尽　社末弟世弘妄批

天若竟不欲使是人立功於当世、則当使其超然放浪、着草鞋、戴菅笠、足跡遍於天下名山・大水。風土・政治、一任其饒舌、而大師氏就而采之蔵之　天府、則古者州上風土之意、収之一奚嚢而足矣。然而其敦思於綱常、致意于世道、載斯道以行於風土之表者、亦非大師氏之所能尽其用。而其言固不以用舎為軽重。此謂之不朽。〇使虎捕鼠、曾不如百文之狸。息軒文成、而稿出。訂正誤字、其功在余、亦可享蜡之一臠。

癸卯閏月望　社末弟業広謹識

跋

補注

前段

〔一〕明の謝肇淛（一五六七～一六二四）の隨筆「五雑組」巻一三に、「読未曾見之書、歴未曾到之山水、如獲至宝嘗異味、一段奇怪、難以語人也。」とみえる。

〔二〕天保一三年（一八四二）

〔三〕塩竈・松島（宮城県）

〔四〕李門公、飫肥藩主伊東祐相（文化九年～明治七年・一八一二～一八七四）、文化一一年～明治二年在位。「息軒遺稿」巻之四に「故飫肥侯従五位下左京大夫伊東公墓碑銘」がある。

〔五〕活字版「薩」

〔六〕古賀侗庵（天明八年～弘化四年・一七八八～一八四七）、昌平校教授。息軒も文政七年（一二六歳）に昌平校入寮の為、入門している。

七月二日

〔一〕活字版「至江戸江云」七月三日の条も同じ。

〔二〕顧炎武（明万暦四一年～清康熙二一年・一六一三～一六八二）、説の出典未考。

〔三〕結局、下樸の名前は江漢朝宗の于海となったが、『書経』禹貢に、「江漢朝宗于海、九江孔殷。」とある。長江も漢水も諸侯が天子に見えるように海に注ぎ、九江も孔殷なり。

〔四〕はるみちのつらき、平安時代の歌人、（？～延喜二〇年・？～九二〇）。おおえのちさと、平安時代の歌人、生没年未詳。おののたかむら、平安時代の漢詩人、（延暦二一年～仁寿二年・八〇二～八五二）。

〔五〕草香は今の埼玉県草加市。活字版「草加」。

〔六〕『孟子』公孫丑下篇の第二章に「宜与夫礼若不相似然」と。この文は「宜しく天の意と相背くが若く然り」と読む。天の意に少々背くものではないだろうか、という婉曲な表現。

〔七〕今の埼玉県春日部市。越谷は春日部の南。ともに日光道中の宿駅。

七月三日

〔一〕『孟子』梁恵王下篇に「関市譏而不征」とあり。「譏」は朱熹の注に「察也、関市之吏、察異服異言之人」とあって、不逞の者を取締ることを言う。

〔二〕関宿藩（千葉県東葛飾郡関宿町）、藩主は当時久世広周。

〔三〕『入蜀記』は、宋の陸游（宣和七年～嘉定三年・一一二五～一二一〇）が乾道六年（一一七〇）に山陰（今浙江省紹興）

から夔州（今四川省奉節県）に赴任する際、揚子江流域を記した旅行記。六巻。この記事は、巻四の八月十四日の項にみえる。利根川の筏は、この揚子江の葑田とも違い、川を渡る為の船でもない。水運の特殊な形態であるから、少々説明を加えたらいかがか、と言っている。

〔四〕活字版「長友子由」と小字注を加える。八月二十一日帰路において偶然に会うことができた。八月二十一日参照。

〔五〕谷貝・諸川、ともに今茨城県猿島郡三和町。

〔六〕活字版「晡」。意味は同じ。

七月四日

〔一〕今埼玉県入間郡毛呂山町。

〔二〕活字版「彌」。

〔三〕今茨城県結城市。結城藩の当時藩主は水野勝進。

〔四〕見る所、聞く所の如し。読書の最も意に適う所。「読書余適」という命名の意図を示している。管氏は管子、戦国時代・斉の国の宰相管仲。「管子二四巻」は管仲の名をかりた著作。

〔五〕「勝遊の中にも力を誼（交誼）に愛まず。其の帳然の状を想見すれば、宛然として目にあり。」谷貝の長を訪ね歩いたが長友君は見つからぬ。労を惜しまぬ息軒の郷友愛をみる。がっかりとした様子が目に浮ぶようだ。

〔六〕今栃木県河内郡上三川町。

七月五日

〔一〕今栃木県下都賀郡石橋町。

〔二〕活字版「行松外。左右各開一道。」と句切る。

〔三〕活字版「世使」二字無し。

〔四〕宇都宮藩の当時の大名は戸田忠温。

〔五〕今、宇都宮市田下町。中世期に宇都宮氏が築いたという城は多気城と言い、慶長二年（一五九七）宇都宮国綱の改易とともに廃城となる。

七月六日

〔一〕今、宇都宮市徳次郎町。

〔二〕活字版「條」。

〔三〕息軒は天保七年（一八三六）三八歳で江戸に出て移住を決意、翌々年一時帰国して家族を連れ戻り、以後、再び郷里に帰ることはなかった。木下犀譚は、天保六年（一八三五）三一歳にして江戸熊本藩の侍講となり、嘉永一年（一八四八）捐館して府学訓導となった。この批語を加えたのは、天保一四年の頃にして、ちょうど八・九年郷里を離れていたことになる。

「蓴鱸」はじゅんさいとすずき。故郷を思うたとえ。吾憶う、古人何ぞ綽然として蓴鱸の起想ありて輒ち田に帰らん。木（下氏）の生家は菊池郡に在り。黄魚を食わざること八・九年。

〔四〕今、日光市針石町（上中下にわかれる）

七月七日

〔一〕『周礼』「地官」に「沢虞掌二国沢之政令一為二之厲禁一、使下其池之人守中其材物上……」、「迹人掌二邦田之地政一為二之厲禁一而守レ之……」等と「厲禁」の語がみえる。藩籬と禁令を設けるという意味。将軍の来駕の為、柵を設けて人が入れない様にしているという意味の文を、「木桓の行を防ぐ有り、蓋し、大駕に非ずんば渡るを得ず」としてはいかがかという。

〔二〕名山霊地、往々為二竺徒所一レ汚。一転為二博徒所一レ口。可発一大笑。可発一大息。日光山は古くから山岳信仰の霊場であった。

〔三〕馬返　という集落。今、日光市細尾町、大谷川の北、中禅寺への登山口にある。

〔四〕今、栃木県上都賀郡西方村。

〔五〕活字版「法蔵」を「方等」に作る。釈尊ご説法の五時の教判、「華厳時・阿含時・方等時・般若時・法華涅槃時」に基づく。

〔六〕文の勢も亦水の趨の如く険なり。磵磔の声久しくして未だ歇まず、徐に之を厲々数十言に視るなり。是妙となす。「磔」は「磕」か。

〔七〕（称徳天皇）七六五年。

〔八〕（桓武天皇）七八一年。

〔九〕活字版「間」。

〔一〇〕活字版「店人無生色。」と区切る

〔一一〕別倉は「わけくら」裏観瀑は「うらみのたき」とよむ。

〔一二〕「博一粲」は詩文の贈答の際の謙辞。「大（太）牢」はごちそう。日光山中の景観を指す。「詞人の一粲を博むる能わず」を「予も亦已に大牢に飽く」と改めたしという。

七月八日〔一〕烈祖は徳川家康（一五四二～一六一六）、猷祖は三代将軍家光（一六〇四～一六五一）。

〔二〕伊勢神宮。日光東照宮と立地の環境がよく似ているが、伊勢の粗朴さと日光の絢爛は対照的であると。木下犀譚はここの表現に推敲を加えられたしと言う。

〔三〕丹羽思亭、名悳、伯弘は字。新潟芝田（新発田）の儒者。寛政七年～弘化三年（一七九五～一八四六）。『息軒遺稿』巻之

四に「丹羽伯弘墓碣銘」がある。文政九年（一八二六）に息軒は古賀侗庵の塾を退き、松崎慊堂にまみえた。時に二八歳。慊堂（明和七年～天保一五年・一七七〇～一八四四）は漢唐の訓詁学を主とし、幕府系の朱子学とは一線を画していた。息軒が最も心服する師で、「先生」の称は外には用いない。慊堂宅で伯弘とはじめて会った時の印象は、「見二其年長・気焔逼一レ人」であった。同じ頃、江戸を発ちこの日光で再会することとなり、談を交えて意気投合し、以後書信往来絶えず、「百里神交」を結ぶに至った。松崎先生の人を見る目を評して、「始服二先生知レ人之明一也」と述懐する。

〔四〕今、栃木県上都賀郡足尾町。

〔五〕活字版「醃」

七月九日

〔一〕赤薙はあかなぎ山。鶏山は鶏頂山。

〔二〕今、栃木県今市市大桑町。

〔三〕徳川御三家、尾張・紀伊・水戸の各家。名古屋（尾張）藩、和歌山（紀州）藩、水戸藩。

〔四〕今、栃木県塩谷郡藤原町藤原。

〔五〕今、同じ藤原町高原。

〔六〕初更に同じ。日没後の時刻。

七月十日

〔一〕天保年間（一八三〇～一八四四）の政治改革、天保の改革。

〔二〕中国安徽省の名山、黄山の地志。黄山は奇松・怪石・雲海・温泉の名所。天都峰・玉屏峰・蓮花峰等、数十の群峰よりなる。

〔三〕五十里は「いかり」。栃木県塩谷郡藤原町五十里。

〔四〕今、同じく塩谷郡藤原町横川。

〔五〕今、山王峠。福島県と栃木県を結ぶ峠。

〔六〕はねしお

〔七〕今、福島県南会津郡田島町糸沢。

〔八〕『詩経』国風・斉風の「鶏鳴」。「雞既鳴矣、朝既盈矣、匪二雞則鳴一、蒼蠅之声」、にわとりの声が聞こえたのでもう夜があけたのだろうと思ったら、はえのとぶ音であった。蠅が雞声よりも先に飛び回るというのはどういうことか、と丹羽思亭が問う。それに対して息軒は、蠅は火にむかって飛んでくるのだと答えたが思亭は首肯かず。ところが、理髪の際に燭を点した時に蠅がよって来たのを見て、なるほどと理解した、という一

話である。この一話は息軒の『毛詩輯疏』にも引用されている。「衡案。或疑。雞三号。蠅蚋始交作。今云。蠅先レ雞而鳴。恐非其実也。是洵然。然詩人必不二弄レ無為一レ有。而聖人亦存而不レ刪焉。則亦必有二蠅先レ雞而鳴之事一矣。予亦嘗疑レ之。一日宿二田家一。将レ理レ髪。使二童執一レ燭。有レ蠅嘐然而至。乃喩三人君房中。古亦点レ燈。故時或聴二蠅声一耳。」（巻五）

七月十一日

〔一〕今、福島県南会津郡田島町川島。

〔二〕今、同じく田島町長野。

〔三〕今、同じく南会津郡下郷町大内の北。

七月十二日

〔一〕火珠嶺。

〔二〕今、福島県大沼郡会津本郷町。会津本郷焼の産地。

〔三〕当時の大名は保科容敬。

〔四〕申酉は、丙申（天保七年・一八三六）と丁酉（天保八年・一八三七）、天保の飢饉をさす。

〔五〕今、会津若松市大町・七日町。

〔六〕飯豊山。福島・山形・新潟にまたがる連山。

〔七〕息軒の「故旧過訪録」の「故旧」に、「会津藩　字士遜堀七太夫」とある。昌平坂学問所の旧友。お茶の水にあったので茗と言った。

七月十三日

〔一〕くろかわ。又湯川。今、会津若松市。

〔二〕中国古代の暦を記した『周髀筭経』巻下に「陰陽之数、日月之法、十九歳為一章、四章為一蔀、七十六歳、二十蔀為一遂、遂千五百二十歳、三遂為一首、首四千五百六十歳、七首為一極、極三万一千九百二十歳、生数皆終、万物復始。」すなわち文政七年（一八二四）二六歳で昌平校に入って以来、十九年の歳月が流れたと。

〔三〕牢獄がからである（圄空）ことは罪人がいないことで、藩の祖公以来はじめてのことであると。

〔四〕七言の詩。

平生磨礱欲千般　平生の磨礱千般ならんと欲す
勿錯為真折字看　錯りて真の折字と為して看るなかれ
隠々夜山呼不答　隠々たる夜山に呼んで答えず
纔将冷籟瀉胸肝　纔かに冷籟を将って胸肝を瀉せん

七月十四日

〔一〕今、福島県河沼郡柳津町柳津。

〔二〕今、只見川。南会津郡の只見からは東に柳津まで約五五キロ流れ、柳津からは北に蛇行して阿賀川に合流する。

八月十六日

〔一〕高津淄川、名泰、安永九年～慶応一年（一七八〇～一八六五）。古賀精里の門下。

〔二〕中国古代の制を記した『周礼』。その「地官司徒・載師」に「凡任地国宅無征、園廛二十而一、近郊十一、遠郊二十而三、甸稍縣都皆無過十二、唯其漆林之征二十而五。」征は税金、漆の林には、十分の二・五（二五パーセント）という高い税率を加していた。

八月十七日

〔一〕慶長一六年、一六一一年。

〔二〕我の神定まりて後能く鬼神の情状を観る。小禍福に臨みて輒ち瞶盲顛倒する者、安くんぞ能く此の道を観るあらんや。之を読みて悚然たり。

〔三〕息軒の「及門録」に「金沢処士　井口嘉一郎」とある人か。霧渓村は未詳。「誕」すなわち嘘の話であると思ったら「信」、まことであったという。鄱陽湖は中国江西省の、国第二の湖。

七月十八日

〔一〕ななまがりとうげ。

〔二〕飯豊山。十二日の〔五〕参照。

〔三〕今、福島県耶麻郡塩川町会知。

〔四〕今、福島県耶麻郡北塩原村桧原。その細野川流域にあった集落。桧原峠越の米沢街動が即ちこの「官道」。ここで案内人（「力」）に「謝」して別れた。

〔五〕『続日本紀』巻八・養老二年五月の条に、「割陸奥国之石城・標葉・行方・宇太・曰理・常陸之菊多六郡、置石城国。割白河・石背・会津・安積・信夫五郡、置石背国。」

〔六〕今、山形県米沢市綱木。

七月十九日

〔一〕今、朝日岳、山形県西村山郡の南西に位置する。米沢から望めば北西（乾位）にあたる。また蔵王は北東（艮位）に位置する。

〔二〕『詩経』大雅・文王之什・文王有声に「豊水有レ芑。武王豈不レ仕。詒厥孫謀。以燕翼子。」中国古代、文王の徳をもって武王は殷の紂を伐ち、周王朝を鎬京に建つ。文王が都したる豊は水草が生い茂り、人材が輩出した。順なる謀を伝えて子孫

を守り安足へと導く、文・武の徳をたたえる。

〔三〕『孟子』梁恵王篇上に、「人死則曰二非レ我也歳也一。是何異三於刺レ人而殺レ之曰二非レ我也兵也一。王無レ罪レ歳。斯天下之民至焉。」民の凍餒を歳の凶荒のせいにしてはいけない、ということ。

七月二十日

〔一〕「大聖殿」が正しい。

〔二〕上杉鷹山（宝暦一年～文政五年・一七五一～一八二二）。明和四年（一七六七）に米沢藩を継ぎ、藩政改革にすぐれた功績を残した。師の細井平洲（紀徳民・享保一三～享和一・一七二八～一八〇一）は藩校興譲館で講じた。

〔三〕宋版『漢書』。南宋の慶元時代頃（十二世紀末）の刊本。この米沢藩に伝わった『漢書』は、同時代同一の地域（福建省）で出版された『史記』『後漢書』とともに、かなり古い時代（あるいは鎌倉時代かも知れない）から日本に渡来したものとされ、京都妙心寺の禅僧南化玄興から米沢藩家臣直江兼続が譲り受けた経緯を持つ。現在は、千葉県佐倉市の国立歴史民俗博物館に所蔵され、国宝に指定されている。宋代、刊刻後程なく印刷された初印本で、「模印精明」、唐の顔師古の編纂した注釈が完備、「注家尽具」、各頁裏の匡郭（辺欄）の左端に見出し（耳格）を備えるのは宋版の特徴で、「毎葉欄後、著篇名」、一般に中国南方の出版物に使われた茶色の竹紙は、粗末なものが多く、すだれのような横紋が見えることがしばしばであるが、この宋版の紙質はやや堅くそうした紙すきの際のむらが見られない、「其紙堅紉無簾紋」、また、朱色の表紙（丹表紙）は、室町時代に施されたもので、禅僧の講読に重用された宋・元の稀覯本に常見のもの、「朱紙装之」、というわけである。直江兼続（永禄三年～元和五年・一五六〇～一六一九）は、上杉謙信以来の家臣で学問好きの武将といわれ、やはり宋版を翻刻した木活字版「直江版文選」は、慶長時代を代表する出版物のひとつである。藤原惺窩（一五六一～一六一九）とは同時代を生きた。折から、旧来の貴族を中心とする学問のあり方が、市井に展開をはじめ、名実ともに新しい古典学が勃興しつつある時である。壬辰即ち文禄一年（一五九二）、秀吉の朝鮮出兵に上杉景勝・直江兼続も参兵を命ぜられて渡鮮。兼続は一切の掠奪を禁じ、ひたすら書物の拾集を部下に命じていたという。戦よりも「書数筐」を「至宝」と考えていた。しかしながら、この『漢書』は、息軒の言う如く、その際に直江氏がもたらしたものではな

い。装訂も直江氏以前のものであった。「直江氏亡、其書帰於公、其装蓋直江氏所改也」というのは適切ではない。

〔四〕耶律楚材（一一九〇～一二四四）は契丹人で元の太祖の領土拡大に貢献した。出兵中、大黄（だいおう）（薬草）を集めて、病疫から兵を救ったという。「諸将争取子女金帛、楚材独収遺書及大黄薬材。既而士卒病疫。得大黄輒愈。」（『元史』列伝第三十三・巻一四六）また、漢の丞相（相国）蕭何（？～前一九三）が、咸陽占領の際に秦王府の帳簿等、文書を集めつくしたという話。「遂西入咸陽、欲止宮休舎、樊噲・張良諫、乃封秦重宝財物府庫、還軍霸上。蕭何尽収秦丞相府図籍文書。」（『漢書』高帝紀第一上）即ち耶律楚材、蕭何、直江兼続の三人の、独特な功績を並び称している。

〔五〕震沢王氏は、明の王延喆。しかしこの王氏刊刻の『漢書』は知られておらず、息軒は、『史記』と混同しているようである。『史記』明嘉靖王延喆刊本は「震沢王氏刻于恩褒四世之堂」という刊記がある。宋版の覆刻であるが脱漏が多いという。勿論、息軒は米沢で『史記』も見ていたわけで、ここに『漢書』と記すのを『史記』と置き換えても一向にかまわないと思われる。尚、活字版はこれを考慮に入れてか、「按四庫全書提要」並びに「独有…」以下四句を削去している。

〔六〕山井崑崙の『七経孟子考文』。安井文庫に「史記校文補註」と題す息軒自筆の稿本がある。これはまさしく米沢本を校したものである。

〔七〕果して斯の願（ねがい）を遂げしむれば、又、復た何ぞ読書余適に等しからん。読書余適どころではないというのであろう。

〔八〕「袁鐘」は袁宏（三二八～三七六）と鐘惺（一五四七～一六二四）の略か。それぞれ東晋、明の詩文家。

七月二十一日

〔一〕『孟子』告子上第五章に「公都子曰、冬日則飲湯、夏日則飲水、然則飲食亦在外也。」と。「義」という概念は内（うち）であるか外（ほか）にあるかという議論で、外にあるとする孟季子に対して、内にあるとする孟子の説を公都子が説得している場面。ある時は叔父を敬し、ある時は弟を敬す。時と場合によって敬の対象が異なるのなら義は外に求められるだろうと季子が言えば、それなら時節によって湯と水と飲み分けるのも外部に因を求めるということになるだろうが、果してそうか、食色は性なりという貴方の説と矛盾しまいか、これらは皆心に由って使いわけるのであるから、義は内に在るものなのである、と説明した一句。

〔二〕今、山形県西置賜郡白鷹町荒砥甲。

七月二十二日

〔一〕活字版「确」。

〔二〕今、山形県西村山郡朝日町上郷。宇津野村とも称した。

〔三〕今、同じ朝日町松程。松程村と称した。

〔四〕今、長野県の木曾。天保五年（一八三四）、息軒は祐相公に従い江戸から木曾路をぬけて飫肥に帰った。その翌年に父滄洲を喪う。

〔五〕今、同じく朝日町大沼。

〔六〕大行院。現在の浮島稲荷神社の別当。近世は浮島明神と称し、古くからの山岳信仰に真言密教が融合した土壌で稲荷信仰が栄えた。大行院は一山の三十余坊を支配する別格であった。

〔七〕大沼は別称浮島沼。今、国の指定名勝。長さ二五〇メートル、幅五五メートルで、沼底にたまる泥は腐り、沼上の葦根の上には腐敗植物が集結して島を形成し、水温の変化で、水の動きに応じてこの島が多様に動く。

〔八〕佐田修平は号竹水、久留米藩儒。寛政一〇年～慶応一年（一七九八～一八六五）。息軒、宕陰の昌平校における同学。「故旧録」に収む。宕陰はこうした息軒の観法を「平家蟹」にたとえた。息軒に「義人纂書序」（『息軒遺稿』巻二）がある。「天地之所二以為一天地一、一元気而已矣。……然不二変以通一レ之、其気或有レ所レ餒、而天地万物之道、亦近乎熄矣、於レ是乎、蕩而為レ颶、激而為レ震、搏而為レ雷、結而為レ霜、自レ人言レ之、名為二孽気一、而是気之所二以日新不一レ已、乃存二乎此一、其於二人世一、何独不然、若赤穂遺臣之挙、其亦当時之颶震雷雹矣乎、」という。四十六士の義は、天地万物の変動に応じ通ずるものがあるとする理念は、「啻に泉岳寺の義人の墓上の一咈絶代の恨事のみならず」、こうした観勝の一瑣事にも亘っているのである。

〔九〕「双」字、息軒朱筆にて「並」に改める。

〔一〇〕活字版「漫」。

七月二十三日

〔一〕今、山形県西村山郡朝日町大谷。大谷村といった。

〔二〕今、同じく西村山郡大江町左沢。

〔三〕『六硯斎筆記』は明の李日華の撰。その二筆巻一に「王聖愈会心編有云、天与二人半一、不レ与二人全一、与以二智慮一、足二以趨レ利避一レ害、而又以三不レ可二趨避一、与以二精英一、足二以殫見洽聞一、而又以三不レ可二見聞一。」とある。王聖愈は明の人で名は納諫、『会心言四巻』がある（『千頃堂書目』による）。

〔四〕今、山形市。この時、城下は秋元志朝公の治下。

七月二十四日

〔一〕今、山形市関沢。

〔二〕今、山形市大師堂。長谷観音の長谷堂村と称したところ。

〔三〕関根村を通る笹谷街道は、笹谷峠を越えて陸奥笹谷宿（今、宮城県柴田郡川崎町）にむかう。出羽から奥羽へ通じる道。

〔四〕今、宮城県柴田郡川崎町。

七月二十五日

〔一〕活字版「胡枝花」。はぎの花。

〔二〕今、宮城県仙台市茂庭。

〔三〕今、茂庭の東、仙台市鈎取。

〔四〕国分。陸奥の国分寺に由来する名。ここは城下の国分町を指す。

七月二十六日

〔一〕「未知下回分解何如」の意未詳。

〔二〕愛宕山。今、仙台市向山。標高八十メートル程。

〔三〕仙台湾の東、牡鹿半島の先、独立した島、金華山。標高四四四・九メートル。

〔四〕今、宮城県黒川郡大和町七ツ森。仙台平野の北西に連なる山群。

〔五〕青葉山。今、仙台市青葉山。

〔六〕今、仙台市荒浜。

〔七〕大年寺。今、愛宕山の南、茂ヶ崎一丁目。四代藩主綱村の発起で開山した黄檗宗の寺。

〔八〕瑞鳳寺。今、仙台市霊屋下。臨済宗妙心寺派。伊達家の菩提寺。藩祖政宗公の廟所を瑞鳳殿、二代忠宗公のそれは感仙殿、三代綱宗公のは善応殿と言う。昭和二〇年焼失後、今は再建されている。

〔九〕政宗公は幼少より右眼を失い「独眼竜」の称をもつが、死後の像には両眼を具えるように遺言したと伝えられる。

〔一〇〕本稿は空欄。活字版はそれぞれ「忠宗」「綱宗」「忠宗」と補う。

〔一一〕寛文三年の将軍は四代家綱で廟号は厳有院。

〔一二〕仙台市花壇と瑞鳳寺のある霊屋地区を結ぶ橋であった。評定橋。

七月二十七日

〔一〕天明丙午は六年、一七八六。即ち天明の大饑饉。「踊貴」

は『春秋左氏伝』昭公三年にある言葉。踊は擬足。刑罰ばかりが厳しく民の憩いがないたとえ。物価も刑罰の如く民を苦しめる。

〔二〕犀譚も宕陰と同様、息軒の眼力には畏怖の念を覚えている。予、謹みて浮島の神に告ぐ。鉄関・石門を四方に旋らし、安井仲平の如き者をして、一歩も其の地を蹈ましむる勿れ。蹈めば則ち、眼は水底に徹し、耳は山後に透り、一境の神機を勘破し、魑魅魍魎も其の霊怪を逞しくする所無し。彼は真に懼るべし。

〔三〕一商賈の伎倆、安んぞ能く此に過ぎんや。凡そ商賈の財政策と言えばこのようなものであろう。

〔四〕今、仙台市榴ケ岡。躑躅岡で、つつじのおかとも読む。

〔五〕当時、伊達慶邦公が天保十二年に藩政を引き継いだばかりであった。

〔六〕歩を移すを待たずして、即ち居ながらにして政策の実態が知られる、ということ。

〔七〕一句の浅論を着さず、淡淡と館人の隻語を叙して結と為す。高絶なり。一貫六百文すら尚辨ずる能わず。安んぞ能く数十人の路費を辨ぜん。この旅館の主人の一句で全てはおわかりというものである。

七月二十八日

〔一〕千里の行は惟この游の為なり、夙志まさに償うべし。松島に恋い焦がれるのは、幼少から父に教え込まれていたことによる。七月二十九日の条に、「忽憶、先君子性好レ游。尤眷二眷於松島一。……凡有下事渉二松島一者上、陋記俗乗、必終二読之一。……」とあるのと呼応する。

〔二〕宮城野。仙台城の東に位置する野原で、萩の名所。

〔三〕『詩怪』国風であろうが出典未詳。

〔四〕燕沢。今、仙台市燕沢・東仙台の辺。善応寺境内に以下に記す蒙古碑がある。高さ一・六メートル、幅〇・九メートルほどのもの。

〔五〕活字版「云刈立断凶。砥弔亡魂。」と区切る。

〔六〕弘安五年（壬年）、一二八二年。

〔七〕一二七四年。いわゆる文永弘安の役。

〔八〕活字版「呉万五・三人」

〔九〕仏光禅師（一二二五年～八六年）、宋僧、無学祖元。弘安二年に来日して同五年円覚寺を開く。

〔一〇〕息軒は、結局この碑の撰者里末清俊とは、仏光禅師の

弟子ということでもなければ、あるいは仏光その人で、禍を避ける為にこの様に識したのであろうか、と疑問を投じているが、宕陰はその父塩谷桃蹊（本姓林氏・羽州大館―現在秋田県大館市―の人、浜松侯に仕う）の執事馬場目十蔵の話として、この碑文は仏光が元人（げんひと）里末清俊の為に撰したものであるという。

〔一一〕今、多賀城市市川（いちかわ）・浮島（うきしま）。

〔一二〕この多賀城碑は現在城址の南門近くにあり、壺碑（つぼのいしぶみ）とも呼ばれる。西向きで中央上部に「西」と一字あり、その下に次の様な碑文がある。

多賀城　去京一千五百里
　去蝦夷国界一百廿里
　去常陸国界四百十二里
　去下野国界二百七十四里
　去靺鞨国界三千里
此城神亀元年歳次甲子按察使兼鎮守将
軍従四位上勲四等大野朝臣東人之所置
也天平宝字六年歳次壬寅参議東海東山
節度従四位上仁部省卿兼按察使鎮守
将軍藤原恵美朝臣朝獦修造也
　天平宝字六年十二月一日

多賀城の成立修造に関する貴重な資料となっている。神亀一年は七二四、天平宝字六年は七六二年である。『続日本紀』によれば、恵美朝獦（あさかり）は天平宝字四年に陸奥国按察使兼鎮守将軍正五位下であった。天平宝字八年の九月恵美押勝（藤原仲麻呂）は弓削（ゆげ）の道鏡、孝謙上皇に謀反を企て失敗、朝獦もまた追討せられた。

〔一三〕傍書は塩谷宕陰。

〔一四〕長久保赤水。水戸藩儒、地理学。享保二年～享和一年、一七一七～一八〇一。寛政四年刊の『東奥紀行』に考証がみえる。

〔一五〕『東奥紀行』の「多賀城碑」一文をここに引用すると、「余按二壺碑一。本在二南部一。見二于袖中鈔一。今以二多賀城修造碑一。目曰二壺碑一。蓋風土記之譌也。諸国風土記。已亡。今存二于世一者。多出二後人附会一。不レ足レ信矣。古歌皆詠二南部壺碑一。碑在二北部七戸壺村一。今南部北部之地古属二岩手郡一。碑面題二日本中央四字一。相伝田村将軍所レ為也。後人埋レ之。祭以為二石文明神一。碑今亡矣。元禄年中。吾藩之士。凡山可澄。遠遊二東奥一。因便尋二南部壺碑一。土人所レ伝亦如レ是。事見其紀行。又

按多賀城碑文曰。去二常陸国界一四百十二里。去二下野国界一二百七十四里。常陸界勿来関。下野界白河関。各去二多賀城一道程稍相似。而碑所レ記里数之差。殆倍矣。可レ疑之甚也。或考二歌枕名寄一。引二万葉歌一云。常陸本陸奥之分国也。然則天平之時。常奥之界。蓋今那珂港也。以六町。為一里。則去二多賀城一四百十二里。此時。仲。久自。高。三県。猶属二奥州一可レ知矣。後世或謂二之奥郡一。亦此之由乎。」これによって、息軒は赤水の説をまとめ、「多賀城は胆沢郡（今、岩手県水沢市佐倉河八幡の胆沢城址）にあり、鎮守府と称している所にあたる。壺碑は北郡の千引明神祠に埋められていたものが、いつの頃か今の場所に移されたもので、知らぬ者が多賀城碑と壺碑とを同じものとしてしまった、」と。また里数の説明も要を得ないとして、以下に反論を呈す。

〔一六〕今、宮城県桃生郡河北町に、桃生城跡があり、桃生柵ともいう。『続日本紀』巻二〇の天平宝字元年（七五七）四月の条に「其れ不孝・不恭・不友・不順なる者有らば、〔宜しく〕陸奥国の桃生・出羽国の小勝に配して以て風俗を清め、亦辺防を捍がしむべし。

〔一七〕玉造柵（塞）。今、宮城県玉造郡の附近。柵の跡も成立年代も確定できないが、天平九年（七三七）以前には創設されていたと考えられ、現古川市大崎の名生館遺跡であったという見方が強い。延暦八年（七八九）六月の『続日本紀』（巻四〇）に征東将軍紀朝臣古佐美の奏上がある。「胆沢の地は賊奴の奥区なり。方に今、大軍征討して村邑を翦除すれども余党伏し竄れ、人・物を殺略す。……其の玉造塞より衣川営に至るまで四日、輜重の受納二箇日なり。然らば往還十日なり。……」衣川は今、岩手県胆沢郡衣川村。同じく延暦八年の五月の条に「三月廿八日、官軍渡レ河、置二営三処一」とあるように、衣川（河）の北岸に軍営を三処設けていた。これらより、位置を端的に言えば、南から多賀城→玉造柵→衣川営→胆沢ということになる。延暦八年の六月に胆沢の賊帥、夷阿弖流為の軍と戦う征東軍は、この順に進軍していったわけで、息軒は、多賀城が胆沢にあったのでは、北の蝦夷に対して南下して攻撃することになって不条理であると反論しているのである。

〔一八〕今、秋田県雄勝郡の近辺。天平九年（七三七）正月二十一日（息軒は二十二日と記す）、大野朝臣東人等の進言「陸奥国より出羽柵に達するに、道は男勝を経、行程迂遠なり。請う、男勝村を征し、直路を通さんことを。」によって、詔を発

し、持節大使兵部卿従三位藤原朝臣麻呂、副使正五位上佐伯宿禰豊人、常陸守従五位上勲六等坂本朝臣宇頭麻佐等を陸奥国に派遣した。（以上『続日本紀』巻一二）しかし、実際には天平宝字二年十二月（七五八）「徴二発坂東騎兵・鎮兵・役夫及夷俘等一、造二桃生城・小勝柵一。」とあるように小勝柵建設にはかなりの時間を要している。

〔一九〕八〇一年、坂上田村麻呂（天平宝字二年～弘仁二年・七五八～八一一）は、田谷窟（達谷窟・たっこくのいわや・今岩手県西磐井郡平泉町平泉北沢）に悪路王（阿弖流為ともいわれる）や高丸（高麻呂）等を討ち、翌延暦二一年（八〇二）に胆沢城を造築した。（『日本紀略』参照）

〔二〇〕胆沢城に多賀城から鎮守府が移されたのが弘仁三年（八一二）であるから、多賀城碑に記された天平宝字六年（七六二）などという頃はまだ胆沢は夷賊の巣窟であった、と息軒は言う。その後、奥州藤原氏の初代、藤原清衡（？～大治三年・？～一一二八）が江刺郡豊田館（岩手県江刺市）から岩井郡平泉（西磐井郡平泉町）に移り平泉文化を築いた（『吾妻鏡』巻九・文治五年九月二三日参照）。清衡が鎮守府将軍であれば、鎮守府は江刺郡であったことになる。思うに、昔は江刺郡と胆沢郡の境界が北神河（今、北上川）でひかれ、鎮守府は川の西、即ち胆沢郡にあったが、清衡の時代には既に、江刺郡の領域が川の東から西にまで伸びていたので鎮守府を江刺郡と称したのであろうか。再考を要す。という注釈をつけている。実際には、この頃の鎮守府は名実を伴わず、清衡の祖父清原武則と三代の秀衡が鎮守府将軍となったが、江刺郡と鎮守府とを特に結びつける必要はなさそうである。

〔二一〕補注〔一七〕を参照。

〔二二〕『続日本紀』巻一九の天平勝宝七年春正月四日の条に「勅して、思う所有るが為に、宜しく天平勝宝七年を改めて天平勝宝七歳と為すべし。」「年」を「歳」に改めたのは、唐の玄宗が天宝三年（天平一六年・七四四）に「年」を「載」に改めたのに倣ったもの。天平宝字二年（七五七）八月に淳仁天皇が即位、藤原仲麻呂に恵美押勝の名を賜い、押勝等が勅を奉じて、「官号を改易す」（『続日本紀』巻二一）と。これも唐に倣った策で、太政官を乾政官、太政大臣を大師、左太臣を大傅、右大臣を大保等と改めた。

〔二三〕以下唐代の里数を今（江戸時代）の里数に直すと、多賀城からは、

去京　二〇〇里弱（京は今の奈良）
去常陸　五四里三〇町強
去蝦夷　一六里弱
去下野　三六里一五町強

という計算になり、今の里程に合する。下野の国界はこの時代にあっては、石背国（磐瀬郡）の北、即ち白河関よりはずっと北にあったから、ほぼこの距離で合っている、という。

〔二四〕『続日本紀』巻三八に大伴家持が延暦四年（七八五）四月七日に上書したとある。「名取以南の一十四郡は、僻として山海に在り、塞を去ること懸に遠し。徴発有るに属んで、機急に会わず。是れ由り、権に多賀・階上二郡を置き、百姓を募集し、人兵を国府に足らし、防禦を東西に設く。……徒に開設の名有りて未だ統領の人を任ぜず。百姓顧望し、心に係る所無し。望み請う、建てて真郡と為し、官員を備え置かんことを。然らば則ち、民は統摂の帰を知り、賊は窺覦の望を絶たむ。」とそして「之を許す」と。また『続日本後紀』巻九・承和七年（八四〇）三月一二日の条に、「陸奥国磐城郡大領外正六位上勲八等磐城臣雄公、遄戎途に即いて、身を忘れ勝を決す。」とある。従って、この碑（多賀城碑）の里程や、この記述からしても、この頃既に岩城（磐城）は国でなく郡として陸奥国に属していた。そうして数えると、石背（磐瀬）国も既に廃されて郡であったとすれば、名取以南は一四郡ということになる。史書に明確にそう書かれていなくても、石背国が廃されていたことは推して知ることができよう。即ち石背国は廃されて下野国に属していたのである、と息軒は言う。それに対して犀譚も、そもそも家持の上書からして、階上と多賀はともに名取の北、桃生・王造の南に位置することがわかるから、この上書そのものも多賀が胆沢にはないことの明証であろう。だからこの明証を、「其尤昭々者、延暦八年」の条の上に本文として置くのもおもしろいのでは、と提言し、「本文の弁証は明晰にして、分注中に意わず更に一証を見るのも亦益妙なり。横考竪推、論辨至って是、僕輩の得て窺い議する所に非ざるなり。」と、息軒の論考に敬意を表している。

〔二五〕以上で息軒は長久保赤水の説を論破し、この多賀城碑に矛盾するところがあるわけではなく、多賀城は胆沢の地にはなく、里程の記載も問題はない、と結論したのに対し宕陰は、「之を史乗に求めて精ならず」と、やや語をやわらげて先人を弁護してはどうか、と言う。

〔二六〕「所可疑」から「及之東人邪」までは活字版になし。東北大学狩野文庫所蔵の写本には川田剛（甕江・天保一～明治二九）の批として、「剛按、碑文搨本及碑石、東人朝獦官銜、並無字、蓋、偶然失考耳。」と眉上に加えてある。要するにこの五七字の一文の、息軒が言わんとしている意図は、弘仁三年に鎮守府が設定されたが（補注〔二〇〕参照）、それまでは奥土を征定した者は鎮守将軍と言って、鎮守府将軍とは言わなかった。しかしこの碑文には神亀・天平宝字と弘仁以前の東人も朝獦も鎮守府将軍とあるのは不思議なところである。ひょっとするとこれも恵美押勝が官制を改革した時（補注〔二二〕参照）に官号を易えて「府」字を加えたもので、その時に天平宝字の朝獦が同じ称号を神亀の東人にも冠してこの碑文を書いた（朝獦推して之を東人に及ぼす）、と考えることはできないものか、ということ。しかし実際の多賀城碑にはこの「府」字が無い。赤水の「東奥紀行」には「府」字があり、息軒は赤水の説に反駁すると同時に、この赤水の誤った翻字に依って考証してしまった可能性が強い。これを察して、活字版はこの一文を削去したものかも知れない。

〔二七〕『続日本紀』巻九・神亀一年三月二五日の条に「海道の蝦夷反きて、大掾従六位佐伯宿禰児屋麻呂を殺す」、また四月七日に「式部卿正四位上藤原朝臣宇合を以て持節大将軍と為す。……海道蝦夷を征せんが為なり。」四月一四日には「坂東九国の三万人をして騎射を教習し軍陳を試練せしむ。」と。この時大野東人は鎮守将軍ではなかったが、この征伐に貢献している。碑文で鎮守将軍と言っているのは「極官を挙ぐるのみ」で、碑文にはよくみられることである、という意。

〔二八〕今、宮城県塩竈市。

〔二九〕『魯論』は『論語』。顔淵篇の「季康子政を孔子に問う」章に、「君子之徳風也。小人之徳草也。草尚二之風一。必偃。」とある一文を草偃のたとえという。朱熹の『論語集注』や邢昺の『論語注疏』は「尚」を「上」に作るが、古いテキストは「尚」に作り、息軒の『論語集説』も「尚」に作る。この『論語』の文に依据する時は、「尚」は君子の聖業であり、意味深長であるから、ここに用いるのは憚られるのではないか、というのが犀譚の説。

〔三〇〕千賀浦。籬島。古来からの名勝で、塩竈湾一帯の景勝。源融が京都の河原院にこの勝観を模して楽しんだ、という『伊勢物語』の逸話は有名。

〔三一〕活字版「盱衡」。

七月二九日

〔一〕伊達家所蔵の図書には、「伊達伯観瀾閣図書之印」という蔵書印が捺される。現在も観瀾亭は松島の月見崎にある。豊臣秀吉の亭、聚楽之観をもらいうけ移築したものである。

〔二〕活字版「俳」。俳歌者流で一語。

〔三〕一山一寧（一二四七～一三一七）。

〔四〕松島湾の島にあり、橋で陸地と結ぶ。奥州藤原氏第三代の秀衡（？～文治三年・一一八七）が子孫の福を祈念して建てた、と伝えられるが、結局は藤原氏も衰退してしまった、と。現在は、坂上田村磨の創建に係り、五大明王を祠りつづけた、という伝承がある。現在の建築は慶長年間のもの。

〔五〕碑が多い事について、実体も名前も忘れ去られているのに石だけがつやつやしている状況に何か空しさを感じる息軒に、犀譚は「錦城・鵬斎の諸君も亦、為に之を一聴す」と加える。大田錦城（明和二～文政八・一七六五～一八二五）・亀田鵬斎（宝暦二～文政九・一七五二～一八二六）といった大家も同感であろう、と。

〔六〕「人をして之を読んで弭吻あたわざらしむ」弭吻とは口を閉じることか。

〔七〕『書経』牧誓に、周の武王が紂を討つ時に、牧野に集まった軍隊に西土からはるばるよく来てくれた、と士気を高める言葉があるのを用いたのである。「時甲子昧爽、王朝二至于商郊牧野一、乃誓。王左杖二黄鉞一、右秉二白旄一、以麾、曰『逖矣西土之人』」

〔八〕七月二八日の補注〔一〕を参照。犀譚もその評に、「疾痛惻怛に必らず父母を呼び、楽の極みにも亦然り。是れ至情なり。」と。悲喜哀楽をいつも父母とともにすることができるのは、やはり息軒の人柄を物語る。宮崎県清武町の安井息軒顕彰会発行の『安井滄洲紀行集』によれば、父滄洲は文化一年三八歳で江戸に出、翌年江戸から京都へ遊んだ。これより先寛政六年二八歳で北筑（福岡）の医に目の治療を請い（療二目於筑一）、また五四歳の文政三年に、腰痛を治すために隅州（鹿児島）栄の尾温泉に行っている（洗二痾於隅一）。ひまがあれば米粒を盆にまいて松島の諸島を形造ってあこがれていたという。今や天の幸を得て父の志を遂げることができたことを喜んでいる。故に犀譚も評して「此の游は継述の道なり」と言う。

〔九〕鳴瀬川。山形県境の船形山から桃生郡鳴瀬町に至り石巻

湾に注ぐ。

〔一〇〕活字版「蹙額」。ここは『孟子』梁恵王下篇「挙疾レ首蹙レ頞ヲ而相告ゲテン曰」にもとづく。島田鈞一の『孟子全解』に「朱子が頞額也というは非なり。正韻に頞音遏アツ。鼻梁也、とあり。孫奭の疏に頞鼻頸。蹙頞蹙二其鼻頸一而愁悶也。という。頞は鼻莖、又は鼻梁、即ちハナバシラの義で額（ひたい）とは異なり、蹙頞とははなばしらへ皺を寄せて心配することである。」とある。一老父の答は「此これより津頭に至るまで只三町なるも、一日に倒尸三十五有るに至る。其の存する者も亦皆気息淹淹たり。是に於いて比このころ村に議を建て、五つの大穴を穿ちて之を叢埋す。穴ごとに二百五十人。皆良民なり。」という悲惨なものであった。

〔一一〕今、桃生郡鳴瀬町小野。気仙沼にむかう気仙道と石巻にむかう石巻街道の分岐点。

〔一二〕未だ松島の夢さめやらぬあまり、松島から三里の所と、わざわざ記さずにはいられない息軒の気持を的確に評している。

七月三十日

〔一〕今、宮城県石巻市いしのまきし中央。北上川下流の西岸に沿った村。

〔二〕宕陰は下巻、犀譚は上巻を先に読んでいた。

〔三〕活字版、「倉」字なし。

〔四〕活字版「東北望二金華山一。是為二地脈東尽処一。」金華山きんかさんは宮城県牡鹿郡おしかぐん。牡鹿半島の東端の島。

〔五〕活字版「土人云。舟路必梗。乃止。」

〔六〕今、桃生郡河南町かなんちょうかのまた鹿又。鹿股村かのまたむらを古く河股村と言った。

〔七〕渡波わたのはのことか。金華山道の宿場で、ここから船便で金華山に出ることが多かったという。今、石巻市渡波町。

〔八〕活字版「飯河」を「狼皮」に作る。飯川村いいがわむら。現在の古川市飯川。

〔九〕活字版「彌」。

〔一〇〕活字版「大半」を「居半」。

〔一一〕活字版「莫」を「遠」。

〔一二〕糴てきはかいよね、糶ちょうはうりよね、穀物を買い入れて都に転売した。

〔一三〕中原以西の猶、夏糧有りて以て其の乏を承くるがごときの比に非ず。

〔一四〕『続日本紀』巻七・霊亀一年（七一五）十月七日の条に「今、諸国の百姓、未だ産術を尽さず。唯、水沢の種に趣きて、陸田の利を知らず。或は澇旱に遭い、更に余穀無く、秋稼若し

罷まば、多く饑饉に致らむ。此れ乃ち唯百姓の懈懶のみに非ず、固に国司の教道を存せざるに由る。宜しく百姓をして麦禾を兼ね種うること男夫一人に二段ならしむべし。」奈良時代には、やはり日本中が今の陸奥と同じ状況だったらしいが、この詔の後、陸田の開墾もすすみ、大いに豊潤を得たが、ひとり陸奥国だけは陋習を革めず、水田のみにたよること悠々千年にもなるのは嘆かわしい、と。

〔一五〕活字版「陸種」。

〔一六〕活字版「大半」。

〔一七〕活字版「督」を「課」。

〔一八〕『三国志』魏書劉廙列伝第二十一の注に、劉向の『新序』を引用し、「故刳レ胎焚レ林、則麒麟不レ臻、覆レ巣破レ卵、則鳳皇不レ翔、竭沢而漁、則龜龍不レ見。」とあり、獲り尽すこと。

〔一九〕未考。

〔二〇〕未考。

〔二一〕『論語』顔淵篇第九章に「哀公有若に問て曰く『年饑えて用足らず、之を如何』有若答えて曰く『盍ぞ徹せざる』」とあり、鄭玄の注に「周の法には什が一にして税するを徹と謂う」と。低い税率を言う。

〔二二〕柳津村。今、本吉郡津山町柳津。

〔二三〕安部貞任（寛仁三年～康平五年・一〇一九～六二）は陸奥の豪族で、鎮守府将軍陸奥守源頼義が清原武則等とともにこれを滅ぼした。前九年の役の終末である。

〔二四〕活字版この八字「家焚薪一束於戸外」。清の顧禄の『清嘉録』には、蘇州の風俗が記されている。巻七、七月の項に「盂蘭盆会水皐燈」にこれと同様の記事がみえる。

〔二五〕活字版この五字「扮鬼魅百物状」。末尾「謂之送霊」は活字版「土俗謂之送霊」とする等、この辺は活字版とずい分異なるが、他の写本も活字版に同文である。

〔二六〕鹵薄は大君に用いる言葉で儀衛にしたらどうか、と宕陰。広（業広・犀譚）は行列でどうか、俗な表現だが、俗っぽさを避ける必要もないだろう、と。

八月一日

〔一〕今、宮城県登米郡登米町。とよまを外山にあてたものであろう。

〔二〕金沢村。今、岩手県西磐井郡花泉町金沢。石巻街道と気仙沼街道の分岐点。

八月二日

〔一〕孫樵は字可之、唐代の散文家。『孫可之文集』巻四に「興元新路記」がある。その条に「至松嶺駅、逆旅三戸、馬始食茅、自松嶺平行三里、逾二稿、登八里坂、其峻、下坂行十里、平如九衢、又高低行五里、……」

〔二〕今、岩手県一関市。この頃は田村邦行侯の治下。三万石。

〔三〕五串村の厳美渓。今一関市厳美町。磐井川の渓谷で、今、国指定名勝。

〔四〕松崎慊堂は文政一年（一八一八）にここを訪れ、『遊東陬録』等に記している。この碑文は、『慊堂全集』巻三（崇文叢書）に「陸奥国磐水天工橋記」として収録されている。

〔五〕鍾はあつめる。豈に造物者、専ら秀を彼（松島・塩竈）に鍾め、而して其の余には則ち給する能わざらんや。

〔六〕達谷窟。岩手県西磐井郡平泉町平泉。達谷村の天台宗西光寺境内にある岩窟。また七月二十八日の補注〔一九〕を参照。

〔七〕『日本書記』巻一一、仁徳天皇五五年の条に「蝦夷叛之。遣二田道一令レ撃。則為二蝦夷所レ敗……」とみえる。

〔八〕藤原清衡（天喜四年～大治三年・一〇五六～一一二八）はもと藤原姓であったが、前九年の役の後、清原武貞に養われ、清原姓となり、武貞の子真衡と家衡との兄弟争いが起り、結局八幡太郎義家の援助で平定（後三年の役）、再び藤原姓となって陸奥と出羽の広大な領域を支配下に入れた。衙所は江刺郡の豊田館（今、岩手県江刺市）に拠っていたが、後、平泉に館を移した。その年が寛治五年（一〇九一）というのは出典未詳。その子の基衡（生卒年未詳）、秀衡（？～文治三年・一一八七）と三代に亘って平泉文化を築きあげた。奥州平定の寛治一年（一〇八七）から秀衡の没するまでを数えれば、祖孫相承九十九年ということになる。

〔九〕高館。今、平泉町平町柳の御所。判館館とも衣川館ともよばれる。

〔一〇〕衣関。胆沢郡衣川村近くにあったとされる。

〔一一〕源義経（平治一年～文治五年・一一五九～八九）。検非違使職にあったことから廷尉と呼んだ。

〔一二〕一一〇九年。光堂は即ち金色堂であろう。

〔一三〕活字版「其三子也」。

〔一四〕秀衡は義経を保護したが、その死後、泰衡は頼朝の圧力に屈し、義経を衣川館に襲った。

〔一五〕活字版「益駭」。この箇所破損にて不明。尚、この秀衡の棺を発した話は荻生徂徠の『南留別志』巻二にも見える。

〔一六〕義経は後白河法皇から頼朝追討の宣旨を得たがそれも空しく世を絶った、という一文にやや修正を加え、「不得已」との句も再考あられたし、また「固不在弁慶後」についての宕陰の批（塩批）は、文勢からこのままでよいと思う、と犀譚の長い批である。

〔一七〕高館は義経が死んだ所、首丘は狐が死んでも古巣の丘に首を向けるという喩であるが、義経最期の思いを残す所、という意で、祠は天和年間に建てられ、像は宝暦年間と、ともに義経没して五百年もの後にしてはじめて建てられているというのにはいわれがあるようである。公は城に火をつけ死を偽って逃げ、鍋破嶺、東北北部から北海道に航海したと。彼地の人も判官殿とあがめ、カラフト地方では門前に義経の像を貼って厄除のお守りにした。陸奥の人々もひそかにそれを知り、表には出さずにいた。故に時を隔ててから祀ったのである、と。

〔一八〕清の趙翼の『廿二史劄記』は『史記』から『明史』までの史書から史実や記載に考証を加えたもので、息軒もこの著作の姿勢を高く評価している。

八月三日

〔一〕今、宮城県栗原郡金成町（かんなりちょう）有馬。奥州街道の宿。息軒はこれから江戸にむかっての帰路に入る。

〔二〕『続日本紀』巻三六、宝亀一一年三月（七八〇）によれば、二十二日、陸奥国伊治公呰麻呂（これはりのきみあざまろ）が反乱を起し紀朝臣広純（きのあそんひろすみ）を殺害した。伊治公呰麻呂の乱である。これより先、広純は建議して覚鰲柵（かくへつのき）を造り、守りの前線を進めていた。その行軍に当り、怨みを抱いていた呰麻呂が反乱したのである。

〔三〕清の段玉裁『周礼漢読考』の略称。その序文に「漢人作注、於字発疑正読、其例有三、一曰読如読若、二曰読為読曰、三曰当為、……」とあって、読んで～の如（若）しとか、読んで～と為す（曰く）等と難解な文字に注釈して古書を読解していく漢代の方法を分析している。こうした方法を学んだ一文とみる。なお、『周礼漢読考』は『皇清経解』に収められ、息軒はその全篇に亘って朱点を加えている。

〔四〕林子平の『海国兵談』巻九にこの記事がみえる。ここの訓読は、秀衡、弓工をして弓十万張を造らしむ。因りて十万弓と名づく。又蒲鉾弓と称す。坂、因りて以て名づく。此と伝聞を異にす。息軒もこの説を「是に近し」として補している（二四一頭注参照）。

〔五〕鎮守府将軍源義家（八幡太郎）が清原（藤原）清衡と結

んで清原武衡（清衡の義理の叔父）を征討した、後三年の役。活字版「伏十万」を「伏兵十万」に作る。又「口雁」は活字版「飛雁」。ここは破損不明。義家は、雁の乱行から兵が隠れていることを察して伏兵を敗った。金沢柵は今、秋田県横手市金沢。この十万坂から金沢までは二十里以上もあるから、金沢柵に拠っていた武衡がいかに武勇であっても、金沢からここまで伏兵を送り込むことはないだろう、とこの「十万坂」の名の由来を疑っている。

〔六〕犀譚の説。確かに清衡は江刺豊田に拠っていたが、金沢から十万坂に至るに豊田は通らない。「作者の意も亦、豊田を踰えると云うには非ず」、故に「遠」に改めては、と。

〔七〕兵法書『七書』のうちの一。『唐太宗李衛公問対』三巻。

〔八〕荒谷宿。今、宮城県古川市荒谷。

〔九〕荻生徂徠のこの出典未詳。

〔一〇〕今、古川市七日町、十日町附近。緒断橋は「おだえ（の）はし」。都より恋人を追った女性がここで息絶えたと。

八月四日

〔一〕今、宮城県志田郡三本木町三本木。

〔二〕阿辰の父には男子が無かったので婿養子をとって阿辰に娶せた。ほどなく婿に悪い病があらわれ、父は、盗人と偽りの訴えをなして婿を追い出そうとした。阿辰は官吏に事実を話し、父も夫も天のようなもので、負くことはできませぬといって、夫の冤罪を雪ぎ父の虚偽の罪を自らが負うて命を絶った。後に父の罪も赦され父子和合したと。

〔三〕破損で不明字がある。□姫母より賢なること一等なるを見る。

〔四〕三綱は君臣・父子・夫婦の道。一言にして三綱の義を尽す。一死して処難の宜しきを獲る。未だ学ばずと曰うと雖も、吾必らず之を学びたりと謂わん。

〔五〕むかしから、学問のある人も、時変に遭って道を枉げ、身の悪臭を後世に残す人がどれだけいたか知れない。結局、百年もない須臾の命にとらわれているだけではないのか。阿辰の風こそ学ぶべきである、と。

八月五日

〔一〕広瀬川は仙台市内を流れる川。名取川は仙台市南部から名取市に抜ける川。阿武隅川は福島県から宮城県南部の白石・岩沼等を通り亘理郡亘理町荒浜で海に注ぐ。

〔二〕『易経』繫辞下伝に「刳レ木為レ舟、剡レ木為レ楫、舟楫之利、

以済ニ不レ通一、致レ遠以利ニ天下一」とあり、木をくくり削って舟と楫を作り、始めて遠くへ済すことができる、と。

〔三〕洪水が泥を運んで下流に向かい、海潮が砂を海から川に打ち上げてくる、よって河口付近は浅瀬になるのは当然。河村瑞軒（元和三年～元禄一二年・一六一七～九九）、随軒とも。海運商人。随軒が淀川を浚ったはずなのに結局泥がたまっているのは不思議である、と言う者がいるが、怪しむに足りない。という息軒の感想。宕陰はこれを泰西（西洋）の水法と評している。

〔四〕今、宮城県岩沼市。今、名取市に属す宇賀崎の地名があるが、それであろう。

〔五〕小野篁。延暦二一年～仁寿二年・八〇二～五二。野宰相等と呼ばれる。文人政治家で、陸奥守にもなっている。今、岩沼市にある竹駒神社は、承和九年（八四二）に野相公が宇賀神を祀って創建したといわれる。

〔六〕活字版「而北。下輒」と句切る。意味は同じ、北して下れば輒ち江隅と逢う。

〔七〕逢隅という名が阿武隅となり、「武」は「たけ」と読み、「隅」は「駒」と読みが近い。息軒のこうした考証は、仮借という、漢代の字書『説文解字』の分析方法に拠っている。宕陰はそれを評している。仮借は漢字六書の一。

〔八〕能因（長徳四年～永承五年・九九八～一〇五〇）、平安中期の歌人。竹駒の神が、小供に化身して竹馬にまたがって能因法師と故事を語った、という伝説がある、と。

〔九〕福島県相馬市。亘利は、今、宮城県亘理郡亘理町。

〔一〇〕雁の羽をいためて放し、にわとりやあひると共存させて、異種の交配をさせているようだ、と。

〔一一〕今、亘理郡山元町坂元。江戸浜街道の駅である。

〔一二〕活字版「彌」。

八月六日

〔一〕今、福島県相馬郡新地町駒ケ嶺。

〔二〕今、相馬市原釜。

〔三〕活字版「邐」。狩野文庫本も活字版に同じ。

〔四〕今、相馬市松川浦。

〔五〕活字版、他の写本「呼」を「買」。茅柴はうすい酒。果腹は腹を満たす。

〔六〕ここの一連の文章は、町歩の距離を示して次々と景色を説明していくもので、数字で点綴して景色に名付けてゆくと、

せまく小さな景色でも雅美をあらわすようになる。文の山河を黼黻する、信なるかな。文章が辺りの景色を這い回るような感にうたれる。息軒の能文を評したもの。

〔七〕松川浦の尾浜村の東に鵜ノ尾岬があり、その先端に飛鳥湊があった。現在は新しい松川港が造られ、飛鳥湊は無い。水茎山はその飛鳥湊を擁する山であった。「海朝呑吐」の「朝」、活字版「潮」。

〔八〕活字版「而大為長洲磯。」と区切る。

〔九〕活字版「妝」。

〔一〇〕松島と松川の比較を、奇抜と平衍に喩えたが、それぞれを韓愈・柳宗元（ともに唐代散文家の代表）と庾信・徐陵（ともに南北朝六世紀の詩文家の代表、文体は徐庾体と言われる）に置きかえた。こうして初稿を見ると、比喩の真意がよくわかる。息軒にとっては唐代の古文が好みで、六朝駢体文というのは平衍でそれを上回るものではなかった。

〔一一〕活字版「為」を「使」。松島をして一頭地出でしめざる能わず。「為」より意味は強い。他の写本は初稿本に同じ。

〔一二〕活字版「鮭」。鮭と同じく「さけ」「しゃけ」。安井文庫写本も「鮭」。

〔一三〕今、相馬市中村。この時、相馬充胤公の治政下。

〔一四〕天野寿仙は相馬藩の儒者か。

八月七日

〔一〕今、福島県原町市。

〔二〕宕陰の如く直せば、謂うに、馬は神の眷愛する所、之を用うれば必らず其の譴を得る。（八日の傍注二六四参照）

〔三〕馬は海に遊びに行ったのだろう。

〔四〕今、相馬郡小高町小高。原町市の南。

八月八日

〔一〕今、福島県双葉郡双葉町新山。

〔二〕西不棄、羽田顧言ともに伝未詳。

〔三〕天保一一年・一八四〇。

〔四〕宕陰の如くであれば、「故に不棄を掄んで之が宰たらしむ。不棄、主の知むるに感じて必らず之に報いんと思う。郷素より荒田多し、歳額殆ど半を減ず、因りて民を導き開墾す。」こちらの方が因果が整理されて読みやすいように思われる。

〔五〕ききんの時に備えておく穀物倉。不棄は、俸禄も多くはなかったが自ら率先して禄扶持を供出して士民に手本を示した。人々はその志に感じて、貧富をあげて粟を備えに出した。

〔六〕相馬氏は平将門の後裔、相馬師国を継いだ千葉介常胤の次男師常が、平安時代末期に下総相馬郡を領したのに始まる。金原はこの頃の所領地域にあたる。小金原。江戸時代には水戸道の小金宿が置かれ、今、千葉県松戸市付近。後に、相馬重胤（?～建武三年・一三三六）が下総から陸奥行方郡に移り、小高（今、福島県相馬郡小高町）に拠って奥州相馬氏の基礎を築いた。今の相馬郡の名は明治になって相馬氏に因んでつけられたもの。

八月九日

〔一〕四〇年前は天保一三年より遡って享和二年、この時は相馬樹胤の治下。先君はその父相馬祥胤。

〔二〕役人達は皆択ばれて官吏となり、心を尽して国に奉じているのだから、失政があっても私如き部外者がどうすることができようか。それをあえて私に問い正すというのはどういう了見か。と固く口を閉じて答えなかった、と。

〔三〕叙事の過詳に失する如き者は宜しく略すべくして、之を略さざるは、記游の遺聞を采録する者を以てなり。史伝の文と其の体裁を異にするなり。亦、万季野（万斯同、清代初の史学家）の謂わゆる「使二有レ可レ損而無レ可レ益」の意なり。息軒の叙事のこの一段は、史伝ならば略すべき所であるが、游記であるからこそ認めることができるのであると。

〔四〕それから二〇年だから一八二一・文政五年の時である。太公は相馬益胤。西不棄の時からすれば先公で太公と称した。

〔五〕引いて之を反さずんば、以て先君を地下に見る無し。

〔六〕儻くは廃黜せられて仕えざる者、其の人或は用いる可き有るか。優れた人材があるに違いないという明君の洞察力をあらわす言葉である。

〔七〕公立ちながらにして之を持つ。居ても立ってもいられない様子。

〔八〕全てお任せいただけるというのでなければお召しには応じませぬ、そうお答えなされ（吾が子、為に復せよ）、と。

〔九〕江戸藩邸における執政も一新した。

〔一〇〕益胤公は佐藤弘の葬儀に参列しようとしたが、臣下の儀に君が参ずる礼はないと群臣は反対（可かず）、そこで葬儀の時日を予め調べさせ、特にその日に外出の用をつくり（故に他適を為す）、その葬列にめぐりあうようにして、この賢臣に別れを告げた。其の敬重されること此の如し。

〔一一〕以上が西不棄の語った話である。

〔一二〕縫腋は文官や武官の位を持った人。そうした人でなくても学問のある儒と呼ぶに相応しい人がいる。雪堂などはまさにそうである。

〔一三〕ことわざにも、「始め賢にして終わり愚なるは相馬侯」と言われている。未熟なうちは賢臣に問いて政を行なうが、長ずれば臣下の言を入れない愚か者になりさがる、という意味。

〔一四〕益胤公が賢臣を登用して良政を施したので増上慢になっていることを、雪堂がたしなめたのである。

〔一五〕富沢政綱。八日参照。

〔一六〕活字版「粧」を「妝」に。

〔一七〕隷、為に知事僧に告ぐ。七人を更えて皆、允さる。遂に之を法王に白す。

〔一八〕母が再びこの世に生きかえっても、一物の微、即ちどんな細かな日常の品にも不自由しないように、こうしてとっておきますよ、と霊前に申しあげる。

八月十日

〔一〕今、福島県双葉郡大熊町熊川。

〔二〕今、双葉郡富岡町小浜。

〔三〕虞初新志は、清の張潮が編纂した佚事奇文の文言小説集。

八月十一日

〔一〕漢の揚雄の『方言』。須賀は海浜で耕作できない土地（斥鹵）を言うらしい。今、双葉郡双葉町の中浜、又浪江町の中浜を指していうか。

〔二〕今、福島県いわき市久之浜町久之浜。

〔三〕今、福島県いわき市平。磐城平藩で安東信由の治下。

〔四〕七月二十八日の項を参照。

〔五〕『周礼』夏官司馬の職方氏に、「掌天下之図、以掌天下之地。辨其邦国、都鄙、四夷、八蛮、七閩、九貉、五戎、六狄之人民、与其財用、九谷、六畜之数要、周知其利害。」と。まさにこの職方氏のごとし。

八月十二日

〔一〕今、福島県いわき市平赤井にあった赤井村の附近の山、閼伽井岳とも書く。

〔二〕今、いわき市常磐湯本町。湯本温泉は古来からの名湯。三涵湯といわれ、三箱湯・佐波古湯とも書く。『拾遺集』に「あかずしてわかれし人のすむさとはさはこの見ゆる山のあなたか」（紀輔時）

〔三〕今、いわき市勿来町。かつては菊多関といわれ、現在よ

りも北にあった。養老二年（七一八）菊多郡が石城国に属し、以後陸奥と常陸の国境が南下するに伴って、関所も南方に移ったものである。源義家の歌に、『千載集』「ふく風をなこそのせきとおもへども道もせにちる山桜かな」がある。

〔四〕乃ち亦鎮守の歌に傅会したる無きか。義家の歌の意に強いて結びつけ、「桜石」と名付けたのではないだろうか。

〔五〕今、茨城県北茨木市平潟町。平方村。

〔六〕今、福島県いわき市勿来町。九面。かつて菊多郡に属し、南に平潟、北に関田、の浜街道の村に面した浜辺。

〔七〕安永三年・一七七四年。

〔八〕宕陰のいう鑿空の出典は『史』（即ち『史記』であろう）とするが、『漢書』巻六一張騫伝にみえる。「騫卒。……於レ是西北国始通二於漢一矣。然騫鑿空、諸後使三往者皆称二博望侯一、」

犀譚は（業広意うに）この辺を削ってはどうだろうか、と。

〔九〕今の茨城県日立市・高萩市・北茨城市一帯は、多賀郡（多珂郡）と称した。現在は十王町のみ。多賀城碑を模倣したものか、と。

〔一〇〕久保玄珠・寺門威如は未詳。立原万は号翠軒、水戸藩儒、文政六年（一八二三）八〇歳で卒す。

〔一一〕今、茨城県北茨城市平潟町黒浦。平潟から他村に抜ける洞門の一に黒浦洞がある。

〔一二〕今、いわき市に属する八幡台であろう。岩磨はやはりいわき市の岩間。小浜もいわき市。小名岬は小名浜の辺りか。八串山は初鳥山というらしい。

〔一三〕棚倉藩は、東白川郡棚倉町に城を構え、この頃、松平康爵の治下、六～七万石。平潟までは平潟街道で直通。小浜村は天然の漁港で栄え、泉藩、湯長谷藩、棚倉藩が共同管理にあたっていた。

〔一四〕かつお。

八月十三日

〔一〕排障は、障子や襖等を押しあけること。

〔二〕活字版「羂」。

〔三〕活字版「灝」。

〔四〕豈に石の性が柔なるか、抑其の俗、石を攻めるに巧なるか。石が柔らかいということでもなければ、この土地の人は何か石を穿ったりする特別の手段でも持っているのだろうか。或る人が言うには、地狭くして漕は便なり。是に非ざれば、以て人を容るるに足らず、と。船の輸送が便利で、物の置き場が必

要であるが、土地が狭いので、穴でもあけないと家には人が入りきれないのだ、と。

〔五〕今、茨城県北茨城市中郷町粟野。栗は粟の誤字であろう。活字版も栗としている。

〔六〕今、北茨城市関南町神岡。岩城街道の街村。

〔七〕宕陰は、「庶人の法を犯して馬に跨る者は、帯刀の者に見えて肯て下らず」がいいと。犀譚は「庶人、法を犯して馬に騎り、直商賈に倭う。」としては、という。

〔八〕活字版「獪」。

〔九〕水戸徳川斉昭。寛政一二年～万延一年・一九〇〇～六〇。烈公。

〔一〇〕今、茨城県高萩市。もと竜子山城と言い、近世初に松岡城と名乗った。享和三年・一八〇三に家老中山氏が知行した。

〔一一〕田尻駅か。今の日立市田尻町。

八月十四日

〔一〕介川村。今、日立市助川町。

〔二〕油縄子村。今、日立市鮎川町。

〔三〕今、常陸太田市瑞竜町。水戸藩主徳川家代々の墓地、又明の遺臣朱舜水の墓もこの山にある。

〔四〕箕村。今、久慈郡金砂郷村。三村とも記された。「析山骨」の「析」、活字版「折」。

〔五〕徳川綱條。高松侯頼重の二子。義公の養子。元禄三年封を襲ぐ。

〔六〕徳川光圀。寛永五年～元禄一三年・一六二八～一七〇〇。諡は義公。

〔七〕唐の韓愈に「論仏骨表」（仏骨を論ずる表）がある。

〔八〕『論語』微子篇に「滔々者、天下皆是也、而誰以易。」とある。宕陰は「也」を削ってはどうかというが、犀譚は『論語』には「也」があると。

〔九〕以上、水戸徳川家の墓所で、最も印象深かった義公の墓についての感想。馬鼻封は土饅頭の墳。その土饅頭とその前の墓碑を柵で囲み、そこから、数十メートル下に質素な堂宇を作り、藩士はそこで義公を拝した。そうした形式が世間の風俗とは異なっていると感じられたのである。「亦、必ず世と相い徑庭する者有らん。」「而れども之を世の俗の為す所に比べるに、顧って遠からざらんや。」

〔一〇〕朱舜水（一六〇〇～八二）は明の儒者で名を之瑜といった。清朝の興隆とともに日本に亡命、義公により師として水戸

に招聘された。義公の先生であるから、「古人は主人の敬する所を敬する、の意に従い」、「直其の名を付するは、称呼の当を失する無きを得んや。」として、朱舜水と、号を表記すべきを主張している。

〔一一〕「明徴君士子朱子墓」と「君」字が入る。

〔一二〕義公が西山荘の附近に桃の木を植えて桃源郷と呼んだ。今、常陸太田市の源氏川中流にそれに因んだ桃源橋がある。馬場は今の常陸太田市馬場町。この西山荘は、光圀死後、新宿の久昌寺が守護していたので、以下にみえる守僧は、久昌寺の僧であろう。

〔一三〕高山彦九郎（延享四年～寛政五年・一七四七～九三）は勤王家。蒲生君平（明和五年～文化一〇年・一七六八～一八一三）も尊王家。林子平とともに寛政の三奇人といわれる。宕陰はかつて尊王家を慕ったが、王室とか天朝とかいう表現がやや耳ざわりになってきた。この条も天朝という表現を削ってはどうか。「水戸の風に左袒するの嫌を避くるためなり」と。しかし息軒がもし、世弘（宕陰）は冗説で人をおどろかすことを言うものだ、というならば、「辞の以て其の罪を逃るる無し」即ちその批難も甘んじて受けましょう、と。宕陰と息軒の趣向の違いがみられるおもしろい批語である。息軒はこれより先、天保一一年に松崎慊堂を介し、水戸学の藤田東湖を知り親交を深めている。

〔一四〕乃ち微意の其の間に有ること無きか。義公は倹素を旨として徹底したが、義公自身はそこまでしなくとも既に堅実さで美徳を誇っている。やはり、身をもって他に何かを示そうとする微意が、そこまでする行為には含まれているのではないだろうか、という意。

〔一五〕今、常陸太田市。

〔一六〕今、茨城県那珂郡那珂町額田。久慈川の流域。

八月十五日

〔一〕茨城県南部の湖。霞ヶ浦を西浦とも言うのに対する。

〔二〕活字版・他の写本「干」を「管」。息軒の旅の本心がここに語られる。奇人を訪うも亦、奇境の為にして、始めより観風・講学の事に干するに非ず。しかし、帰途に就いてからは思い火の如く帰りたくなった。帰りたいけれども霞ヶ浦、筑波山だけはどうしても見ておきたい、と。

〔三〕水戸は室町時代末に佐竹氏（後、秋田へ移封）が支配したが、慶長七年（一六〇二）に徳川氏が進出して本格的な城下

町が整備された。

〔四〕今、千波湖。

〔五〕粗、文と称う。碑文の内容を全く彷彿させるものだ。烈公水戸斉昭が藤田東湖に代撰せしめた「弘道館記」をいうか。

〔六〕『論語』子張篇に「夫子之牆数仞。不下得二其門一而入上。」とあり、この表現によるのを成語に依ると言った。

〔七〕今、東茨城郡茨城町海老沢。

〔八〕今、東茨城郡大洗町大貫町。

〔九〕鹿島郡旭村。かつて夏海村と称した。子生はコナジと読む。同じく旭村子生。粟山はモミヤマ、かつて樅山と称し、籾山村となった。今は同じく旭村樅山。

〔一〇〕今、鹿島郡鉾田町鉾田。

〔一一〕霞ヶ浦。

〔一二〕そこで船のたまり場に行き、舟を討ね（求め）、估を増して一貫文で交渉したが結局おりあわなかった。

〔一三〕宕陰は、「噫」があると、辞の軽鬆に欠する、という。要するに何か重々しい感じがするので、それを「嫌」って削るべしと提言する。あっさりと「予、過てり」と続けた方が読みやすいと考えている。尚、息軒が北浦を賞讃するのは、月と山並みの調和が快いと感じたことと、それからもう江戸も近いという安堵感も加わってのことであろうと思われる。

八月十六日

〔一〕今、鹿島郡鹿島町。

〔二〕昨日、今日鹿島に行く舟に乗る事を約束して来たが、行ってみるともう出発した後であった。

〔三〕今、鹿島郡大洋村札。

〔四〕ここに鹿島神宮の記事を若干附しているが、鹿島名祠は其の神は何の神か、当に載は祀典にも在るべし。この段は少々略し過ぎで、説明を加えてはいかが、と犀譚は言う。

〔五〕鹿島七不思議のひとつ。要石は三〇センチ位の丸石で、地震を抑えるという言い伝えがある。息軒は、皆妄説だとして参観しなかった。

〔六〕今、鹿島町大船津。

〔七〕いたこ。今、行方郡潮来町潮来。もと板久と称したが、光圀がかく命名した。

〔八〕天下泰平の証し。元享は元文～延享年間（一七三六～一七四七）。時に、八代将軍吉宗の治世。

〔九〕服部南郭（天和三年～宝暦九年・一六八三～一七五九）。

服元喬と称した。荻生徂徠の門人の双璧。一方は硬派の太宰春台。「潮来曲」は、いたこぶし。

〔一〇〕天保の改革で私設の妓館を規制したので、江戸深川から移り来たものがあった。「逐う所有れば、斯れ之を受くる所有り、天地の大なるや、虎狼も亦、育まる、怪しむに足らざるのみ。」こうした見方に対し、宕陰は「意表に出るもの」と評する。

〔一一〕今、行方郡牛堀町牛堀。

〔一二〕今、行方郡麻生町島並。

八月十七日

〔一〕西蓮寺、今、行方郡玉造町西蓮寺。

〔二〕今、石岡市高浜。霞ヶ浦の北辺。

〔三〕船酔いである。

〔四〕今、新治郡出島村田伏。霞ヶ浦の半島の最先端。

〔五〕今、土浦市中貫。水戸街道沿い。

〔六〕今、新治郡千代田村下稲吉。水戸街道沿い。中貫まであと約一里。

〔七〕速ならんと欲せば、迂路に由れ。急がば回れ、の格言を指そう。近路をして中貫を目指したが、結局は遠回りになってしまった。遠回りと思っても正路を行くのが結局は近い。この真理をかつて政治に応用して論じたが、実際に路程で体験するとは実に冷や汗ものである、という意。宕陰もそこで格言を下し、「旁観すれば得、局に当たれば迷う。故に論政に得て履途に失す。」と。

〔八〕清水郷。稲吉駅の近辺。

〔九〕活字版「醤」を「鼞」に。犀譚は「読む能はず」と。意未詳。

〔一〇〕今、土浦市。この時、土屋寅直公の治下。

八月十八日

〔一〕一七三四年。

〔二〕桑弘羊は漢の武帝の官吏で、塩鉄専売の役人。劉晏は、漢高祖の孫で『淮南子』の編纂で知られる。

〔三〕活字版「否」を「不」に。

八月十九日

〔一〕筑波山は、男体峰（西峰）と女体峰（東峰）からなり、標高八七五・九メートル。

〔二〕活字版「愉」を「喻」、「冊」を「冊」に。下も同じ。ここは筑波山神社に就いて述べる。筑波男大神（伊奘諾）と女大

神（伊奘冊）を祀る、男体祠・女体祠・拝殿等がある。伊奘諾尊（いざなぎのみこと）、伊弉冉尊（いざなみのみこと）から、都久奈美の読みに「筑波」をあてたもの、とする。『万葉集』が「波」を「なみ」でなく「ば」と読んだところから「つくば」と読まれて久しい、と。

〔三〕富士山の異称。宕陰はこの描写に心をうたれ、「予、嘗て富岳を鴻台に看るに、此に状する所の如し。当時、筆を把りて之を形づくらんとすれども得る能わず。此を読むに及んで、神（こころ）、再び崇寧寺に往けり。」

八月二十日

〔一〕今、筑波郡筑波町筑波に属し、明治以後は機能を停止した。天保の頃は、神仏習合の霊山として幕府の保護を受けていた。日光にも同名の寺があり、筑波の神仏を同じ様に日光にも祀ったものであろうか、と。

〔二〕水無川。かつては男女川といった。男峰と女峰の間から南に流れるからである。

〔三〕活字版「索」。

〔四〕乃ち知る、蒙気の冷際に及ばざるは審なるを。雲霧が垂れ込めているよりもひんやりとしている時の方が良い。こうした一文に、宕陰は息軒の学問好きを知る。天経は天の道・法則。自然のことわりを看取するこの学問を、天経或問（或問は問いに答える意）と称した。

〔五〕いざなぎのみこと（男神）といざなみのみこと（女神）が天下万民を生んだ、という神話に因んで命名した。

〔六〕活字版「巖下。所以」と句切る。

〔七〕活字版「佚」を「迭」。たがいに、と読む。

〔八〕ことさらに。平らな道をわざと隔てて遠回りをする。活字版「掾」を「縁」に。

〔九〕今、筑波町大貫。

〔一〇〕岱山は泰山。中国山東省の名山。海抜一五三二メートル。以下、泰山はまわりに山が少ないので高く見えるのであって、同様に筑波山も常総には高い山が無いので富士山に比せられるのである、と。

〔一一〕清の考証学者。その『曝書亭集』は息軒の愛読する所である。巻四九に「開元太山銘跋」がある。開元即ち唐代（李唐）玄宗皇帝の御代に建てられた碑銘についての一文に、「山高四千九百丈二尺、行旅出二于途一者、車前馬首、仰視、略可レ覩。」とあり、泰山は余り高くはないと。

〔一二〕于鱗太華山記亦云爾、は未考。

〔一三〕王充は漢の思想家。『論衡』の書虚篇に、「太山高巍然、去レ之百里、不レ見二蜨螺一、遠也。」また説日篇に、「太山高、参レ天入レ雲、去レ之百里、不レ見二埵块一。」とある。要するに、太山は百里離れてしまうと岩や石の形状も見えなくなってしまう。活字版は「泰山之高。参天入雲。去之百里。不見埵塊。」に作り、説日篇によっている。初稿本は書虚篇によっている。

〔一四〕活字版「蜨螺」を「埵塊」に、「巍然」を「参天」に作る。

〔一五〕青州・兗州。今の山東省、河北省南部一帯の古名。

〔一六〕其の親しむ所に佞らず、亦公なるか。無我の一端なり。塩批（宕陰の批語）のいわゆる「到る処、学問なり」の四字は、品、全部を尽す。

〔一七〕息軒四十にして目、順う。『論語』では「四十にして惑わず」「六十にして耳、順う」。ここは、息軒の目が客観的で、何を見ても冷静に学問的な裏付けをもって観察していることに敬意を表しているのである。

〔一八〕『論語』堯曰篇最後の章、「不レ知レ命無二以為一君子一也。不レ知レ礼無二以立一也。不レ知レ言無二以知レ人也。」

〔一九〕今、茨城県下妻市下妻。当時、井上正建公の治下。

八月二十一日

〔一〕今、下妻市大宝の大宝八幡神社、大宝二年は七〇二年。

〔二〕興国四年は一三四三年。源顕時は春日顕国（？～興国五年）。のち顕時と改名。鎮守府将軍北畠顕家の武将で親房を援けた。宇津嶺親王は興良親王。関城は今、真壁郡関城町関館。この辺は南朝の拠点となっていた。南朝勢力は奥州白河の結城親朝への援軍要請も空しく、足利軍に敗れ、親房は吉野へ、関・大宝城は陥落した。顕時も翌年戦死した。

〔三〕活字版「史不レ記二親王乃顕時所一レ終。」と区切る。

〔四〕活字版「云。与一書生。～」と区切る。

〔五〕真壁は今、真壁郡真壁町。ここで一人の書生に出会ったことを、水戸の老書生が語ってくれた。様子を聞けば、どうも長友君らしい。飫肥から出奔して行方が知れなかったものとみられる。息軒の「及門録」の明治八年一月の条に「郷人　長友安敦」とあるのはその関係の人であろうか。（七月三日参照）

〔六〕今、私が課業中途で帰郷したらば、主人に対して恩に負くもの大であるから、半年待って、やや学成ったところで帰りたいと思います。私の気持を遂げさせて下さい。と長友君は願っ

て譲らなかった。

〔七〕『南華経』は『荘子』逍遙遊第一に「有レ鳥焉、其名為レ鵬、……絶二雲気一、負二青天一、然後図レ南、且適二南冥一也。」とある。「李王家の習気」というのは朝鮮李朝の趣が感じられるとの意か。

〔八〕今、真壁郡協和町桑山。

〔九〕今、茨城県下館市。結城街道沿い。

〔一〇〕七月四日（補注〔三〕を参照）ここで黄魚を食べた。往路と帰路がここに合流することになる。

八月二十二日

〔一〕今、栃木県小山市。結城を西に抜けて日光街道に入ったのである。

〔二〕一六〇〇年。この年の正月に徳川家康（烈祖）は、会津の上杉景勝（弘治五年～元和九年・一五五五～一六二三）に上洛を促したが拒否されたので、会津へむけて京都伏見から出兵、七月二四日にここ小山に到着した。そこで、石田三成・毛利輝元等の挙兵を聞き、再び西へむかい、関ケ原の戦で三成の西軍をやぶった。

〔三〕今、茨城県古河市。古河藩は大名家の交替が多く、近世は十一家に及ぶ。天保の頃は、老中土井利位であった。

〔四〕一三三七年、北朝の建武四年。北畠親房の子顕家（文保二年～延元三年・一三一八～三八）は、南朝の建武二年（一三三五）鎮守府将軍となり、足利氏に対抗した。延元二年、吉野に遷った後醍醐天皇の命で、西に上った。足利義詮は尊氏の子、二代将軍。

〔五〕万軍が水中に入った勢いで水があふれ出し、南岸の敵がその水で溺れた、という伝説。息軒は、この深さと水位からしてそれはないだろうと疑っている。

〔六〕今、埼玉県幸手市。日光街道の宿駅。

〔七〕活字版「秀溪」。ここは破損不明。志手溪、というが不詳。

〔八〕拘わりすぎかも知れないが、「翠華」は中国では天子の旗を指し、やや大袈裟ではないか、改めては、と犀譚。

〔九〕沼の浮草（萍）等は、今無理に取らなくとも冬になれば死ぬんじゃないのか、と店主人に問えば、霜が降りれば枯れて沈む、という答え。店主人も（顔色を察すると）苦笑いを匿すような表情だ。秋で農事が繁忙の時、無駄な役（冗役）を課するのは仁主の意とする所ではない。新政の恵みがあっても官吏が赤子（民）に流してくれなければ何にもならない。政治は

「尽心」心を尽す事が大切だ、と息軒の痛切な叫びである。「慝」は活字版「匿」。

〔一〇〕七月二日、旅の初日に宿した所。春日部市。

八月二十三日

〔一〕よく知っている道である。

〔二〕活字版「岩槻」。下も同じ。今、埼玉県岩槻市。日光道中から日光御成道へ移った。岩槻の東に元荒川、西に綾瀬川が流れる。ここにいう「荒川」は元荒川である。

〔三〕一四五七年。室町時代の関東の勢力争いを記す。関東管領山内上杉氏と将軍家の鎌倉方の主足利成氏の対立から、将軍義政は上杉方を支持、渋川義鏡を派遣して古河に拠っていた成氏を討った。成氏は古河公方、義政は弟政知を伊豆堀越に置き、堀越公方と呼んだ。義鏡は蕨城（埼玉県蕨市）に拠って古河勢に対抗した。またこの時、扇谷上杉氏の持朝は成氏に対するため、河越（埼玉県川越市）、岩槻、江戸に城を築き、自らは河越に拠り、家臣の太田資清に岩槻を、その子資長（道灌）に江戸城をまかせた。

〔四〕天命というものであろうか。そもそも河越、岩付を主として、江戸に城を派築したのであるが、却ってこちらが地味で江戸城が繁栄してしまった。力の源と成功を享受するものは必ずしも同じではないようだ。岩付は今日までしばしば城主を替えて落ち着かない。

〔五〕厳祖は四代将軍家綱。阿部重次（慶長三年～慶安三年・一五九八～一六五一）は寛永一五年（一六三八）に岩槻の城主となり、慶安四年四月二〇日、三代将軍家光の死に殉じているので、ここは「猷祖」であろう。

〔六〕活字版「東北向水戸。義公」と区切る。

〔七〕活字版「義」。ここは破損。

〔八〕活字版「無」。破損。

〔九〕活字版「慕」。破損。

〔一〇〕私の目の黒いうちは、一歩たりとも公（義公）が兵を挙げて岩槻を越えることは許しませぬ、これが馬門を東北に改めた理由でございます、と答えた。

〔一一〕大岡忠固。

〔一二〕岩淵、豊島津、王子村、皆荒川沿い、今東京都。

〔一三〕活字版「者」。ここは破損。

〔一四〕活字版「年」。破損。

〔一五〕天保の飢饉を指す。

〔一六〕活字版「其所以償之」。ここは破損。天道の乗除は微と雖も洩らさず。其の之を償う所以は乃ち茲に在り。災あれば福もある、すべては天道に載する所、災患に悩まされていたものの、思う存分に自然の空気を吸うことができたではないか。帰宅すれば、初の男子を授かったではないか。犀譚も、「報いを至廉に求む」、些少なことにも天の報いを求むれば、そこに「慍らず、悶えず」の心境が開かれるのだ、と評し、宕陰も「安貞知命」、ともに『易経』の言葉、こそが「不慍不悶」の心境であると。そしてそれは、「書を読みて善く適くなり」つまり読書してこそはじめて行き着く境涯であると評している。息軒の「読書余適」という書名の意味も、こうした二儒の評をして初めて知ることができる。読書して後に適く所は、自然を見て、人に会い、全ての事象に対応できる冷徹な境地なのである。

〔一七〕後篇の如きは、尤も其れ真を転ずる者なり。後篇には文に含む真実が多様であるという評語。

〔一八〕広に江湖有り、峻に山有り。草鞋・菅笠は即ち仙寰なり。人生若し箇の中に醉わずんば、縱い封侯に至るとも亦、等閑なり。自然の中に融和して醉うことでもなければ、どんな優雅な自分も関する所ではない、と。

〔一九〕呱々を聴き了りて只自ら憐む。痴情早くに已に他年を算す。春風是れより一百度。傚う莫れ、乃ち翁が鳥を聞きて眠るに。男子を挙げて喜びもつかの間、考えてみれば子供の成長を夢みるとそれだけ自分も年をとる。年の経つのは早いぞ、我が子よ、立派に成長して翁さんのようななまけ者にはなるなよ。息軒が男子を得て、如何に将来を託したかがよく理解できる。名を棟蔵という。文久三年（一八六三）二一歳の若さで父に先んじた時の息軒の思いが如何ばかりであったかは、察するに余りがある。

（跋文）

〔一〕息軒は、世を閲ること倍老にして、書を読むこと倍駹し。蓄える所は蓬勃として、雍がれるを区、洩れたるを制す。奥羽の行を為せば、触は処りて頴脱し、尚、遏むべからざるの勢有り。而れども夫子自ら道えば乃ち云う、「一意幽探、非干観風講学之事」（八月十五日の条参照）。之をして観風・講学を以て自ら任ぜしむれば、則ち吾、必ず其の文の、白虹直ちに北斗を衝きたるを知るなり。篇中、議論に着き、及び遺聞を拾う処は、措語（措辞に同じ）の紀行体を欠くるを覚ゆるに似たり。予、初め一たび之に筆勾（線をひくこと―批点を加えること）

せんと欲して、乍ち思う、此の読書余適は尋常の游記の文を以て之を視るを得ず、作者は固に狡獪なるかな、と。癸卯菊月小尽（天保一四年・九月小尽）　社の末弟世弘妄批す。

この旅行記は、尋常のものではない。紀行文とは一味違うものだが、とてもうっかりと手を入れられるようなものではない、と。平家がにの如く横にらみして触感を左右にめぐらすと、そのまま突き破る程するどい（頴脱）。白い虹が一直線に北斗星に伸びるような、桁はずれのするどさである、と。

〔二〕天、若し竟に是の人をして功を当世に立たしめんと欲せざれば、則ち当に其れをして超然と放浪し、草鞋を着け、菅笠を載し、足跡を天下の名山・大水に遍からしめよ。風土・政治は一たび其の饒舌に任せて、大師氏が就いて之を采り之を天府に蔵むれば、則ち古者の州上の風土の意は之を一奚の囊に収めて足れり。然れども、其の思を綱常に敦くし、意を世道に致し、斯の道に載するに風土の表に行わるる者を以てするは、亦、大師氏の能く其の用を尽す所に非ず。而して其の言は固に用舎を以て軽量を為さず。此を之不朽という。○虎をして鼠を捕らしむれば、曾て百文の狸に如かず。息軒、文成りて稿出づ。誤字を訂正するは、其の功、余に在るも亦、蜡の一臠を享するべし。

癸卯閏月望（天保一四年九月一五日）社の末弟業広謹みて識す。

息軒の如き天才は、立身出世よりも、全国を歩き回らせるに如くはない。そして土地の風土を語るに任せ、某々大師様がそれを文にして上れば、全国の風土も一つの袋で間に合うわけだ。しかし、深い洞察力で風土政治を分析するのは、この人を置いて他にはいない。事理の功用のみで語らず真実を射ぬく。これを不朽という。虎を息軒に、狸を犀譚自身に喩えた。鼠は誤字。虎と言えども誤字を見つけるならば小さな狸には及ばないでしょう。誤字の訂正ぐらいがせいぜい私の役目であって、この功もうじ虫の切れ肉程の些少なものですが、玉稿にお供えさせていただきましょう、と。まことに謙遜きわまりない表現で趣が深い。